

平成30年第1回山江村議会3月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	3月 7日	水	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・提案理由説明 ・質 疑 ・討 論 ・表 決
2	3月 8日	木	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
3	3月 9日	金	休 会	村内一円 議会委員会室	午前 9時 午後 1時	<ul style="list-style-type: none"> ・現 地 調 査 ・委 員 会
4	3月10日	土	休 日			
5	3月11日	日	休 日			
6	3月12日	月	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
7	3月13日	火	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
8	3月14日	水	休 会	議会委員会室	午前 9時	・議 案 審 議
9	3月15日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
10	3月16日	金	本会議	議会議場	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

3 月 7 日 (水)

平成30年第1回山江村議会3月定例会（第1号）

平成30年3月7日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 要望第 1号 | 内ノ畑水道施設修理に関する要望書 |
| 日程第 4 | 要望第 2号 | 下払地区水道修理に関する要望書 |
| 日程第 5 | 承認第 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 6 | 議案第 1号 | 平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 7 | 議案第 2号 | 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第 8 | 議案第 3号 | 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第 4号 | 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第10号 | 山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 | 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 | 山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 18 議案第 13 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 19 議案第 14 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 20 議案第 15 号 山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 21 議案第 16 号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 22 議案第 17 号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第 23 議案第 18 号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す
る基準を定める条例の制定について
- 日程第 24 議案第 19 号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 25 議案第 20 号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 26 議案第 21 号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議案第 22 号 山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 28 議案第 23 号 平成 30 年度山江村一般会計予算
- 日程第 29 議案第 24 号 平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 30 議案第 25 号 平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第 31 議案第 26 号 平成 30 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 32 議案第 27 号 平成 30 年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第 33 議案第 28 号 平成 30 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第 34 議案第 29 号 平成 30 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第 35 陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求
める意見書に関する陳情書
- 日程第 36 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治君	教育長 藤本 誠一君
総務課長 北田 愛介君	税務課長 山口 明君
企画調整課長 松尾 充章君	産業振興課長 平山 辰也君
健康福祉課長 一二三 信幸君	建設課長 白川 俊博君
教育課長 蕨野 昭憲君	会計管理者 迫田 教文君
代表監査委員 木下 久人君	

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 平成30年第1回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中出席いただきましてありがとうございます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

12月8日、議会定例会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告については、お手元に配付しております。

また、地方自治法199条第9項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書は、監査委員よりお手元にお配りしたところでございます。提出されておりますので、よろしく願いいたします。

12月11日、やまえ栗モンブラン販売記者発表、県庁において行われました。

12月13日、西川内地区公営住宅建設工事の上棟式がありまして、全議員が参加しております。

12月21日、平成29年度県道相良人吉線の改良貫通促進期成会の要望が県庁でありまして、私と産業厚生委員長、横谷委員長のほうが参加しております。

12月27日、合戦峰地区物産販売所建設起工式が、正副議長、常任委員長の出席で行われております。

1月4日、平成30年山江村成人式、役場大会議室で行われております。議員全員が参加しております。

1月6日、平成30年度山江村消防出初式が開催されまして、全議員が参加しております。

1月13日、山江村交通安全祈願祭、山江村新春の集いが山江温泉ほたるで行われております。

1月15日、第45回山江村新春駅伝大会が山田コースで行われて、全議員が参加しております。

1月24日、下球磨町村議会連絡協議会正副議長会議が五木村役場で行われて、私と副議長、中竹副議長と参加しております。

1月27日、万江川水源の森づくり植樹活動が丸岡公園で行われております。

2月4日、関東丸岡会が東京都のほうで行われまして、80名ほどの参加がされております。

2月16日、第68回熊本県町村議会議長会定期総会が、ホテル熊本テルサで行われました。

2月17日、山江村教育の集い、全議員が参加しております。

2月20日、平成29年度子ども議会が当議場で開催されまして、9名の方が一般質問をされております。

平成29年議会常任委員会合同研修会が、2月21日、22日、高森町のICT教育についてと、大分県豊後大野市で農業関係の研修を行っておるところでございます。この件につきましては、総務常任委員長があとで報告申し上げます。

2月23日、平成29年度球磨郡町村議会議員研修会、アンジェリーク平安で行われております。

3月2日、全国ICT首長協議会総務大臣賞受賞祝賀会が山江温泉ほたるで行われまして各議員が参加しております。

3月4日、万江小学校創立30周年記念式典が万江小学校で行われまして、全議員が参加しております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつと代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されております。関係議員の報告を質問席からお願い申し上げます。

なお、お手元に資料は配付されております。

まず、人吉球磨広域行政組合議会議員、6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） おはようございます。それではご報告申し上げます。平成30年度第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会が、3月2日に人吉球磨クリーンプラザ会議室において開催されましたので、ご報告いたします。

会期につきましては、3月2日開会、3月3日から3月27日までを休会とし、3月28日までとすることに決定をしております。

日程第5からが議案でありまして、今回提出されました議案は、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算と、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算、また特別養護老人ホーム特別会計の補正予算、3件と、平成30年度人吉球磨広域行政組合の一般会計予算、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、また特別養護老人ホーム特別会計予算の3件と、平成30年度一般会計経費の負担金の総額及び条例の一部を改正する条例の制定が2件で、9議案であります。この9議案を一括し、執行部の提案理由の説明を受け、その後、議案1号から3号までの補正予算の3件と、議案第8号の条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を受け、条例案件を先に採決し、補正予算案件の質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。

以上で、人吉球磨広域行政組合会議定例会の報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） おはようございます。平成30年3月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会が、去る3月1日午後2時より、人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されましたのでご報告申し上げます。

会議録署名議員の指名のあと会期の決定となりましたが、3月1日、1日限りでありました。

日程第3から日程第10までは議案でありまして、議案第1号、人吉下球磨消防組合消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、条項や文言の改正でありました。

議案第2号、人吉下球磨消防組合管理者等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、出張時の日当を減額するものでありました。

議案第3号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、級別職務分類表の改正などでありました。

議案第4号、人吉下球磨消防組合議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、監査委員の報酬を若干増額するものでありました。

議案第5号、人吉下球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、働きながら育児や介護のための休暇を取りやすくするためのものでありました。

議案第6号、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定については、これは政令による3年に一度の改正に基づくものでありました。

議案第7号、平成29年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、総額に199万5,000円を追加し、総額を10億3,528万6,000円とするものでありました。なお、これに伴う山江村の負担金の増額はありません。

議案第8号、平成30年度人吉下球磨消防組合一般会計予算については、総額11億6,958万4,000円とする予算案でありました。このうち、山江村の負担金はいろいろありますが、合わせて8,201万3,000円であります。なお、この内容については、平成30年度山江村一般会計予算書の81ページと82ページに提案されております。歳出のうち主なものは、はしご車の購入1億8,000万円、救急車の購入3,500万円、ボイスパケットトランシーバー整備事業850万円などであります。

議案第1号から議案第8号まで、いずれも原案どおり可決決定しております。

そのあとに一般質問が行われ、人吉市議会の大塚則男議員から、人吉球磨消防広域化についての質問がっております。答弁は「今も話し合いを続けているが、時間をかけて話し合う」との答弁であったように思います。

開けていただきますと、平成29年1月から12月までの災害出動概要が載っております。総出動件数は3,449件で、前年比プラス174件です。このうち、火災件数については28件、前年比9件、救急件数については2,957件、119件の増加であります。総件数を1日あたりで平均してみますと、約10件の出動があつておるようでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、議会常任委員会合同視察研修が行われました。総務文教常任委員長より報告をお願いいたします。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） それでは、常任委員会合同研修の報告を簡単にいたします。

研修先は、熊本県甲佐町、高森町、大分県豊後大野市であります。

研修目的は、森林育成の展望、教育ICTの取り組み、農業生産インキュベーションファーム事業について学び、本村の活動へ活かすことであります。

研修行程は、2月21日から22日に実施しております。

参加者は、村議会議員8名、執行部から2名、局長を含みます。

それから内容所管であります。最初の研修地は、熊本県林業研究指導所、甲佐町の舞の原試験園で、5.3ヘクタール、研究参事の宮島農学博士から説明を受けております。特に早生樹種としてセンダンが選抜された経緯は、成長比較試験や生存率の結果から有望であることなど、説明を受けております。本村も時代の流れによる厳しい状況の中で、今回の舞の原試験園は適切な研修地であったと思います。

次に、高森町役場行政視察研修では、ICTで本村とともに有名な高森町の取り組みについて説明を受けております。高森町の新教育プランとは、コミュニティスクールの導入、小中一貫教育の導入、ふるさと教育の推進、環境教育の整備の4つの事業を進めておられます。高森町は初年度に町内の全小中学校の普通教室全てに電子黒板を導入して、タブレット端末の導入が平成25年度からのスタートになっております。また、小中一貫教育も進めておられます。28年度から「義務教育学校」が新しい学校の種類として位置づけられまして、小中一貫教育が法的に整備され、高森町では平成29年4月に「高森東学園義務教育学校」を開設されておられるところであります。

2日目は、大分県豊後大野市であります。豊後大野市役所5階において、農業生産インキュベーションファームの説明を受けております。豊後大野市農業振興課振

興計画として、将来にわたって農地を活かす、人を活かす農業を目指され、担い手に基づく構造改革の推進、農業生産の構造改革の推進、農地対策の構造改革などを行われながら、インキュベーションファームの新規就農を目指す人を手厚く指導し、西日本一の産地を誇る夏秋ピーマンの栽培管理の実践研修や、農業簿記等の研修を行い、ピーマンを主とした農業で、農業所得が大体400万円ぐらいを目指すということができるといふインキュベーションファームの事業でありました。本村の基幹産業の課題や対策、就農営農のためにも大変参考になるのではと思われました。二日間の研修、お世話になりました。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会及び委員会研修報告が終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

本日ここに、平成30年第1回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただく中に開催できますことに、心から感謝を申し上げます。

それではまず、先般の臨時会後の行政報告を申し上げます。主なもののみ申し上げます。議員の皆様方にはお手元に配付されているものでございます。

12月9日、これは海山交流少年の船事業歓迎ということで、式典ということで、対馬市から山江村のほうに今年は来られて交流を図ったということでございます。

12月11日、先ほど議長からも報告がありまして、やまえ栗のモンブランの記者発表を県庁のほうで行ったということであります。今年も4万個弱のモンブランがつけられて、売っていたということであります。

それから、12月13日は山江村財産審議会を開催いたしました。これは大平の分収林の価格に伴う決定につきまして、諮問をさせてもらったところでございます。答申もいただいたところでございまして、その金額により現在交渉中でございます。

それから、先ほどありまして、西川内の公営住宅蕨野団地の上棟式を同じ日に開催をしております。

それから、12月17日は、第65回球磨人吉市町村対抗熊日駅伝大会が行われ

ております。

12月21日ですが、県道相良人吉線改良貫通促進期成会の件で、県のほうに要望会に相良村とともに出向いたということでございます。

それから、12月27日は、合戦峰の物産館の建築起工式を開催をいたしております。議員の皆様方にも出席いただきまして、大変ありがとうございました。

それから、12月28日は仕事納め式であります。1日に大王神社の元旦祭に出向いております。

1月4日が仕事始め式に引き続きまして、山江村の成人式が挙行されております。

1月6日が山江村の消防出初式でございました。

1月13日は、山江村の交通安全祈願祭が大王神社のほうで執り行われております。併せて同じ日ですけれども、山江村の新春の集い、賀詞交換会が温泉センターのほうで行われたということでございます。

21日、山江村の新春駅伝大会でございました。

それから、1月22日でありますけれども、山江の主食用米といいますか、山江の米への食味を、職員の皆さん方と一緒に、職員と関係者の皆さん方と一緒に検討しようじゃないかというようなことで、食味を検討会をさせていただきました。なかなかおもしろい取り組みといいますか、山江の米はおいしいと言われておりますが、しっかり食味でその味を確認するということでは、今後ともこの食味検討会が広げながら、いろんな方に入ってもらいながら、食味をしていくということが必要であろうかと思っておりますし、まさに本年から減反政策がなくなりますので、やはりその地域間競争としての味の確立と、おいしい米であるということは大事な要素にもなるかとも思っております。

1月25日は、北永シ切団地の譲渡契約会を、北永シ切の集会場において行いました。22件の方々が譲渡を希望されておまして、3月の中旬以降に、議会が終了しました以降に、登記簿を授与いたしまして4月1日からいよいよ譲渡するということになっております。

1月27日は、万江川水源の森づくり植樹祭が行われました。

それから1月28日、熊日の郡市対抗女子駅伝大会が開催されまして、本村から二人の中学生が参加をしております。教育委員会とともに、熊本市のほうに応援に行っております。

1月29日、全国ICT教育首長サミットが行われまして、この時はサミットにおけるICTの優秀賞を選ぼうかというような催しもあったわけではありますが、山江村、先に応募しておりましたら、総務大臣賞に早々と決定をしていただき

ました。従いまして、総務大臣賞受賞のプレゼンテーションを私のほうでさせてもらったということでございます。この総務大臣賞、ICT教育に取り組みまして7年目ということでありまして、構想は10年の構想の中の7年目ということでありまして、一つの大きな契機になろうかと思っておりますけれども、この総務大臣賞をもらうことが目的では当然ございませんので、今後とも子どもたちの身心ともに健やかな成長をしっかりと見守っていく、また育てていくということで大変だろうということを確認をさせてもらったところでございます。

それから2月2日は、教育委員会の対象セミナーというのが福岡市で行われまして、これはICT教育ですけれども、そこで講演依頼が私のほうにまいりまして、黒木指導主事とともに出向き、講演をしていまいったところであります。

2月4日、5日は、関東地区丸岡会でございます。議長からもありましたとおり、80名近い方々の参加の中に、山江村の現況を報告する中に、より良き交流ができたというふうに考えております。

それから、2月6日から7日にかけては、道路予算関係に伴います球磨郡の町村会による管内主軸事業要望に出向いております。

それから、2月9日は、山江村の商工会地域問題に関する懇談会が開催されておりました、商工会のほうと懇談をできておるところであります。

2月11日、第44回郡市対抗熊日駅伝大会が開催されております。前日から私は天草市のほうに入り、山江村からも中学生1名が選手として走っておりますので、その応援に出向いたところであります。

それから、2月13日でありますけれども、先の総務大臣表彰の報告ということで、熊本県の教育庁を教育長とともに訪問し、報告を行わせてもらったということであります。午前中、教育庁を訪問して、午後は地域づくり夢チャレンジ推進事業の、いわゆる栗まつりを中心とした、やまえ栗のブランディングに対する事業の展開が認められたということでありまして、その知事表彰を受けたということでありまして、その知事表彰に県庁のほうに出向いております。

それから、2月16日であります、第4回の介護保険事業計画策定委員会が開催されたということであります。今回は第7期、要するに30年から32年にかけての介護保険料の改定の年でありました。その委員会を重ねてきまして、4回重ねてきまして、介護保険料の第1号保険者の保険料が決定したということでありますが、今回は300円上がって、5,900円が6,200円になったというようなことに決定しております。

2月17日は、山江村教育の集いが開催されて、年々とたくさん、参加者もたくさん参加いただきながら、非常に有意義な集いが開催されているということを感じ

ております。

2月20日、子ども議会でございました。小学生議会でございました。

それから、2月22日から2月24日まで、球磨の土木事業推進協議会研修で、和歌山県のほうと三重県のほうに研修に行っております。球磨郡の9町村長と振興局の土木部長10名で出向いたということでもあります。和歌山県におきましては、紀ノ川の河川国道事務所から説明を受けたということでもあります。紀ノ川の支流が内水面で氾濫する、いつも水害が起こると、床上浸水が起こるとというような対策を、可倒式の排水路を新たに90億円を使って、河川掘削とともに国のほうが大規模に工事をしている。その様子を、現場を見てきたということでもあります。三重県のほうは、紀宝町というところに行きまして、紀ノ國の紀と宝ですが、1万1,000人ぐらいの人口であります。これも熊野川の支流がございまして、その支流が内水面が同じようにはけきれずにいつも洪水を起こすと。輪中堤の整備を行って。球磨村が輪中堤の整備をしているところでもありますけれども、そういう本当に水害の常襲地帯だということを改めて感じたわけでもありますけれども、海のほうは南海トラフ、その山つきからは洪水が襲うというようなことで、本当に災害との戦いの歴史を紀ノ川町されているというようなことを感じながら研修を深めてきたわけでもあります。ただ、そういうところでもありますから、日本で一番最初にタイムラインをつくったという町でありました。紀宝町の町長は、球磨村、それから人吉市のタイムラインの策定の折に、何度か人吉球磨にも入っておられるというようなことでもございました。その縁で、紀宝町を研修したということでもあります。

それから、2月28日は、つつじ祭りの実行委員会を開催いたしまして、つつじ祭りを4月22日に開催するというので、ご決定をいただいております。そして、山江村の地域支えあい推進会議がございました。これにつきましては、新しい仕組みをつくっていくということでもあります。やはりよく福祉は自助・扶助・公助と言われますけれども、まずは自分たちでできることは自分たちでやりましょう、そして地域で支えあいましょうという仕組みをつくっていきましょう。その後、しっかり公的な機関といいますか、役場、社会福祉協議会と連携を取りながら、全体的な地域支えあいを実践していきましょうというようなことで、今後進むということになります。

それから、同じく山江村の総合エネルギー検討委員会、これは環境省の外郭団体の補助金をもらって検討を重ねてきたということでもございますけれども、その補助事業に対する報告が行われたということでもございます。

各市町村ともCO2削減、または電力を今後どのように求めていくかということは、もうご案内のとおり、日本の喫緊の課題でもあろうかと思っております。一応、原子

力が今稼働しておりまして、その原子力に頼っている事実はございますけれども、いずれその原子力についても老朽化するわけでありますから、当然、代替エネルギーあたりの検討を始めていかなくちやいけないということでもあります。そういうことも視野に入れながら、総合エネルギーの検討委員会を積み重ねているところでございます。

それから、3月4日でありますけれども、山江村の万江小学校の創立30周年記念式典が行われました。これにつきましては、議員の皆様方もご参加いただいたところであります。

3月5日でありますけれども、山江村の移住定住促進委員会を開催をいたしております。委員の方々が地区担当の中で空き家の情報を収集して今もらっておりながら、それを情報交換しながら移住者を、希望、移住を希望される方々と、その空き家の所有者のマッチングをスムーズに図ろうというような会議でございます。

以上、行政報告を申し上げたところでありますけれども、引き続き、30年度の当初予算もありますので、少しだけ時間をいただきまして、施政方針について申し上げさせていただきたいと思っております。

30年度の方針につきましては、当然、国のほうの意向、動向が気になるということでもあります、に影響されるということもございますが、30年度政府予算は閣議決定をされておるところでありますけれども、9兆7,128億円、昨年度からしますと、昨年度は9兆4,547億円でありましたので、2,581億円の増でございます。ただし、社会保障費が年々増えております。5,000億円から1兆円と言われておりますけれども、その社会保障費の増が4,997億円ありますので、実質的にはほかの予算は圧縮されているというような予算が組まれております。特に、市町村といえますか、山江に影響がある地方財政への対応でございますが、地方交付税が1兆3,606億円でありまして、昨年1兆5,671億円でありましたので、2,065億円、2%の減であります。交付税が減るということでもあります。それに伴う臨財債といえますか、臨時財政対策債、交付税が減った分を補うというような対策の債でありますけれども、これが3兆9,865億円あります。ただし、これも587億円、1.5%ほど減であります。そのほか予算を見ますと、地方創生関連の予算であります。この関連予算で山江村いろんな事業をしているところでありますが、27年度から創設された地方創生の本格的な展開はまだ引き続き行うというような言い回しであります。まち・ひと・しごと創生事業費が昨年と同様1兆円組まれております。また、地方の先進的取り組み、先進的取り組みをする市町村には、支援交付金として1,000億円、昨年同様、内閣府が組んでおるところであります。

それから、非常に財政的な恩恵を受けております過疎対策事業債でありますけれども、今年は4,600億円組まれておりまして、これは昨年より100億円の増予算が組まれております。

そういう動きの中で、山江村での新年度予算を対応したところでございます。昨年度から始めた事業をさらに充実させる。また、加速化させるということを目的に新年度予算を組みました。その政策の柱といたしますのは、毎年これは同じでありますけれども、村民の所得を向上ということであります。これにつきましては、村内における産業をやっぱり創出していかなくちゃいけない。そして雇用をつくっていかなくちゃいけないというようなことで、村民所得の向上であります。

それから、暮らしやすい福祉の充実でありますけれども、もちろん山江に生まれられて、また育ち、そしてよそから来られて暮らされる。そういうことによるその生活、暮らしの満足感による誇りを、山江村に住む誇りをやっぱり醸成する必要があると。そのためには、しっかりとした暮らしの、暮らしやすい福祉を充実させる必要があるということでございます。

そして、何よりも村民の方々が生活する上で、安心安全な暮らしを確保しなくちゃいけないということでもあります。今、下段の橋梁の架け替え等々、生活関連の公共工事を行っているところであります。今回も水道関連の要望も出ているところでありますけれども、そういう村民の方々の安心安全な暮らしを確保していくという上での生活環境を整備していくということでございます。

それから、村民が輝くための人材育成といたしますか、若い人たち、また村民の皆様方が、山江村に、将来の山江村に夢を語る村づくりをしていかなくちゃいけない。そういう人材育成、またそういう人づくりの政策の柱を4本立てさせてもらっているところであります。

もっと分かりやすくといいますか、じゃあ山江村でどういうことが起きていて、この4本柱をどのように動かしていくかということではありますが、今、移住定住を希望される方が山江村、確実に増えてきております。先般、人吉新聞で山江村の年少人口が16.9%と県内45の市町村の中で4番目に高いという数字を示されました。改めて私も初めてその数値を見て気付かされたわけではありますが、確かに若い方々が山江に移住される、居住を希望される方が増えているということでもあります。もちろん、議会の皆さん方お世話になりながら、他町村に先駆けましてさまざまな子育て支援をしていると。学校給食を無料化したり、高校生までの医療費を無料化したり、また最近ではICT教育を山江村で受けさせたいと、そういう教育環境の先進的な整備をしているというようなことが、移住定住を希望される方々の意向だというふうに考えているところであります。

ただし、住宅がないとか、不動産から「山江には宅地がないもんな」と、希望される方に言われるということでもありますので、さらに住む環境を整備する必要があるということ、課題が見えてきております。先ほど空き家対策と申しましたけれども、その空き家にいかに住んでもらうか、マッチングをどうするか、そのマッチングするには当然不動産会社の方々がいないと、その評価、もしくは契約等々においては役場はできないわけでありますから、そういう方々を組ませてやるというようなこともありますし、現在、分譲住宅地を3区画整備中ではありますが、いわゆる山江には宅地がないと言われるということは、まだまだニーズはあるということでもありますから、分譲住宅地を整備する必要性も感じているところでもあります。

それから、民間によるアパート、公営住宅の整備もしていく必要もあろうかと思えますけれども、逆の角度を変えて申しますと、民間の企業の方々がアパート経営を始められないか、そういうところに移住定住を希望される方々。また、実は役場の職員も山江に住むところがないということで、人吉市のアパートを借りて住んでいる若い人もいますので、そういうことも思っているところでもあります、必要性を感じているところでもあります。と同時に、よそから来られる方々が、いかに山江に住んでいくかということと同時に、今やっぱり山江に住んでいる方々が、山江は住みよんだと、暮らしやすんだというような村づくりをさらに進める必要があるということでもあります。先ほど申し上げましたとおり、村民の方々が山江村に誇りを持つという、そういう気持ちを醸成するための施策を進めていくということを考えております。

学校給食の地産地消化も実は子どもたちの誇りの加速化でありましょうし、まるおか号運行、新しく運行しておりますけれども、課題も全くないというわけではありませんので、どうかたちで公共交通を村民の方に提供するのがいいのかというようなことも、今後考えられようかと思っております。

特に、超高齢社会がもう到来しております。そういう社会にあって、高齢者の方々を含めて、今後高齢者になっていく方々も含めて、元気で長生きしてもらおうというようなことが、もう早く早く、早め早めに対策を打っていく必要があるというふうに考えております。いわゆる健康寿命を延ばす事業を展開するというようなことでもありますけれども、先ほど地域支え合いの話もありましたけれども、さまざまな行政が健康福祉課で行っている事業、それから社会福祉協議会で行っている事業等々、またもちろん健診等も含めて、そういうことを意識した展開をする必要があるんだらうと。一つは、健康のそういう事業に参加してもらおうと、ポイントを付与して、そのポイント、1点1円で換算しますと、健診を受けてもらいますと例えば300ポイントをあげるとすれば、それが何ポイントか、3,000ポイント溜まっ

た時点で、山江村内で消費できるふるさとの振興券をやって、いろんな物を買ってもらうとかですね、そういうことを実際に始めてみたいということをおもっています。

もちろん村民生活される上で、安心して安全な暮らしのための公共工事、まだまだ山江村、不便なところがたくさんあるということでもありますので、予算を見合いながら段階的に公共工事を推進していく必要もあろうかと思ひます。

ただ、そういうことを持ちながら山江村の現在を見てもみますと、昼間人口が70%という数字が出ておひます。昼間人口っていいますと昼間の人口です。山江村の昼間の人口は70%でありますから、3,600人として大体3分の1、1,200人弱は山江村は人吉市、また錦町やよそに働きに行かれて休みに帰って来られるということが分かってきます。いわゆるベッドタウン化しているというようなことあります。もちろん、地方創生で人口減少が叫ばれる中において、ベッドタウン化、非常にそれはそれで進めるべき政策ではありますけれども、どんどん来てもらうということではあります、もう一つ逆に考えますと、村内において働く場がないというようなことが見えてくるわけあります。いわゆる村内における産業の創出と雇用を確保するということがあります。働く場の確保としては、万江地区の集落営農が法人設立しておひますので、これが動き出すと何らかのかたちで働く場が出てこようかと思ひますし、この万江地区のみならず、山田地区でもこの5年先、10年先の農業ということについてはもちろん、耕作放棄地を中心に増えてくるということありますから、その在り方を考えますと、山田地区のほうにも手を挙げてもらうところから、この集落営農の法人、農業生産法人をつくっていくということになりますと、当然その動きによって働く場が確保されるということになろうかと思ひます。

もう一つは、栗を中心に今、山江のブランド化の推進を図っているところありますけれども、いわゆる農業のGDPというか、生産額が5億円ぐらいあります。その5億円をやっばり8億、10億としていかなくちゃいけない。要するに栗の生産量を上げていく、米の生産量を上げていく、価格を上げていく、農家所得を増やしていくというようなことが必要でありますので、もちろん栗を中心としたそういう農林水産物のブランド化による地域産業を創出していく手法をさらに推し進めていきたいと思ひます。

地方創生の経済化、活性化という点におきましては、商工会のほうには振興発展のためにプレミアム商品券も、30年も予算をさしてもらっているところがございます。

その付近の具体的な、来たい人がいる、住むところがないから住むところを整備

する、整備するけども働く場がない、よそに出ていくしかないということでありますから、当然働く場を同時につくっていくということであります。

ただ、もう一つはそのことだけじゃなくて、やはりこの村に誇りを持つと同時に夢を持つということも非常に大事な要素であります。特に子供たちが山江村に夢を描くことができるのかどうかというのは非常にポイントでございます。そういう村づくりをしていかななくてはいけないということではありますが、村民誰もが夢を語れる村づくりを輝く人づくりとして位置づけておりますけれども、村民集約としての山江未来塾100人委員会をさらに充実させていっていきたいと思いますし、実践運動も出てきているところであります。これまで3年目でありましてけれども、例えば各部会が9部会ありますけれども、若手農業者部会におきましては、若手農業者によりまして共同栽培をしながら勉強会を始められました。たまねぎを植え付け、2月にはじゃがいもを植え付けられようとしております。

やまえ栗のブランド化部会では、宇城の優良園地を視察に行かれたり、アントルメ菓樹という栗菓子屋でありますけれども、お菓子屋さんであります、スイーツ会社であります、そこに視察研修に行かれたりしております。

観光交流部会におきましては、山江村の観光ガイドの育成として、ガイドをする人をたくさん増やそうということで考えられております。ガイド本を今作成中ということで、私の手元にはそのガイド本が届きました。そういう作業を一斉進められているところであります。

また、ボンネットバスを活用したモニターツアーとして、栗拾いツアーや隠れ念仏のツアーあたりも開催されております。

食の提供部会では、時代の駅におきまして時代の朝市というのをもう2回ほど開催されております。

情報発信部会におきましては、子育てに優しい村のPR動画を今撮影されておられますし、環境防災部会におきましては、熊本市内でボルダリングの施設を視察をされております。川遊びや森の遊び場をつくれないうちの思いの中で、そういう行動を起こしておられます。

健康スポーツ部会では、救急救命法を全員が覚えられるようなVTRをつくっておられますし、文化教育部会では、山江の花まつり、お釈迦様の祭りですけど、その花まつりの絵本を今つくって、完成をしようかとしているところでございます。

そういった動きが、山江未来塾といいますか、100人委員会の動きがどんどん実践活動として見えてきているところでありまして、この活動については自由にその行政のいろんなやり方に縛られることなくやっていただきたいと思いますし、行政もしっかり後押しをしなくちゃいけないということでございます。

それから、日本遺産を活用した交流人口の増加ということで、合戦峰の物産館の事業がいよいよ始まります。これは一般質問にも出てきておりますけども、山江村で観光交流の促進協議会というのを設立したく、本年度中に設立したく考えているところでありまして、山江村地域づくり研究所を中心としながら、また連携をしながら、村民の地域づくり団体の方々、連携を密にしてその観光交流を促進しようという組織をつくりたいと思います。具体的に言いますならば、山江村にはたくさんの地域づくり団体があるわけでありまして、フットパスをされる団体、ボンネットバスの団体、もちろん先ほど言いました未来塾の方々具体的に動き始めておられますし、NPOもございまして、それから万江川塾があります。グリーンツーリズム研究会もあります。農業生産法人万江の里もございまして、それから物産館もあるわけでありまして、そういう村内の団体がしっかり連携しながら、また合戦峰の物産事業、どういう団体という名前は聞いておりませんが、そういうことと相まって、山江村の観光の柱にしていくような組織をつくりたいというふうに考えているところでございます。

そのような予算を中心に散りばめているところでありますが、全体的な予算につきましては、30億5,800万円でございます。昨年よりも地方交付税が減るということでありまして、4,600万円ほどの地方交付税が減るということを見込んでおります。ただし、この4,600万円の地方交付税の減につきましては、特別交付税、これが29年度、3,400万円、28年度が9,300万円きておるところでありますけど、この予算は計上しておりませんので、その財政調整基金を活用しながら、基金を活用しながら30億5,800万円を組ませていただいたということでありまして、財政調整基金が1億6,000万円の基金取り崩しをお願いするというような予算であります。ただし、昨年も1億4,200万円崩しておるところであります、それで今回は繰越しが1億円ですが、残った分は財政調整基金にまた再度積み立てるとというのが、1億2,400万円は、去年は1億4,200万円崩しておりますが、とりあえず3月末日時点で1億2,400万円は返すということでございます。まだ1,700万円程度足りませんが、5月の決算の中で1億円、繰越金以上の分はこの財調に返していくということの中で財政の運営をしているところであります。

いずれにしても、基本方針として、本年も創意工夫しながら進めていくということですが、大きな事業とか補助事業に対象となるような事業は、補助事業がつかない事業につきましては、いわゆる引き出しにしないと今回は予算は付けませんよというふうなことであります。補助事業がついた時点であげるというふうな方針は分かっております。ただ、いずれにしても国県の補助事業をいかに取るかというの

が、この小さな自主財源が少ない山江村の大きな課題でありますから、引き続き国県への要望活動を中心に、事業予算を取ってくるということが最重要になってくるということでございます。議員の皆様方も、国県への要望活動、日頃からお願いをしているところでありますけれども、引き続きよろしくお願いをしたいと思いません。

そして、その財政調整基金ですが、国が地方交付税を減らしたということは、一つは市町村には財政調整交付金がふんだんに残っているのではないかと。その残っているのに交付税をやれやれっていうのはおかしいというような言い方を、今財務省しております。先般、そういうことでありましたから、道路予算の要望の時に、財務省の副大臣、熊本県の木原稔さんが副大臣でありますので、木原稔副大臣のところ、副大臣室に行きまして、今まで努力をしながら地方財政の健全化を図ってきたんだと。財政交付金は本当に絞り絞って、工夫をしながら積み立ててきたというのを、財政調整交付金をすべて吐き出させるまで交付税を絞るというようなやり方だけは絶対しないでくれというような要望をしていたところであり、ですので、各市町村が持つ財政調整交付金は、財務省のちょっとやり玉にあがっているということもちょっと頭に入れておかななくてはいけないということも思っているところでございます。

それと、いずれにいたしましても、最後に総括をいたしますけれども、平成30年というのは、平成26年に創設された地方創生5カ年計画の4カ年目になります。引き続き、山江創生実現のために、継続して事業推進をしなければいけないということになります。ただ、低迷する農林産物、それから木材価格による農林業はまだまだ苦しい現状があります。また今後、超高齢、介護社会へどのように対応していくのか、山江村の産業振興をどうするのか、医療介護の不安を抱えておられる方々へ福祉の現場をどのように充実させていくか、生活関連の道路、橋梁等をはじめとする生活関連の公共工事、また防災対策等も必要でありますし、また新しい社会へ向けての人材育成等々、変わらず本村の抱える課題はたくさん山積しております。ただ、そういう課題としっかり真正面から向き合わない限り、課題から目を反らして時点でその解決はできていかないというふうに考えているところでございます。

山江村民の方々が、安心して安全な生活環境の中に、子供たちが夢を持ち、若者が希望を抱き、働く人が生き甲斐を持ち、お年寄りが安心して暮らせる、そしてみんな我がふるさとに愛着と誇りを持つことができる山江村を目指していきたいと考えております。

最後になりますが、先ほど山江未来塾の話をしました。まさに村民の皆様が、村づくりの主役になる場が山江未来塾でございます。多くの村民の方々に、さらに参

加いただきながら、一緒に考えることでやるべき方向が見えてこようかとも考えておりますし、未来塾、3年目を迎えて、それぞれの部会で実践活動が大きく成果をあげているというのは、大変有難く思っておりますし、今後ご期待も申し上げるところでございます。

私も村民の皆様方とともに、現場をしっかりと見据えながら、覚悟を持って全力で取り組んでまいりたいと存じます。改めまして、議員皆様、並びに村民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、条例の制定を含め、補正予算、当初予算等々、合計29件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げ、施政方針のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告、あいさつは終わりました。

-----○-----

開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成30年第1回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、4番、西孝恒議員、5番、立道徹議員を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） それでは、報告いたします。

平成30年第1回山江村議会定例会につきまして、去る2月27日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日7日から16日までの10日間としております。本日、開会、提案理由の説明としておりますが、日程第3、要望第1号から日程第1

1、議案第6号につきましては先議することとしておりまして、提案理由の説明後、議案審議を経て、質疑、討論、表決を行います。その後、残りの議案について提案理由の説明を行い、散会することとしております。8日は休会で、午前9時から議案審議、9日は休会で午前9時から現地調査を行い、午後から委員会としております。10日、11日は休日。12日から14日までの3日間は休会で、午前9時より議案審議としております。9日目、15日は一般質問で5名より通告がなされており、終了後、散会としております。発言の順序はくじで決定しており、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。10日目、16日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

日程第3 要望第1号 内ノ畑水道施設修理に関する要望書

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、要望第1号、内ノ畑水道施設修理に関する要望書を議題とし、お手元に配付しております要望書の写しのとおり、内ノ畑水道組合代表、豊永千代子様ほか、住民一同様より内ノ畑水道修理に関する要望書であります。

-----○-----

日程第4 要望第2号 下払地区水道修理に関する要望書

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、要望第2号、下払地区水道修理に関する要望書を議題とし、お手元に配付しております要望書の写しのとおり、下払水道組合、組合長山田明美様ほか組合員一同様より、下払地区水道修理に関する要望書であります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

○村長（内山慶治君） 議長、いいですか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃ、訂正をいたします。

私の諸般の報告、また施政方針の話の中で、誤った表現をしていた部分があります。

まず最初に、先の臨時議会後の諸般の報告と申しましたが、12月定例議会後の諸般の報告でございました。

そして、介護保険料、第7期の第1号保険者の保険料基準額につきましては、6,200円と申しておりましたが、6,300円でございます。これは基金を1,500万円ほど投入しながら6,300円に抑えたということでございます。

そしてもう1点、財政調整基金のことを財政調整基金と申したり、財政調整交付金と申したりしたそうであります。正確には財政調整基金でありますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

大変ご迷惑をお掛けいたしました。

-----○-----

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号））

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第1号についてご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるといふものでございます。

平成30年3月7日提出 山江村長 内山慶治

提案理由でございますが、国の補正予算成立によりまして、道路整備事業の採択に伴い、緊急に予算措置をする必要があったために、平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号）を専決処分をさせていただいたといふものでございます。

1枚めくっていただきますと、専第1号でございます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分するとしたものでございます。

専決日が平成30年2月20日でございます。

それでは、専第1号でございます。

平成29年山江村一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成29年度山江村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,948万2,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,194万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債でございます。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

平成30年2月20日に専決させてもらったものでございます。

内容につきましては、総務課長より説明を申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、専第1号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号）について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1表、歳入支出予算補正、歳入でございます。13、国庫支出金に998万2,000円、20、村債に950万円をそれぞれ追加するものでございまして、国の補正予算の決定に伴います地方道路整備交付金及び道路橋梁費債でございます。

次に、2ページをお開きください。歳出でございます。7、土木費、道路橋梁費に1,950万円の追加でございまして、社会資本整備事業費に伴う工事請負費及び設計委託料でございます。12、予備費1万8,000円を減額いたしまして、3,745万9,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。地方債補正でございます。起債の目的が道路新設改良事業でございまして、限度額を1億6,060万円から1億7,010万円に変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第6 議案第1号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第1号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）でございます。

平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,921万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,273万2,000円とするものがございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。

第2条につきましては、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものがございます。

平成30年3月7日提出でございます。

内容につきましては、総務課長がいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、議案第1号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず歳入でございます。8、地方交付税2,491万円の追加は、普通交付税及び特別交付税の決定によるものがございます。11、分担金及び負担金52万円の追加は保育料でございます。12、使用料及び手数料149万4,000円の減額は、商工費使用料でございます。13、国庫支出金196万2,000円の減額は、児童手当、長寿健康増進事業費補助金、住宅建築物耐震改修事業交付金等の減額と、社会資本整備総合交付金の追加などが主なものがございます。14、県支出金694万9,000円の減額は、各種の県補助金、委託金等の決定に伴う減額でございます。球磨川水系防災減災ソフト対策補助金、合併処理浄化槽設置整備費補助金、環境保全型農業直接支払交付金、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金等でございます。15、財産収入1,340万5,000円の追加は、素材生産売払い収入、北永シ切団地土地建物売払い収入等でございます。19、諸収入1,543万8,000円の減額は、スポーツ振興くじ助成金1,737万4,000円の減額と、熊本県市町村振興協会補助金204万8,000円の追加が主なものござい

ます。20、村債3,220万円の減額は、臨時財政対策債2,090万円、衛生費債270万円、教育費債860万円の減額でございます。

次、2ページをお開きください。歳出でございます。1、議会費につきましては、旅費等17万3,000円の減額でございます。2、総務費2,567万5,000円の増額は、財政調整基金積立金等によるものでございます。3、民生費1,618万円の減額は、介護予防、生活支援事業委託料、老人福祉施設措置費、介護保険特別会計繰り出し金、児童手当等の減額によるものでございます。4、衛生費1,015万5,000円の減額は、簡易水道特別会計繰り出し金、備品購入、合併処理浄化槽設置整備補助金、施設健診集団検診の委託料、後期高齢者人間ドック委託料等の減額でございます。5、農林水産業費、1,660万9,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰り出し金、就農支援助成、農業施設等整備工事、環境保全型農業支援交付金、林地台帳整備委託料、有害鳥獣駆除補助金等の減額が主な内容でございます。6、商工費227万3,000円の減額は、温泉センター管理費、運営費等の減額によるものでございます。7、土木費53万5,000円の増額は、単県事業負担金の増額と住宅管理費の減額によるものでございます。8、消防費338万4,000円の減額は、人吉下球磨消防組合負担金等の減額によるものでございます。9、教育費3,281万6,000円の減額は、人事異動による人件費及び山江村体育館改修工事等の減額が主なものでございます。

3ページをお開きください。予備費でございます。3,816万7,000円を増額して、7,562万6,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。まず1、変更でございます。限度額につきましては、臨時財政対策債を9,000万円から6,910万円に、ごみ収集車購入事業を810万円から540万円に、山江村体育館改修事業を860万円からゼロ円にそれぞれ変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第7 議案第2号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第2号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）でございま

す。

平成29年度山江村の特別会計特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ699万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,523万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成30年3月7日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第2号について説明をいたします。

補正前の額、6億7,220万6,000円から699万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億6,523万3,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。歳入でございますが、款1、国民健康保険税につきましては、一般被保険者国民保険税を717万2,000円減額するものであります。款3、国庫支出金につきましては8万9,000円を追加するものでありまして、特定健康診査等負担金、過年度分の9万円の増額が主なものであります。款4、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者等療養給付費交付金、過年度分の1,000円を減額するものであります。款6、県支出金につきましては9万1,000円を追加するものでありまして、特定健康診査等負担金過年度分9万1,000円を計上するものであります。

次に、2ページをお開きください。歳出でございますが、款2、保険給付費を6万円追加するものでございます。葬祭費を6万円増額するものであります。款8、保険事業費につきましては、過年度分、国県支出金交付による財源の組み換えでございます。款12、予備費につきましては705万3,000円を減額するものであります。

以上でございます。

-----○-----

日程第8 議案第3号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第3号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,596万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

平成30年3月7日、本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第3号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1、分担金負担金、加入負担金を2万円減額するものでございます。国庫支出金、椎谷地区配水管布設工事完了に伴います事業実績に係ります国庫補助金45万3,000円を減額するものでございます。繰入金、一般会計からの繰入金を200万円減額をしまして、村債、簡易水道費債を20万円減額しまして、歳入合計、補正前の額から267万3,000円を減額しまして、1億8,596万2,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務費、総務管理費、給料等人件費166万1,000円を減額するものでございます。1、簡易水道施設運営費、水質検査料等30万円を減額し、2、簡易水道施設整備費、工事完了に伴います工事請負費300万円を減額しまして、簡易水道事業費を330万円を減額するものでございます。予備費228万8,000円を計上しまして、歳出合計、補正前の額から267万3,000円を減額しまして、1億8,596万2,000円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。地方債の補正、第2表、簡易水道事業でございまして、補正前の額の限度額1,670万円を、補正後の限度額1,650万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は補正前のおりでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第9 議案第4号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第4号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,929万8,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成30年3月7日、本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第4号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、使用料及び手数料、督促手数料を2万円減額するものでございます。繰入金、一般会計からの繰入金を250万円を減額しまして、歳入合計、補正前の額から252万円を減額しまして、1億3,929万8,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、総務費、職員手当等人件費108万円を減額し、予備費144万円を減額しまして、歳出合計、補正前の額から252万円を減額しまして、1億3,929万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第10 議案第5号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第5号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第5号についてご説明申し上げます。

平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,266万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,363万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成30年3月7日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第5号について説明いたします。

補正前の額4億9,630万円から3,266万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億6,363万2,000円とするものでございます。

1 ページをお開きください。歳入でございますが、款1、保険料につきましては、介護給付費、地域支援事業費の実績見込み額の減額に伴い、492万2,000円を減額するものでございます。款3、国庫支出金につきまして834万3,000円減額するものでありまして、同じく介護給付費等に対します国庫負担金及び国庫補助金の実績見込みによるものでございます。款4、支払基金交付金につきましては976万3,000円を減額するものでありまして、同じく介護給付費等に対します支払基金からの交付見込み額の減額でございます。款5、県支出金につきましては541万4,000円を減額するものであります。内容につきましては先ほどからの説明を同じものでございます。款6、繰入金につきましては421万9,000円を減額するものでありまして、介護給付費等に対します村の負担分の減額が主なものでございます。款10、財産収入につきましては、介護保険財政調整基金積立利子見込み額により7,000円を減額するものでございます。

次に2ページをお開きください。款2、保険給付費を実績見込みによりまして2,896万2,000円を減額するものでございます。施設介護サービス給付負担金2,481万円の減額が主なものでございます。款4、地域支援事業費を実績見込みによりまして610万5,000円減額するものでございます。介護予防生活支援サービス事業費388万5,000円の減額が主なものでございます。款6、基金積立金につきましては、利子見込み額により7,000円を減額するものでございます。款8、予備費を240万6,000円増額するものでございます。

以上でございます。

日程第 1 1 議案第 6 号 平成 2 9 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算
(第 2 号)

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第 1 1、議案第 6 号、平成 2 9 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第 2 号)を議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長(内山慶治君) 議案第 6 号についてご説明申し上げます。

平成 2 9 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第 2 号)でございます。

平成 2 9 年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 8 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 0 9 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

平成 3 0 年 3 月 7 日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 松尾企画調整課長。

○企画調整課長(松尾充章君) それでは、議案第 6 号についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。2、使用料及び手数料、放送手数料の実績見込み額の減額に伴い 3 万円を減額するものでございます。3、繰入金、ケーブルテレビ施設管理費に対する村負担分 1 8 0 万円を減額するものでございます。5、諸収入、雑入を 3 万円増額するものでございます。歳入合計、補正前の額に 1 8 0 万円を減額し、7, 0 9 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、2 ページをご覧ください。歳出、2、ケーブルテレビ事業費、ケーブルテレビ施設管理費といたしまして、光熱水費 6 0 万円、委託料 8 0 万円、アンテナ撤去工事費 4 0 万円をそれぞれ減額するものでございます。歳出合計、補正前の額に 1 8 0 万円を減額し、7, 0 9 7 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(秋丸安弘君) 以上で、先議依頼がありました議案について、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ここで議案検討のため暫時休憩をしたいと思います。ご異

議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。異議なしと認め、暫時休憩とします。再開時刻を午後２時といたします。

-----○-----

休憩 午前 11時45分

再開 午後 2時15分

-----○-----

- 議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

村長から、議案第1号、平成29年度一般会計補正予算（第8号）の事件の、訂正請求書が提出がありました。提案者の説明を求めます。

村長。

- 村長（内山慶治君） それでは、事件の訂正請求書についてご説明申し上げます。

議長より発言、説明の機会を与えていただきました。今日、先ほど私のほうから議会議長のほうに事件の訂正請求書を出させていただいたということでございます。

内容につきましては、本日午前中に提案いたしました議案第1号の平成29年度一般会計補正予算（第8号）であります。中身の財源内訳の中身について、充当すべきものが間違っていたということでございますので、その件について説明し、訂正をよろしくお願ひしたいと思っております。事務的な誤りでありまして、大変申し訳なくお詫びを改めて申し上げさせてもらいたいと思っております。

内容につきましては、総務課長より説明申し上げます。

- 議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

- 総務課長（北田愛介君） それでは、ただいま村長のほうから申しあげました平成29年度山江村一般会計補正予算の予算内容について訂正がございますので、その内容をご説明申し上げます。

23ページをお開きください。11、ほたるの荘施設維持管理費でございます。財源内訳中のその他の部分と一般財源の部分でございますけれども、当初その他の収入のところをマイナスの144万円としておりました。これは歳入のほうで家賃、使用料の144万円の減額に伴いまして、それをそのままマイナスの充当をしておったわけですがけれども、予算総額が38万4,000円から10万円を差し引きまして28万4,000円となったわけでございます、本来であれば38万4,000円、当初充当しておった金額をマイナスすべきでございましたところ、144万円そのまま充当しておったわけでございます。そこを38万4,000円のマ

イナス、そして一般財源が従いまして、支出総額の28万4,000円となります。その下の計の欄につきましては、マイナスの148万5,000円が42万9,000円、一般財源のマイナスの184万4,000円がマイナスの78万8,000円となるわけでございます。

さらに、この集計が6ページのほうにあがってまいりまして、6ページの補正額の財源内訳、ここにも影響してまいります。6、商工費の中のその他の項目でございますけれども、特定財源、国庫支出金、地方債、その他とございます。このその他の欄が148万5,000円のマイナスでございましたけれども、先ほど申しました商工費のその他の42万9,000円のマイナスがあがってまいります。その隣が三角のマイナスの78万8,000円ととったものが、マイナスの184万4,000円になります。その結果、歳出のほうの財源内訳のその他の欄がマイナスの1,248万7,000円が、マイナスの1,142万6,000円、一般財源が134万8,000円だったものが、失礼いたしました。1,348万円だったものが、1,242万4,000円というふうになります。

以上、お詫びして訂正をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号、平成29年度一般会計補正予算（第8号）の訂正は、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、訂正請求については許可することに決定いたしました。

先議依頼がありました要望第1号から議案第6号について、議事日程順に質疑、討論、採決をいたします。

発言については、会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質問の回数は3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条の但し書を適用いたします。

-----○-----

日程第3 要望第1号 内ノ畑水道施設修理に関する要望書

○議長（秋丸安弘君） それでは、要望第1号、内ノ畑水道施設修理に関する要望書についてを議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。ここで要望書採決については、地方自治法第117条の規定によって谷口予志之議員の一身上に関する事件であることが認められますので、谷口予志之議員の退場を求めます。

〔谷口議員 退場〕

○議長（秋丸安弘君） 本件を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、要望第1号、内ノ畑水道施設修理に関する要望書については、採択することに決定いたしました。

それでは、谷口予志之議員の入場を許可します。

〔谷口議員 入場〕

-----○-----

日程第4 要望第2号 下払地区水道修理に関する要望書

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、要望第2号、下払地区水道修理に関する要望書についてを議題といたし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本件を採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、要望第2号、下払地区水道修理に関する要望書については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号））

○議長（秋丸安弘君） それでは、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております平成29年度山江村一般会計

補正予算（第7号）について、1点だけ質疑をいたします。

先ほど村長から事件の訂正請求書が出され、議会はこれに同意したところですが、なぜこのようなことになったのか、訂正しなければならないようなことになったのか、その原因究明と再発防止についてはどのように考えておられるか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） この件については、次の、これは第8号のほうでお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案に承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第7号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第1号 平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、議案第1号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 先ほどは大変失礼いたしました。

それでは、平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）について、1点だけ質疑をいたします。

先ほど村長からこの件につきまして訂正請求書が出され、議会としてはこれを認めたところがあります。なぜこのような財源内訳とか一般財源とかの数字が変わってくるのか。この原因究明とこの再発防止について、何らかのことをされるんじゃないかと思いますが、どのように考えておられますか。答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君）

村長。

○村長（内山慶治君） 財源内訳につきましては、歳入と歳出の見方をしっかりとその折にするということだと思います。予算査定の時に、財源内訳については特に補助

事業等については非常に細かく私も確認するわけでありましてけれども、今回は、ほたるの荘の歳入だったということでありまして。また、歳出については、歳入に伴う歳出をやるのではなくて、また修繕料として別のかたちで出ているということでのミスであろうかというふうに考えております。いずれにしろ、事務屋が事務処理を間違ふというようなことはあつてはいけないということでありまして、こうして時間的にも出しました書類につきましても、汚れてしまうというようなことでもありますので、十分今後担当職員、担当課につきましても、このようなことがないように指導していきたいと思っております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 議案第1号につきまして、1点だけお尋ねをしたいと思えます。

ページは13ページです。歳出の中で企画振興費の中に、ゆるキャラ着ぐるみ・ピンバッジ製作委託、マイナスの100万円計上してありますが、委託料として計上してありますが、このピンバッジはもうすでに出来上がっているんですか。できあがっているのであれば、村民のほうに幾らかで売るといふような計画なんではないか。ただ、歳入はあがってませんので、出来てるかどうかそのへんをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、中竹議員のご質疑にお答えいたします。

企画振興費であがっておりますゆるキャラ着ぐるみ・ピンバッジ作成委託料の100万円の減額についてでございます。こちらにつきましては、ゆるキャラのマスコットキャラクター、栗をモチーフにしたマスコットキャラクターにつきましては、公募いたしまして栗まつり開催時にお披露目をしているというところでございます。また、そのほかピンバッジ等を作成するように事業者等に見積もりを徴しておりますけれども、こちらが必要とする個数に見積額が見合わないということで、1個当たりの単価が非常に高こうございまして、果たしてこれをつくっても、費用対効果が今後あるのかというところで、今回のほうは、予算のほうは減額をさせていただくというふうにしております。そのほか、マスコットといたしましてぬいぐるみとかのぼり旗とか、そういったのも一応検討はしたんですけれども、やはり事業者のほうに見積もりを徴してみますと、どうしても1体当たりの単価が非常に高こうございまして、果たしてこの100万円減額する分の予算を活用しても、それなりの物が、個数ができるかどうかというのが不確定でしたので、今回減

額をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今後そのピンバッジをつくって売るというか、つくってそれを宣伝効果に使うとかいうような計画はないですか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） 今回、ピンバッジ等の宣伝道具はつくっておりませんが、本村の税務課のほうでは納税の効果ということで、促進するというので、マッチのほうをゆるキャラをカバーにさせていただいて作成をさせていただいております。今後につきましては、ゆるキャラのデザイン、アニメ等につきましては費用がかかって、もちろんつくっておりますので、特段費用がかかるわけではございませんので、そういったものを活用した例えばピンバッジじゃなくて、簡易的なバッジとか、今後可能で、また補助金等があればぬいぐるみ等の作成も行っていきたいと思っております。なかなか単独での予算でつくるのはどうかということで、今回は減額をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） じゃあ、お尋ねします、確認のために。これは著作権等の絡みはあるわけですか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

著作権等は特に設けておりませんので、例えば村内の事業者の方でも活用したいという申し出があれば活用していただいで、PR効果に努めていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ページは7ページです。歳入。商工使用料の観光施設使用料、ほたるの荘利用料、減の144万円となっています。課長から話を聞きますと、今3戸未入居ということだそうです。このような減額になっておりますけれども、非常に移住定住を進める中で、この施設は縛りがあると、条例等で思うようにならないと。なかなか定住も図れないということならば、思い切って補助金等が残っていますから、補助金を返還して村のものにすると。そして、売るとかあるいは村営住

宅はなんですけども、定住を図る一つの施設として利用するならば、非常に万江川の近くにある施設として利用価値もあるし、入居、買われる方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなということなんです。平成19年建設ということを知りましたが、できればこのまましておくより有効活用、山江にきたいという人がたくさんいるならば、その一つの受け皿として、利用価値の方法をお考えになったらどうかなというふうに思います。そのお考えについて、ちょっと質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質疑にお答えしたいというふうに思います。

議員申されましたとおり、ほたるの荘につきましては、万江川のほとりにあります非常に自然豊かな建物でございます。現在3棟建っておりますけれども、3棟とも未入居ということで、一番新しく出られた方でも今年の8月末で、一番遠く出られた方につきましては、平成27年の6月からということで2年半が経過しているということでございます。この間、ホームページや新聞広告、またSNSを使った情報発信、移住定住の相談会に出向いた時や観光PRの際のチラシ等を作成いたしまして配布を、呼びかけを行っておりますが、なかなか問い合わせがないというような状況でございます。議員申されましたとおり、二地域居住な施設ということでございますので、例えば住所をその今の施設に置いて住まわれるとかということができない施設ということで、大変使い勝手が今の時代に即さないのかなというふうなことも思っておりますし、また先般行われました山江村移住定住推進委員会の中でも、このほたるの荘については、例えば議員が申されましたとおり村営住宅化はできないんだろうとか、また分譲のようにして売り出すことはできないんだろうかというようなご意見もいただいております。今後、さまざまな条件等をクリアしなければ、なかなか簡単にはできないかもしれませんが、議員のご意見は提言といたしまして、私たちとしては可能性を探りながらよりよい施設の有効活用に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（横谷 巡君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 議案第1号について、2点ほど質疑いたします。

まず、ページは14ページですけど、移住定住推進費の中の15番の工事請負費、19番、負担金補助及び交付金について、減額になった理由と現在の空き家対

策による現状について。

それと15ページですけど、26番、地域づくり研究所運営費の中で、19番、負担金及び交付金について、減額になった理由とどのような活動をされていたか、質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、移住定住推進費の15番、工事請負費についてですけれども、今回500万円の減額をしております。こちらの工事請負費につきましては、現在工事を行っております堂園地区の宅地分譲を計画しております造成工事の入札残の500万円ということになっております。

続きまして、19番、負担金補助及び交付金が、空き家改修補助と空き家土地購入費助成補助、こちらのほうがそれぞれ100万円ずつ減額というふうになっておりますが、今年度より空き家のよりよい利活用を進めるために、いろいろな諸条件はございますけれども、空き家を改修したり、また空き家を購入される方、これはもちろんご親族とかそういう方は該当しませんけれども、そういった方に対して2分の1で最大100万円まで補助しようという制度を、それぞれ平成29年度の当初予算に1件ずつ、100万円ずつ計上しております。こちらのほうも村広報誌やホームページ、また村政懇談会の時にもご質問がありましたのでお答えをしておりますけれども、なかなか問い合わせがないというような状況で、今回減額をさせていただいたというところがございます。空き家の対策につきましては、村長、冒頭でもあいさつにもありましたとおり、問い合わせは非常に多ございます。担当のほうで空き家、村内で登録している空き家をそれぞれご案内するわけですけれども、問い合わせで来られた方についても現在村で登録している空き家を見に行かれると、ちょっと家が古いとか、例えば敷地がないとか、そういったことで検討するからということで帰られる方が非常に多ございますので、今後につきましても、問い合わせのほうは月に数件あっております。また、堂園の宅地、分譲地につきましても、まだ工事が終わっていない中にも問い合わせがもうすでに3件以上あっておりますので、今後につきましては、村長の冒頭のあいさつのとおり、宅地の造成とか例えば空き家を村のほうで買い上げてどうにかするとかというような政策もできていければなというふうに考えております。

それから、地域づくり研究所運営費の19、負担金補助及び交付金、地域おこし協力隊居住費助成金の70万円の減額についてですが、こちら、後日一般質問でも通告が出ておりますのであまり詳しくは申しませんが、当初予算につきまし

ては、地域おこし協力隊2名分をそれぞれ報酬共済費等で計上しておりました。今回1名の方が採用されまして、途中でお辞めになられたということでございますので、その居住費の補助を70万円減額をしているというところでございます。

地域づくり活動助成を128万円減額をしておりますけれども、こちら、地域づくりを、先駆的な地域づくりを活動される団体につきまして、上限を20万円を上限といたしまして10団体に補助をするように、こちらのほうも平成29年度から創設をしております。今年度、周知不足というところもあったのかしれませんが、5団体の活用ということでございました。総額につきましては71万円ほど補助をしておりますので、こちらのほうにつきましても残額の128万円を減額しているというところでございます。地域づくり研究所につきましては、こちらのほうも村長が冒頭であいさつをされましたとおり、次年度3年目を迎えるということで、さまざまな活動がやっと実践に向けて、飛躍に向けて動き出す年になるのではないかなというふうに思っておりますので、議員各位をはじめ、村民の皆様のご協力をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（立道 徹君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第1号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第2号 平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第7、議案第2号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第2号、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第3号 平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第8、議案第3号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第3号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第4号 平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第9、議案第4号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第4号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第5号 平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第10、議案第5号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、議案第5号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第6号 平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第11、議案第6号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、議案第6号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第7号 山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第12、議案第7号、山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定についてでございます。

山江村空き家等の適正管理に関する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

平成30年3月7日、本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、村内で増加傾向にある空き家等について、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、空き家等の総合的、かつ計画的に管理する必要があるため提案をさせてもらうというものでございます。

1ページ開けてもらいますと条例が出てきますけれども、本条例は村内に増加しております空き家につきまして、要するに村民の方々の生活に悪影響を及ぼす可能性がある空き家を、総合的にかつ計画的に管理をしようとすることを目的として制定するというところでございます。

条例の内容といたしましては、空き家等の定義、基本理念のほか、村や所有者の責務を明確化しまして、空き家の実態調査を行い、管理不全な場合は助言や指導、さらには必要な措置を講ずるよう勧告などを行いまして、空き家の適正な管理を行うというものであります。これは、平成27年5月26日に全面施行されました空き家対策特別措置法第2条第2項が定めている特定空き家等に当てはまる空き家であれば、市町村長が所有者に対し必要な改善措置をとるよう、助言または指導、勧告、命令をすることができるようになったというようなことであります。

以上でございます。

この条例につきましては、附則といたしまして、平成30年の4月1日から施行するというところでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第13 議案第8号 合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定

について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第13、議案第8号、合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

平成30年3月7日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして、公の施設の設置及び管理については、条例により定める必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けてもらいますと、条例でございます。平成28年度、国の補正予算、地方創生拠点整備交付金を活用し、現在建築中の物産販売所の設置及び管理に関する条例でございます。これは第2条を見てももらいますと、名称及び位置として、名称が合戦峰地区物産販売所としております。位置につきましては、山江村大字山田乙字合戦峰2676番の1。第3条以降、使用の許可や使用料などについて記載をしており、第8条からは指定管理者による管理を行わせることができると記してあります。また、第14条には管理の委託として村長が適当と認める他の公共的団体に管理を委託することができる旨と記載をしております。議案が承認された場合、第14条を適用し、村内の公共的団体へ管理を委託するというところを今のところ考えているところでございます。

この条例でありますけれども、附則としまして、交付の日から施行するというようにしております。

以上でございます。

-----○-----

日程第14 議案第9号 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第14、議案第9号、山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。
村長。

○村長（内山慶治君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、近隣市町村と比較し、報酬額に差が生じていることから、均衡を考慮し額の改定を行う必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと条例でございますが、報酬額表と、4枚目からは新旧対照表を載せているということでございますが、山江村報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、各種委員の報酬及び費用弁償を規定しておりますけれども、議会でもご提案がありました村監査委員報酬額につきまして、近隣町村の状況を調べましたところ、均衡を図る必要があるということになりましたので今回改正を行うものでございます。

内容は、学識経験者の中から選任された監査委員の報酬日額を200円増額をし6,800円、議会議員の中から選出された監査委員の報酬日額を100円増額いたしまして5,800円とするものでございます。また、栗技術指導員報酬につきましては、現行日額7,800円でありますけれども、作業に伴う消耗品や燃料費は別途お支払いをしておったと、役場のほうで支出をしていたということでございますが、今回の改正では近隣市町村との均衡を図り、日額を1万円とし、作業に伴う経費込みとするものでございます。なお、班長につきましては事前の現地調査、受益者及び委員との連絡調整の経費を考慮をいたしまして1万2,000円とするものでございます。

本条例につきましては、平成30年4月1日から施行させようというものでございます。

-----○-----

日程第15 議案第10号 山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第15、議案第10号、山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に

ついてでございます。

山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正によりまして、条例の一部を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございます。本条例の改正につきましては、いわゆる上位法が変わったと、上位法が改正されたということに併せて、本村の関係条例を改正するものでございます。

内容につきましては、行政機関の保有する情報公開に関する法律第5条に規定する不開示情報に当たる個人に関する情報の範囲が明確化されることにより、山江村情報公開条例第9条第1項に規定いたしております不開示となる個人に関する情報の範囲に関する規定を、行政機関情報開示法と同規定とするものでございます。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されまして、個人識別符号の定義を設け、これが含まれる情報は個人情報に当たるとされたことで、山江村個人情報保護条例においても、個人識別符号の定義を設けまして、これが含まれる情報につきまして個人情報に当たるということで、個人情報の定義を明確化するものでございます。

この条例につきましても、附則といたしまして、平成30年4月1日から施行させていただきますというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第16 議案第11号 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、議案第11号、山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第11号についてご説明申し上げます。

山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございます。移動通信用鉄塔施設を鳥屋、日当、横手へ3局新たに整備することに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

ちょっと説明をさせていただきますと、移動通信用鉄塔施設とは、携帯電話の基地局のことでございます。以前、平成21年度から22年度にかけて、情報通信格差是正のために、村内9カ所に施設整備を行ってまいりました。村内全域が携帯電話不感地帯解消とは、その折ならなかったということでもあります。地元からの要望もございまして、また数年にわたりこちらのほうも要望を行った結果、本年度、補助事業該当となりまして、横手地区、日当地区、鳥屋地区の3カ所に整備する鉄塔施設を追加をさせていただくというものでございます。ただ、参画する通信事業者は前回同様NTTドコモとなっております。

附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するというようにいたしております。

以上でございます。

-----○-----

日程第17 議案第12号 山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第12号、山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第12号につきましてご説明申し上げます。

山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由であります。今後も続く超高齢社会におきまして、高齢者や障がい者、児童等の保健福祉事業の推進が高まっており、基金の円滑な活用、運用を図るため、条例の一部を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

本村の社会福祉振興基金につきましては、第6条の但し書を削るということによりまして、平成3年以降積み立てておりました現金につきましても、高齢者や障がい者、児童等の保健福祉の向上を図っていくため、処分ができるようにするためとい

いますか、今まで相当古い条例でありましたので、そのように使い勝手がよくするために条例を改正させていただくというものでございます。

この附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第 18 議案第 13 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 18、議案第 13 号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 13 号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法等の一部を改正する法律（平成 9 年法律第 2 号）の交付に伴い、条例の一部を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

1 枚開けていただきますと条例が出てきております。非常に煩雑ではありますけれども、大きく 2 点ございます。まず 1 点目といたしましては、地方税法といわゆる上位法の改正に伴うものでございます。平成 30 年度より、国民健康保険事業の財政運営の責任主体を熊本県へ移行することに伴いまして、地方税法等の改正が行われたために改正するものでございます。2 点目といたしましては、この主体を熊本県へ移行するというに伴いまして、県より市町村の納付金及び標準保険料率が提示されましたので、それらを踏まえて当村の保険税率を改正するものでございます。先般、山江村国保運営委員会におきまして承認をいただいておりますが、平成 30 年度におきましては、現行税率と比べますと低い税率で改正の提案をしております。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第 19 議案第 14 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第19、議案第14号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、国民健康保険制度改革に伴う市町村が担う事務の標準化により、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと条例であります、これも平成30年度から国民健康保険制度改革に伴いまして、市町村が行う事務の標準化により、被保険者資格の適用除外及び葬祭費等にかかる規定の改正が必要であるということでもありますので、山江村国民健康保険税条例、失礼しました、もとい、山江村国民健康保険条例の一部を改正させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第20 議案第15号 山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第20、議案第15号、山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、国民健康保険制度改革に伴う国民健康保険財政調整基金かな、国民健康保険じゃないかな。国民健康保険財政調整基金の処分について、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。文字についてはちょっと確

認をさせていただきたいと思います。

1枚開けていただきますとその条例でございますが、これも国民健康保険制度改革によりまして、平成30年度から国保の財政運営主体が熊本県に移行されるということでございます。保険給付費に必要な費用は、全額都道府県より交付されるということになるために、第1条の基金、設置の目的、及び第6条の基金、処分に関する規定を改正する必要があるということでもありますので提案するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行させていただきますのでございます。

-----○-----

日程第21 議案第16号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議案第16号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律の施行令の改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1枚開けていただきますと条例でございますが、説明させていただきますと、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成30年4月1日から施行されるということでございます。高齢者の医療の確保に関する法律、第55条の2の規定、所在地特例の規定が新設されるということに伴いまして、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正させていただくというものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行すると附則にしております。

-----○-----

日程第22 議案第17号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第22、議案第17号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、介護保険法（平成9年法律第123号・第129条第2項）の規定に基づく介護保険料率の改定に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例でございますけれども、第7期の介護保険事業計画におきまして、平成30年度から3年間の平成30年度までの保険料を算定したということでございます。それに伴いまして、山江村介護保険条例の保険料率の規定を改定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行させていただくというものでございます。

-----○-----

日程第23 議案第18号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第23、議案第18号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正に伴いまして、条例を制定する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますとその条例であります。15ページほど長々とあるというところでありますけれども、いわゆる介護保険法の一部改正によりまして、市町村が居宅介護支援事業者を指定することになるために、居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準を定める必要があるということでもありますので、条例を制定させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましても、平成30年4月1日から施行させていただきますというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第24 議案第19号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第24、議案第19号、山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとする。非常に長い条例でございますが、ということでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるため提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますとその条例でございますが、これもいわゆる上位法が一部改正されたということに伴いまして、条例の一部を改正するというものでございます。

主な改正点であります。介護保険と障害福祉の両制度に新しく共生型サービス、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするものが位置づけられたということによりましての改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行させていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第25 議案第20号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第25、議案第20号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その改正する条例でございますけれども、これもいわゆる上位法といわれる国の法律が一部改正されたということに伴いまして、条例の一部改正でございます。

改正の主な内容といたしましては、介護保険と障害福祉の両制度に新しく共生型サービス、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするものが位置づけられたということによりまして共生型地域密着型サービスに関する基準の追加と、介護医療院、長期にわたって療養するための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられる施設であります。いわゆる介護医療院が新設をされたということによりまして、対象施設を介護医療院を追加するというものなどでございます。

14ページであります。附則につきましても、平成30年4月1日からこの条例は施行させていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第 2 6 議案第 2 1 号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 2 6、議案第 2 1 号、山江村指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 2 1 号についてご説明申し上げます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでござ
います。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の一部改正に伴いま
して、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというもので
ございます。

1 枚開けていただきますと、一部を改正する条例でありますけれども、これも上
位法の一部が改正されたということに伴いまして、条例を一部改正するということ
でございます。

主な改正内容は、介護医療院、先ほど申し上げましたとおり、長期にわたって療
養するための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられる施設であります。そ
の介護医療院が新設されることに伴うというものでございます。

この条例につきましても、附則といたしまして、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行さ
せていただくというものでございます。

-----○-----

日程第 27 議案第 22 号 山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 27、議案第 22 号、山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 22 号についてご説明申し上げます。

山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてでございます。

山江村土地開発基金条例を廃止する条例を別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、山江村土地開発基金条例は、設置目的である公共用地の先行取得の必要性が薄れまして、今後においても活用が見込まれないというようなことから、本基金を廃止したいということでもありますので提案するというものでございます。

1 枚開けますと、廃止する条例であります。説明を申し上げますと、本条例は公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため、昭和 49 年 3 月に設置された基金でございます。しかし、近年は設置目的でございます公共用地の先行取得の必要性が薄れまして、今後においても活用が見込まれないということから基金を廃止し、今後見込まれる各種の村有施設等の老朽化に伴う財政需要に対応するために、他の基金へ振り替えて、効果的に積み立てて適切に管理をしようというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行させていただくというものでございます。

以上でございます。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を 3 時 30 分といたします。

-----○-----

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 30 分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第 28 議案第 23 号 平成 30 年度山江村一般会計予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 28、議案第 23 号、平成 30 年度山江村一般会計予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 23 号、平成 30 年度山江村一般会計予算書についてご説明申し上げます。

1 枚めくっていただきます。

平成 30 年度山江村一般会計予算でございます。

平成 30 年度山江村の一般会計予算は、次に定めるところによるものがございます。

歳入歳出予算でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 30 億 5,800 万円と定めるものがございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものがございます。

次に、債務負担行為でございます。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」によるものがございます。

次に、地方債でございます。第 3 条、地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」によるところでございます。

次に、一時借入金でございます。第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2 億円と定めるものがございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項、但し書きの規定によりまして、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものがございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費は除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用等でございます。

平成 30 年 3 月 7 日、本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明を申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、議案第 23 号、平成 30 年度山江村一般会計予算について説明申し上げます。

まず、平成30年度の歳入歳出予算の総額でございますが、村長が先ほど申し上げましたように30億5,800万円でございますが、平成29年度比マイナスの1億200万円となっております。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。1、村税でございますが、税収の確保という観点から昨年比176万9,000円増の2億450万6,000円を見込んでおります。2、地方譲与税から10の地方消費税交付金につきましては、昨年度の実績と国の地方財政計画に基づき計上いたしております。また、8、地方交付税につきましても、国の地方財政計画に基づき、普通交付税総額を14億5,800万円見込んでおります。特別交付税につきましては、本年度当初予算には計上してございません。従いまして、地方交付税につきましては、昨年比マイナスの4,600万円でございますが、率にいたしまして約3%の減額となっております。

2ページをお開きください。13、国庫支出金につきましては、公営住宅建設事業等の補助事業の完了に伴いまして、昨年比6,598万4,000円減の3億4,314万1,000円を計上いたしております。17、繰入金でございますが、地方交付税の減額及び特別交付税を当初予算に計上しておりませんことから、昨年比5,567万9,000円の増額でございますが、2億1,932万1,000円を計上いたしております。内容は、財政調整基金1億6,000万円、山江村定住化促進基金1,854万7,000円、減災基金3,500万円等が主なものでございます。18、繰越金は昨年度比207万円増の1億657万円を見込んでおります。

3ページをご覧ください。20、村債でございますが、昨年比50万円減の3億3,610万円を計上いたしております。

4ページをお開きください。歳出でございます。全体的には経常経費等につきましては、昨年並みか昨年より減額としておりまして、事業につきましては議会や村民の方から要望を考慮いたしまして、緊急性があり、かつ補助金や交付金などの財源の裏付けがあるものを優先して計上いたしております。1、議会費でございますが、昨年比38万8,000円減の5,987万3,000円を計上してございます。2、総務費5億7,382万9,000円で、昨年比2,182万7,000円の増となっておりますが、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの受信機更新工事や、ケーブルテレビ事業関係の繰出金が主な増額の要因でございます。3、民生費6億2,934万4,000円を計上いたしておりますが、昨年比2,202万6,000円の減額となっておりますが、老人福祉費におきまして、老人福祉施設措置費、介護保険特別会計への繰り出し金の減額、また簡素な給付措置、経済対策交付金事業等の終了によるものが主な原因でございます。4、衛生費3億8,8

32万9,000円を計上いたしております、昨年比54万6,000円の減額でございます。5、農林水産業費2億8,211万3,000円を計上いたしております、昨年比1,007万9,000円の減額でございます。農業費におきましては、改善センター空調設備工事の完了、川辺川利水事業推進費の訪問調査終了等によるものでございます。林業費におきましては、公有林造成費、林道維持費の減額によるものでございます。6、商工費につきましては5,600万6,000円を計上いたしております、前年度比542万9,000円の増額となっておりますが、人事異動による人件費と丸岡公園整備費の増額によるものでございます。7、土木費でございます。3億1,625万7,000円を計上いたしております、昨年比1億530万1,000円の減額でございますが、公営住宅建設事業の完了によるものでございます。8、消防費1億3,153万2,000円を計上いたしております、昨年比2,664万7,000円の増額でございます。要望のあった防火水槽3基を新たに設置するものでございます。また、球磨川水系防災減災ソフト事業対策事業の補助金を活用いたしまして、大規模災害に対応したIP電話の整備を計画しております。9、教育費2億2,327万5,000円を計上いたしております、昨年より4,693万1,000円の減額となっておりますが、事務局費におきまして、人事異動による人件費の減、教育ICT環境整備費の機器等リース料、それから小学校・中学校費、体育館管理費における工事請負費の減額が主なものでございます。10、災害復旧費につきましては、昨年同額の450万円を計上いたしております。11、公債費3億7,576万9,000円を計上いたしております、昨年比にしますと3,067万3,000円の増額となっておりますが、防災行政無線のデジタル化に要しました緊急防災減災事業債の元金償還が始まったことが主な増額の原因でございます。12、予備費として1,717万3,000円を計上いたしております。

6ページをお開きください。第2表、債務負担行為でございます。事項、固定資産標準宅地評価業務委託事業でございます、期間が平成30年度から平成32年度までの3カ年でございます。限度額が平成30年度226万8,000円、平成31年度226万8,000円、平成32年度226万8,000円でございます。

次に7ページをお開きください。第3表、地方債でございます。基金の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について説明をいたします。

まず、臨時財政対策債6,900万円を計上いたしております。庁舎非常用電源設備事業債500万円、地域振興事業1,510万円、全国瞬時警報システム（Jアラート）受信機更新事業債260万円、ケーブルテレビ施設整備債5,490万円、農業振興事業500万円、プレミアム商品券発行事業債470万円、道路新設

改良事業1億2,760万円、消防施設費債2,360万円、教育ICT環境整備事業2,860万円を、それぞれを限度額といたしておりまして、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、103ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高、並びに年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。平成29年度末現在高34億8,018万6,000円に、当該年度中起債見込み額の3億3,610万円を加え、当該年度中、元金・償還見込み額3億4,964万6,000円を差し引きました34億6,664万円を当該年度末現在高の見込み額といたしております。

以上で、議案第23号、平成30年度山江村一般会計予算の説明を終わります。

-----○-----

日程第29 議案第24号 平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第29、議案第24号、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成30年度山江村特別会計国民健康保険事業予算でございます。

平成30年度山江村の特別会計国民健康保険事業予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億6,200万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

一時借入金でございます。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項、但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものございまして、(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長のほうが説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第24号について説明いたします。

平成30年度の予算を歳入歳出それぞれ4億6,200万円とするものでございます。前年度に対しまして1億4,200万円の減額となっております。平成30年度当初予算につきましては、平成30年度から財政運営責任主体が都道府県に移行されることに伴い、歳入においては国庫支出金、療養給付費交付金などが県に交付され、県から村に交付されるということで、予算項目が廃止となっております。また、歳出におきましても、後期高齢者支援金や介護納付金等が県への納付金と一括して納付することになっており、廃款になるなど予算項目に変更がっております。

それでは、1ページをお開きください。歳入でございます。款1、国民健康保険税につきましては7,191万2,000円とし、前年度に対しまして1,002万7,000円の減額としております。款2、使用料及び手数料につきましては、前年度と同額の5万5,000円を計上しております。款6、県支出金につきましては3億4,827万3,000円とし、前年度に対しまして3億1,237万2,000円の増額となっております。国庫支出金等も合わせて県から交付されるということで、大幅な増額となっております。款8、財産収入におきましては、基金利子積立として前年と同額の1,000円を計上しております。款9、繰入金につきましては4,066万3,000円とし、前年度に対しまして573万9,000円の減額としております。前年度は基金から500万円を繰り入れておりましたが、本年度は基金からの繰り入れがないことが減額の主な理由です。款10、繰越金につきましては108万7,000円とし、前年度に対しまして768万1,000円の減額となっております。款11、諸収入につきましては9,000円とし、前年度に対しまして2,000円の増額としております。

次に、歳出、2ページの歳出でございますが、款1、総務費を298万3,000円とし、前年度に対しまして495万6,000円減額しております。システム改修委託料359万円の減額、医療費適正化対策事業費を款6、保険事業費に組み替えたことによる196万円の減額が主なものです。款2、保険給付費につきましては3億4,549万5,000円とし、前年度に対しまして1,487万1,000円の減額としております。これにつきましては、県からの療養給付費等の見込み額による減額であります。款3、国民健康保険事業納付金につきましては、新規項目となり8,739万9,000円を計上しております。村が県に対し納付する保険料分となっております。県からの見込み額であります。款6、保険事業費につきましては1,120万2,000円とし、前年度に対しまして290万7,000円の増

額となっております。総務費にありました医療費適正化対策事業費196万円を組み替えたことが主なものです。款7、基金積立金につきましては、基金利子積立として1,000円を計上しております。款9、諸支出金につきましては50万円とし、前年度に対しまして1,000円の減額となっております。款10、予備費としまして1,442万円を計上しております。

以上でございます。

-----○-----

日程第30 議案第25号 平成30年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第30、議案第25号、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第25号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計簡易水道事業予算書でございます。

1枚開けていただきますと、平成30年度山江村特別会計簡易水道事業予算でございます。

平成30年度山江村の特別会計簡易水道事業の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,900万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものがございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項、但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものがございます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、共済費（賃金に係る共済費は除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用となっております。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第24号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、款項の主なものについて説明いたします。2、使用料及び手数料、1、使用料、現年度過年度の使用料見込み額4,907万円とするもの。6、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入金で1億570万円とするもの。7、繰越金、1、繰越金、平成29年度からの繰越金を見込みまして391万3,000円とするもので、歳入合計1億5,900万円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳出、同じく款項の主なものについて説明いたします。1、総務費、1、総務管理費、人件費522万6,000円とするもの。2、簡易水道事業費、1、簡易水道施設運営費、水道施設の維持管理費など2,611万9,000円とし、2、簡易水道施設整備費200万円を計上し、簡易水道事業費を2,811万9,000円とするもの。4、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金1億2,314万円とするもの。5、予備費、1、予備費、予備費を251万3,000円としまして、歳出合計1億5,900万円とするものでございます。歳入歳出それぞれ前年比で2,900万円の減となっております。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第31 議案第26号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第31、議案第26号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第26号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業予算でございます。

平成30年度山江村の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,600万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますけれども、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定めるものでございます。

歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項、但し書の

規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものとさせていただきます。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議案第26号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、款項の主なものについて説明いたします。2、使用料及び手数料、現年度分、電力使用料の見込み額の主なもので3,562万円とするもの。4、繰入金、1、繰入金、一般会計からの繰入金9,700万円とするもの。5、繰越金、1繰越金、平成29年度からの繰越金を見込みまして317万8,000円とするもの。歳入合計1億3,600万円とするものとさせていただきます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務費、1、総務管理費、人件費など570万3,000円とするもの。2、農業集落事業費、2、農業集落排水施設管理費、農業集落排水施設の維持管理費など5,568万8,000円とするもの。3、公債費、1、公債費、元金及び利子の償還金7,245万1,000円とするもの。4、予備費、1、予備費215万8,000円を計上しまして、歳出合計1億3,600万円とするもので、歳入歳出それぞれ前年比で200万円の減となっております。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第32 議案第27号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第32、議案第27号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第27号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算でございます。

平成30年度山江村の特別会計介護保険事業の予算は、次に定めるところによるものものとさせていただきます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億3,700万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4,000万円と定めるものでございます。

次に、歳出予算の流用でございます。第3条、地方自治法第220条第2項、但し書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めさせていただきますというものでございます。

(1) 各項に計上したされた予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用でございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第27号について説明をいたします。

平成30年度の予算を、歳入歳出それぞれ4億3,700万円とするものでございます。前年度に対しまして800万円減額しております。

1ページをお開きください。歳入でございますが、保険料を7,753万2,000円とし、前年度に対しまして389万5,000円増額しております。介護保険制度の改正により、第1号被保険者のサービス給付費負担割合が22%から23%に増加したことによるものが主な理由となっております。款2、使用料及び手数料につきましては、昨年度と同額の1,000円を計上しております。款3、国庫支出金につきましては1億1,899万6,000円とし、前年度に対しまして12万3,000円の減額としております。款4、支払基金交付金につきましては1億1,265万2,000円とし、前年度に対しまして499万6,000円の減額となっております。支払基金のサービス給付費負担割合が28%から27%に引き下げられたことによるものが主な理由です。款5、県支出金につきましては6,349万円とし、前年度に対しまして37万6,000円の減額となっております。款7、繰入金を6,248万6,000円とし、前年度に対しまして680万6,000円減額しております。一般会計からの繰入金でございますが、第7期介護保険事業計画策定に係る事務費繰入及び地域支援事業に係る事業費繰入の減額が主な理由です。款8、繰越金を88万4,000円、款9、諸収入を95万6,000円、款1

0、財産運用収入を3,000円計上しております。

以上でございます。

続きまして、2ページをお開きください。歳出でございますが、款1、総務費を764万6,000円とし、前年度に対しまして172万4,000円減額しております。第7期介護保険事業計画策定委託料の減額が主な理由です。款2、保険給付費につきましては4億270万6,000円とし、前年度に対しまして391万5,000円減額をしております。介護予防サービス給付負担金及び特定入所者介護サービス負担金の減額が主な理由です。款4、地域支援事業費につきましては2,422万円とし、前年度に対しまして134万4,000円増額しております。一般介護予防事業費の増加が主な理由です。款5、諸支出金につきましては昨年と同額の5万4,000円計上しております。款6、基金積立金につきましては、基金積立基金利子積立を4,000円計上しております。款8、予備費としまして237万円を計上させていただいております。

以上でございます。

-----○-----

日程第33 議案第28号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第33、議案第28号、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算でございます。

平成30年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,500万円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は300万円と定めるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第28号について説明をいたします。

平成30年度の予算を、歳入歳出それぞれ3,500万円とするものでございます。前年度に対しまして100万円増額となっております。

1ページをお開きください。歳入でございますが、後期高齢者医療保険料につきましては1,792万7,000円とし、前年度に対しまして71万1,000円の増額となっております。款2、使用料及び手数料につきましては、昨年と同額の1万1,000円を計上しております。款3、繰入金につきましては1,622万2,000円とし、前年度に対しまして15万6,000円の減額となっております。款4、繰越金につきましては78万7,000円とし、前年度に対しまして44万5,000円の増額となっております。款5、諸収入につきましては、前年度と同額の5万3,000円を計上しております。

次に2ページをお開きください。款1、総務費につきましては、前年度と同額の19万1,000円を計上しております。款2、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては3,395万8,000円とし、前年度に対しまして55万4,000円増額しております。款3、諸支出金につきましては、前年度と同額の5万1,000円を計上しております。款4、予備費といたしまして80万円を計上しております。

以上でございます。

-----○-----

日程第34 議案第29号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第34、議案第29号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第29号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算書でございます。

1枚めくっていただきますと、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算でございます。

平成30年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業の予算は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億円と定めるものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出

予算」によるものでございます。

次に、一時借入金でございますが、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は600万円と定めるものでございます。

本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、議案第29号についてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算、歳入、1、分担金及び負担金1,000円、加入負担金でございます。2、使用料及び手数料2,524万円、ケーブルテレビ使用料、光ケーブルの使用料及び放送手数料などでございます。3、繰入金6,880万円、一般会計からの繰入金でございます。4、繰越金588万円、前年度からの繰越金でございます。5、諸収入7万9,000円、雑入などでございます。

以上、歳入合計を1億円とするものでございます。

続いて、2ページをご覧ください。歳出、1、総務費、総務管理費といたしまして、ケーブルテレビセンターの運営に関する旅費、需用費、役務費、派遣業務に係る委託料など1,316万8,000円を計上しております。2、ケーブルテレビ事業費、ケーブルテレビ事業費といたしまして、需用費、役務費、CS番組受信料、機器点検料、施設設備機器整備料などの委託料、電柱共架などの使用料、引き込み工事、センター用機材備品購入費など8,609万2,000円を計上しております。4、予備費、予備費といたしまして74万円を計上いたしております。

以上、歳出合計を1億円とするものでございます。

平成30年度の当初予算につきましては、前年度に比べ3,200万円の増額というふうになっております。主なものといたしましては、施設設備機器整備委託料でございます。地上デジタルやBSデジタル放送の設備の機器更新に伴う委託料が主な増額というふうになっております。

以上でございます。

-----○-----

日程第35 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第35、陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書を議題とし、お手元に配付しております陳情書の写しのとおり、特定非営利活動法人「ワーカーズコープ熊

本支部」、支部長、小林啓示様より、協同労働の協同組合法制化に向けた陳情であります。

お諮りいたします。ただいまの議題になっております陳情第1号については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、日程第35、陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書については、総務文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

また、そのほか山江村議会に寄せられました要望書等は、尾寄崎キャンプ場、管理人横谷俊治様より、尾寄崎キャンプ場の水道設備の要望書が届いておりますので、議員各位へ資料を配付することにします。各議員で内容を研究し判断され、必要な場合は後日議員提案等をされるようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第36 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第36、議員派遣の件を議題といたします。本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本会議の決議が必要であることから、会議規則第126条の規定により提案するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

-----○-----

散会 午後4時12分

第 2 号

3 月 1 5 日 (木)

平成30年第1回山江村議会3月定例会（第2号）

平成30年3月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教育 長	藤本 誠一君
総務 課長	北田 愛介君	税務 課長	山口 明君
企画調整課長	松尾 充章君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設 課長	白川 俊博君
教育 課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	迫田 教文君
農業委員会 事務局 長	柳瀬 真奈美君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 会期日程、日次第9の一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、5名から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに10番、松本佳久議員より、施政方針について、手元に届く福祉について、雇用の確保、働く場の確保について、生活環境の整備について他、通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） おはようございます。10番議員、松本佳久です。今回はくじ運がよく、一番くじを引きましたので最初に質問をさせていただきます。質問は、過去4年間の村政運営の総点検と今後の計画についてとしております。また、その中で村政懇談会や区長さんなど、各地区や各団体、また個人からの提案や要望、苦情などに対してはどのように対応してこられたのか。同じく、議会が議決した村民からの要望書や請願書に対して、どのように対応してこられたかについても答弁を求めます。また最後には、次の村長選挙について出馬する意思があるのかについても質問し、答弁を求めます。

それでは、最初にこれまでの村政運営と今後の施政方針について質問をします。

村長は村民との約束、1、手元に届く福祉が大事、2、雇用と景気が大事、3、生活はもっと便利に、4、村民がみんな元気に、の4つの約束を村政運営の基本と定めて政策を展開してこられました。これまでの3年半の取り組みと、今年の新年度予算に込められた思いについて答弁を求めたいと思います。

まず、手元に届く福祉についてです。国や県は保育料の軽減、無料化に向けて動いていますが、保育料の軽減策について山江村ではどのような施策を考えておられ

るでしょうか。

次に、給食費の無料化制度は、社会全体で子育て支援をという意味でも、全国に誇れる山江村独自のよい政策だと思います。今後は給食材料の村内生産比率、村内自給率を高め、農林業など産業の活性化に結び付けることが重要と思いますが、どのように考えておられますか。

まるおか号や福祉タクシーは、運行方法の改正で村内をくまなく走るようになり、利用しやすくとても便利になりました。しかし、制度の周知が今一つ不足していて、「利用方法が分からない」「分かりにくい」との村民の声もあります。利用方法の周知が再度必要と考えますが、どのように考えておられますか。

小学生以下の利用者や運転経歴証明書を提示した65歳以上の方への料金半額助成制度も、公共交通機関がない本村では大変よい政策です。そこで、運転免許証を自主的に返納された方はもちろんですが、加えてある程度以上の高齢者の方への料金助成制度の創設も考える時期だと思いますが、執行部はどのように考えておられますか。

買い物支援事業も山江村のような山間部を抱える地域では喫緊の課題です。新年度予算では、ボランティアポイント制度の導入など、買い物支援などにも使える言わば有償ボランティア制度も盛り込んであります。加えて、村内の商店などにも協力をお願いして、より丁寧なきめ細かな買い物支援制度の取り組みが必要と思いますが、どのように考えておられますか。

プレミアム商品券の発行制度は村民に好評であります。しかし、このような買い物支援制度の充実など、弱者の利用についてもプレミアム商品券のあり方を考えるべき時代だと思います。執行部ではどのように考えておられるでしょうか。

最初に一応全部言います。

次に、所得の向上、雇用、働く場の確保政策について答弁を求めます。

村内には働く場所が少ないことから、総人口に占める昼間の人口は70%と低く、このことは昼間に村外で働く人が多いことを示しています。高齢者の方と15歳以下の年少人口を加えると約50%であり、働く人の半数以上、千人以上の方が山江村外で働いてくださっています。よそで働いて稼いでいただくことには大変感謝もしていますし、山江村がベッドタウンとしての村づくり政策をとることも一つとは思いますが、村内に雇用の場をつくることは政治の役割でもあります。今後、村内にどのようにして雇用の場をつくっていくのか答弁を求めます。

総務省の2016年度全国市区町村年収ランキングでは、全国1,718市町村に東京23区を加えた1,741市町村で山江村は1,733位、平均年収で213万円となっています。ちなみに1位は東京都港区で1,112万円、2位は同じ

く東京都千代田区で916万円です。ベスト10のうち7位までは東京都23区が占めています。統計の取り方で若干数値は変わってくると思いますが、山江村が所得において全国の下位のほうであるというのは事実であろうと思います。これをどのように分析されて、今後の村民の所得増大施策を展開されるのか答弁を求めます。

企業誘致もなかなか進まないようです。しかし、やまえ栗が復活し栗のブランド化も一定の外部評価を得てきました。そこで栗栽培農家、加工業者、新たに業を起こされる新規起業の支援策はどのように展開されますか。栗生産者の中には、10アール当たりの収量が300キログラムの方もおられますが、収量増大に向けての支援策はどのように考えておられますか。答弁を求めます。

山江村初の集落営農組織として、万江地区に農事組合法人万江の里が発足したことは、農業を志す人が少なくなる中で大変喜ばしいことだと思います。今後、山江村全体の農林業支援、中でも希望する地区での集落営農組織としての法人化支援は、どのように進めていく計画か。また、農業所得を高めるためのハウス栽培等が今後増えてくると思われますが、これまで以上に施設整備費への助成が必要ではないかと思えます。どのように考えておられるか、答弁を求めます。

観光交流事業にも力を入れてこられました。やまえ栗スイーツフェスタ、栗まつりの大盛況、山江温泉の黒字経営、観光案内人の育成、フットパスコースの確立、熊本県の文化財指定へ向けた寺社仏閣の調査など、観光交流事業は全体としてよい方向に向かっていると思います。今後の更なる発展のために、どのような政策を展開されるか、答弁を求めます。

ボンネットバスも山江村の貴重な大切な財産です。しかし、例え実費であっても運賃を徴収してはならないなど運行には制約が多く、使いにくいのが現状です。古い車ですし、無理して使えば故障もするでしょうから、十分に注意しながら使わなければなりません。村内イベント等で運行実費を徴収して使えるよう、法律の改正や特区認定の申請などを各省庁へ働きかける考えはないか、答弁を求めます。

3番目に、生活環境の整備について質問をします。

尾崎作業道や今後予定されている山田井出の口県道線の歩道、山江錦線の整備など、各種の補助金、交付金等を使って計画的に道路整備が進んでいることは素晴らしいと思います。その中で、計画の途中まで工事が進んでいる、例えば村道城内神園線は、人家の多い終点側からの工事を調査してみてはどうでしょうか。また、村道神園平山線は、用地買収が終わっている狭い区間の工事だけでも優先して始めてはどうでしょうか。この道路は、山田地区から丸岡公園を越えて、万江地区の村道までをつなぐ丸岡農道として熊本県が整備しましたが、最終的には山田地区の県道

と万江地区の県道を結ぶ山江村の重要な路線として整備する必要があると考えます。執行部はどのようにお考えですか。

下段地区と人吉上原田台地とを結ぶ道路改良については、人吉市と協議することでしたが、今後どのようにされるのか答弁を求めます。

県道や堤防の整備、河川改修などは、国県への要望活動が重要です。この点は、村長も担当課もよく理解されており、熊本県庁へも国の省庁へも度々足を運び、粘り強く各種の要望活動をされています。今後の見通しについてはどのように考えておられるか、答弁を求めます。

人が暮らすのに必須なものは、衣食住と言われています。中でも、住宅の確保は大変重要な政策だと思います。現在村営住宅は約200戸、これまでに公共的に分譲した宅地は、本城の森28区画、分譲予定地は堂園地区3区画です。山江村に暮らしたい、山江村に家を建てたいという人のために、宅地造成を積極的に進める考えはありませんか。ある程度のまとまった宅地造成もよいし、今問題となっている集落内の空き家を公的に購入して整備し、販売するというのも一案です。宅地の確保のためには、農振地の除外も必要ですし、農地法の転用許可も必要です。川辺川総合土地改良事業が縮小される中で、宅地に適する土地も出てくるのではないのでしょうか。今後、宅地の確保、住宅の確保についてはどのように考えておられるか、答弁を求めます。

4番目に、村民が元気になるための政策について質問をします。

対馬市との継続的な海山交流事業はよい取り組みです。しかし、現代は国際交流も必要な時代です。今後どのような施策を展開されるのか、答弁を求めます。

山江未来塾を開講して以来、どのような取り組みをされてきましたか。そして今後はどのような展開を考えておられますか。地域づくり研究所は、村民が気軽に集まる場所となるのが本来の役割だと思いますが、現状はどのようになっていますか。今後どのような運営をされるのか、答弁を求めます。

学校ICT教育では、7年間の取り組みが全国的にも評価されて、先般は全国ICT教育首長サミットにおいて、総務大臣賞も受賞されています。その基は、村内に張り巡らした光ファイバー網からだと考えますが、今後は村民のICT活用、支援策が重要と思われます。どのような支援策を展開されますか、答弁を求めます。

最後に、福祉、雇用、観光、生活環境整備、元気な村づくりの推進には、村民のおもてなしの心がとても大切だと思います。特に公務員各位にはその精神が大切だと思いますが、どのように考えておられるか、答弁を求めます。

これまでの取り組みと今後の方針について、執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃ、お答えいたしたいと思います。

今のご質問でありますけれども、非常に多岐にわたって、また内容も深いということもあって、私のほうで一つひとつ答えていこうとも思ったんでありますけれども、具体的な説明が必要な部分は担当課長に答えさせたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

私のほうで基本的に答えたいと申しましたのは、議員が最初におっしゃいました村民との約束、いわゆる私のマニフェストに係わることを申されたわけでありまして、したがって、そのマニフェストの達成度をどのようになっているんだというようなご質問でもあろうかというふうにも考えているところであります。そういう4つの項目は、福祉と雇用と景気、それから生活のための環境整備、そして村民が輝くといえますか、どのように人材育成をするかというような4つの項目でありました。その中で、特に具体的にあげておりました点もありまして、福祉の点におきましては、お尋ねの保育園の保育料の軽減無料化に向けてどう考えるかということでありまして、山江村としてはどう動くかということでありまして、現在、国県のほうで、その保育料の無料化に向けての検討が続けられております。保育料、それから幼稚園もそうでありまして、来年の10月に消費税が2%上がるということでありまして、消費税が1%上がると2兆5、6千万円の税収が増えると。2%上がると5兆円から5兆2、000億円の税収が上がるということになるわけですが、その上がった税収のうち7、000億円を使って、保育料の無料化、また幼稚園の無料化に向けての対策が打たれようとしております。したがって、消費税をしっかりと上げられるかどうかということも含めて、社会保障の動きについては、国の動きを見守っていきたいというふうに思っております。

それから、学校給食費でありますけれども、給食費につきましては、議会の議員の皆さん方のご理解を得ながら、郡市内でもいち早く、また全国でもいち早く給食費の無料化をやってきたということでありまして、ただ、給食費の無料化と同時に、食育という面も重ね合わせて、また農家の所得をどうやって上げていくかということも併せて地産地消を図っていこうというような取り組みも進めております。いわゆる農村集落活性化事業におきまして、18%だった地産地消率を40%を目途に頑張ろうじゃないかというようなことでもあります。現在、30%まで上がっているというような報告を受けているところでありますけれども、この農村集落活性化事業、あと2年残っておりますので、これ5年間の国の交付金事業でありますので、丸々の国の事業でありますから、そういう事業を活用しながら、非常に面倒な仕事であります。学校の栄養士さんがあるし、給食士さんがあるし、教育委員会も関連するし、産業振興課、また農家の方々の意向もあります。その農家の方々の意

向と協力がないとこの事業はなかなかうまく進まないということでもありますので、さらにその連携を密にしながら、まずは40%に向けて地産地消率を上げていきたいということでもあります。当然、農林産物、学校給食に提供されるということは、安心安全な農作物をつくっていただくということが大前提になっていきますので、その安心安全な農作物が余りましたら、新たな流通を考えてみたいとも思っております。とりあえず、今年といたしますか、来年度は産直の方法をですね、直接都会の方々に山江村の農林産物を届ける産直の仕組みを取り組もうということを考えているところであります。

それと、まるおか号と福祉タクシーのこと、お尋ねでありました。まるおか号については、ご案内のとおりであります。昭和27年から九州産交が、万江線、山田線を行っていたということでありましたが、近年のこの交通状況から、乗車率が一時は0.7人ですね。要するに、バスが一往復する間に一人も乗っていない、空のバスが走っていた。で、その九州産交に対する補助金が1,200万円から1,300万円払っていたというようなこともありまして、運行形態を平成18年の10月に変えたわけです。いわゆるオンデマンド型といいますか、予約型のタクシー運行に変えさせていただいたということでありました。ただ、利用者については平成22年度7,017人でありました。7,017人の方々が使っていたというのがピークでありまして、それから年々減ってきております。従いまして、その過疎の村でありますから、いわゆる過疎というのは疎すぎる、要するに不便な村というようなことでもありますので、特に公共交通機関を行政がしっかり確立していくということは、当然行政のやるべき仕事の一つでもあろうかと思っております。そういうこともありまして、今回、まるおか号の大幅な見直しをしたということでもあります。座談会をしました、アンケートをしまして、またいろんな人吉・球磨の地域公共交通との連携も含めて検討しながら、平成29年10月1日に新まるおか号としてスタートをしたということでありました。現在、利用者が平成28年度といいますと、運行前については3,956人でした、利用者がですね。それが、平成29年から平成30年1月までの10カ月間で、利用者が7,313人と倍増した上で、ピークの7,017人を10カ月でもはや上回っておりまして、非常に有効的に利用されているんだらうというふうに考えておるところであります。補助金も659万3,000円まで400万円程度だったのが上がってきているということでもあります。ただ、議員お尋ねのとおり、利用方法が分かりにくいという声は、まだ聞こえてきております。実は先般、合戦峰地区の老人会からまるおか号の使い方について、いろいろと教えてほしいといいますか、説明をしてほしいという要請がありましたので、担当職員行きましたら、初めて分かったと、初めてまるおか号がこう

いうものだというのが分かったと。よくよく考えますと、地域の懇談会、座談会等でも説明はしておりますけども、若い方を中心に集まって来られますので、なかなか高齢者の方々には利用の仕方、十分に浸透していないなということを感じたわけでありますので、そういう要請がある地区には、是非出向かせていただきまして、まるおか号がどういう運行形態に今なっていて、どういう利用の仕方があるんだということを説明して回ればなということを考えています。ただ、今回のまるおか号は、高齢者の福祉のためだけの役割を担うものではなく、小さな子供から、またよそから山江村に入って来られるの方々に対します、要するに観光交流推進振興のためのまるおか号としての役割も考えているところでありますので、そういうものをどのように皆さん方に周知、PRしていけばいいのかということも併せて考えていきたいと思えます。

また、お尋ねがありました65歳以上の方への助成制度であります、運転経歴証明書を提示いただくと、まるおか号の金額からさらに半額になります。まるおか号の仕組みはタクシー料金が1,000円かかりますと、大体バス料金の200円～300円で移動できます。その200円～300円からさらに半額になりますということでありますので、自分で車を持たれて運転をされるよりも、随分と格安になると、このまるおか号の利用がですね、と思っているところでありますから、全国各地で高齢者の事故が頻発しておる中にありまして、是非この自主返還とまるおか号の活用についても進めていきたいと思っております。先ほど言いました運転経歴証明書というのは、5年間遡って取れるということでございますので、これまで免許証を返還された方々、是非その運転経歴証明書を取得いただきまして、それをお示しいただきますと半額になるということでありますから、そちらのほうもご活用をお願いしたいと思っております。

そして、さらにある程度の高齢者方への運賃助成制度ということですが、始まったばかりでありますし、そういう優遇制度もありますので、その経緯をしっかりと見ながら、また、人吉市も、人吉市のほうにも停留所を9カ所増設しております。ただ「停留所をもっと増やしてくれ」という望む声もありますから、そういうのも含めて、当分の間、今の状態で運行させていただきたいと思っておりますし、いろんな課題が見えてきましたら公共交通会議等開催しながら対応していきたいと思っております。

買い物支援につきましてもお尋ねでございました。買い物支援、まるおか号があるといいましても、また自分で買い物をするにはどうですかというお尋ねに、2、3年前は「自分で商品を見ないと分からないから、自分で直接行って、また自分の親戚が連れて行って買ってくるんだ」というふうなことでありましたけれど

も、ただ買い物支援的なことを実験的にやりますと、非常に便利だという声があります。また、社会福祉協議会のほうでは、ある企業と契約をしまして、奥地のほうに、山間部のほうに週に何回か行ってもらっているところですが、非常に助かるというようなことであります。買い物支援、また、そのまるおか号もそうですけれども、非常に一人暮らしのお年寄りの世帯が200軒を超えております。そういうニーズも当然今後出てこようかと思っておりますから、現在モデル的に15区、16区を設定し、地元商店、これは地元商店って藤田商店のことですけれども、注文配達サービスを高齢者の見守りと一緒をお願いをしております、そういう協定を、役場と藤田商店との協定を結ばせていただいているということでもあります。14区のほうからも、「是非うちのほうも、万江地区全体」というような声も聞こえてくるわけでありまして、そういうモデル事業として検証を行わせてもらいまして、今後の事業展開を研究したいというふうに思っております。

それから、プレミアム商品券も国の地方創生では1年間だけこのプレミアム商品券の交付金を頂いたということでありました。ただ、地元商工業はどうしても人吉市内の大規模店舗のほうに消費者を奪われてしまいますので、苦戦をされております。プレミアム商品券400万円の予算を組むと、2,400万円のお金が山江村内で確実に回っていくということでもありますので、その商工業の活性化、振興のために、是非今こういう状況の中でいいですか、要するに人吉市に流れがちな消費者をしっかりと山江村内に足止めするんだというようなことで有効であろうかと思っております、30年度も今回提案を、予算としてですね、提案をさせてもらっているということでございます。買い物支援とプレミアム商品券、まさに議員おっしゃるとおり、買い物支援についてプレミアム商品を是非活用させていただくと、人吉市内のスーパーで買うぐらいのお金で買えるというようなことも考えておるところでありますから、その付近も含めてこの商品券の活用をお願いしたいと思います。

それから、所得の件でありました。昼間人口、要するに昼間の人口が70%で、年少人口を加えると50%近くになるんじゃないかなということでもあります。これ、冒頭のあいさつでも申し上げましたとおり、まさに山江村はベッドタウン化しておるということではありますが、ベッドタウン化しておるのはいいんですけれども、逆を言いますと、働く場がない、産業がないということになるわけでありまして、どのようにこの産業をつくっていくかということが、何と云っても喫緊の課題であるということでもあります。それは、一つは栗を中心とした産業、また今回集落営農の万江の里を設立してもらったところでありましたけれども、そういう法人化によって仕事が当然増えてくるわけでありまして、元々山江に進出計画をしており

ました山江元気村も、実は現在30人雇っております、外部の方の雇用を含めると100人近くいろんな外注での雇用が出ているんだろこととを考えます。実は万江の里も是非そのような形態をとっていただきたいと思ひますし、また万江の里に引き続きまして、山田のほうも同じような、5年後、10年後、非常に厳しい農業経営状況になるといひますか、農地が守られていけない、いかなひような状況でありますので、そのようなことを相談していきたくと思ひております。

それから、総務省の2016年の全国市区町村ランキングであります。このことが非常に人吉・球磨にとって大事なことだというふうにも考へております。全国1,741の市区町村、このことをおっしゃっているんだろと思ひます。農協、あれの統計の取り方、実は熊本県の統計を見てもみますと、240万円ぐらいあるんですけども、うちは。ただ、これによりますと212万円で、全国から1,733位です。全国数えて9番目に低いという地域。2015年のを見てもみますと、2016年ですね、2015年を見てもみますと、山江は下から7番目に上がりました、ということなんですけど、そういうことじゃなくて、言ひたいことは、この1,741町村、1位からずらっとこの厚さに順位が載っているわけであります。1枚開けて、後ろのほうから。前のほうから見ていくと、人吉・球磨載っておりません。後ろのほうから見ていくと、後ろのページに、実は山江村より低いところもあるわけです。6町村が後ろのほうのページです。1枚開けていくと、あさぎり町が出てきて、次開けていくと多良木町が1,458で240万円。要するに、これは何を言ひているかという、人吉・球磨でもっとGDPを上げる総生産を上げる努力をなくちゃいけないということになると思ひます。要するに、GDPを上げる、栗の総生産が今2億円ぐらいになっているんだろというふうにも考へますけれども、栗の総生産だけでは7,500万円です。加工、流通をするお陰で2億円ぐらい上がるわけですけれども、山江の農業の総生産高は5億1,000万円ぐらいであります。米があつて、畜産が1億円近くあるわけでありまして、畜産も非常に好景気でありまして、畜産を1頭を増頭してもらいながら1億5,000万円です。ただ、栗については、これだけいろんなイベントをする中で、非常にニーズが高いというのを確認できましたし、農家の方々も気づかれまして、その生産意欲を持つておられます。栗については、4億、5億と、GDPといひますか総生産を上げていくことができると思ひますから、できるところから取り組んでいくということが大事でありますし、先般、そういう取り組みの中に、本当に先般、子ども議会をする中において、山江で農業で頑張りたくというふうな、山江で農業の体験をたくというふうな万江小学校の子供たちもいまし、そういう子供たちがこの山江村で農業をすることに夢を描くというふうな環境をしっかりとつくっていかなくちゃい

けないということを思っておりますし、それが今の我々のといたしますか、我々大人と言いますか、議員の皆さん方もそうでしょうけれども、責任であるということも考えております。そういうことで、今、栗については、栗の生産の委員会と、委員会の皆さん方が1軒1軒栗生産農家を回られまして、今110キロぐらいだと思いますけど、単収がですね。山江村の栗の単収が110キロぐらいだと思いますけれども、1反当たり200キロにするんだというようなことで、品質向上と栗の増産について一生懸命取り組んでもらっているということでもありますので、しっかり支援をしていきたいと思っております。また、そういう支援につきましても、剪定と栄養が足りない、要するに肥料が足りないというのがその委員会の中から、生産向上の委員会の中から出てきましたので、今回、従来でしたら半額で上限1万円補助でありましたが、今年から無制限の8割補助、肥料に対してはですね。しっかり肥料をやっていただきたいというようなことも考えておりますし、剪定についても1戸当たり頼まれる方の負担額を今まで5,000円だったのを1,000円にするというようなことも考えておりますし、それにより課題である肥料と、それから剪定の問題をまず役場としても支援をさせていただければということをおっしゃっているところでもあります。

それから、集落営農のこともお尋ねでありました。集落営農、万江の里、ご案内のとおり、松本議員もメンバーのお一人かと思うわけですが、ありとあらゆる支援をさせてもらいながらということをおっしゃっております。県のほうも、熊本県の農業振興局地域振興局、それぞれの振興局で1カ所だけモデル地区を選ぶというようなことでありましたが、人吉・球磨の振興局は、農政におきましては人吉・球磨で1カ所、万江の里を指定しながら中山間地のモデルとしてしっかり頑張っていたいただきたいというような事業を持ってきておりますし、この事業につきましては、本当に万江の里がしっかりしないと山田のほうにつなげていけないということでもありますので、そういう認識の中で、是非自立の心を持って頑張っていたいただきたいと思っておりますし、できるだけ行政の支援も県国のほうからも引き出したいと思っておりますし、役場としてもいろんな人的な支援も含めて、させていただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

それから、観光振興についてもお尋ねでございました。スイーツフェスタ栗まつりは先ほど申し上げたとおりでありますし、温泉センターの黒字経営も、今年も昨年1,100万円ぐらい黒字が出たわけですが、今年も1,000万円を超えるんじゃないかならうかと思っております。ただ、これも栗のスイーツと非常に連携した部分もあるということでもありますので、いろんなことが重なってそういうことになっているということでもあります。

それから、これ100人委員会から観光案内人、実は役場のほうで呼びかけて、観光案内人の方々を養成することを考えてみたらってというようなことも言っていたわけですが、ただ、100人委員会の観光部会の方々の中から、自らそういう観光案内についてのパンフレットをつくられて、自分たちが観光案内人になるんだという研修を重ねてきてもらっております。まさにその地域の課題を自分たちで解決していくと、100人委員会の目的そのままですけれども、そういう人たちについて、またもっと動きやすい環境を整えさせてもらいたいと思いますし、フットパスあたりとも非常に関係があります。これは、冒頭申し上げました山江村に、例えば海外でインバウンドで来られようかとする方々が、山江村に入られて、一般の国民、よそから入られる方も一緒ですけれども、じゃあ何をすればいいのかという情報が分からないと山江村を歩けない。という方々が、やっぱりどういう情報をその方々に提供していくか。入って来られた方々について、山江村をどのように紹介して案内していくかということがありますし、もちろんどのようにということは、フットパスというような手段もありますし、またボンネットバスに乗って、山江のいろんな寺社仏閣、またこれは山江村のみならず人吉・球磨の寺社仏閣の御社を回ったりもできるわけですけれども、そういうことがあって、食べ物を買われる、できれば滞在時間が長ければ長いほどお金は落ちるわけです。泊まってもらい仕組みをつくらなくちゃいけない。それはもちろん、山江の温泉センターもありますし、時代の駅のほうでも簡易宿泊、また民間のくりの里のほうもありますけれども、もう一つは農家民泊を増やすことができないか。要するに、来て、歩いてみて、いろんなものを食べてみて、そして泊まる。そうすると、村民の方々と交流する中で、本当に山江の良さに気づいてもらいながら、帰り際には何か買って、栗の特産物を買って帰ってもらう。というリピートを繰り返すということが、観光振興につながっていく。できれば、人吉・球磨のことを考えれば、1泊は山江村内でそういうことをやられながら、1泊は温泉旅館に泊まれるというような提案もできるかと思っておりますけれども、そういう一つのストーリーを一つずつつくっていくということが大事だろうかと思っております。従いまして、観光案内人を育成する、フットパスコースをつくるということも含めて、そういう全体的な仕組みをつくっていくということが求められているんだろうと思います。

それから、ボンネットバスのことでありました。ボンネットバスは、陸運局の許可の中では、山江村内のイベントにおいてのみ使ってくださいという許可であります。したがって、イベント以外ではあのバスは運行できないということです。要するに、このバスの類が運行するということは、要するに営業ナンバーを持っているそのバス会社等々が、当然営業されるバスを借りて運行しなくちゃいけないの

を、それぞれの市町村が持っているバス、またボンネットバスが代替して運行するから、要するに営業妨害になってしまうというようなことでのいろんな制約を受けるといようなことでありますから、ただ思い切って、青ナンバーを取っても、運賃を取っていいようなバスとしてそういう免許を取ってしまうのか、また過疎の地域では、運行については特例もあるというようなこともありますので、おっしゃるとおり、来て見て食べて回ってということになりますと、ボンネットバスの活用も非常に重要な役割を担うということになりますから、さらにちょっと検討、調査もさせていただければと思っております。

やっと、2点終わったところで。

それから、生活環境の整備でありました。これにつきましても、もちろん国の補助金、県の補助金、そしてもう一つは過疎債を活用させてもらいながら、順次計画して実施をしているところであります。もちろん、地域からあがってくる課題を受けながら、山江の政策的なものも含めて、次はここに行こうということを決めさせてもらっているところでありますけれども、まずやっぱり用地交渉がしっかりできないと、今は着工できないというのがございます。以前でしたら、山江村といいますか、行政が計画したのは用地交渉がなくてもどんどん進めていたという経緯もあったようでありまして、まずはその用地交渉が優先されて、その用地交渉ができたところからやるということでありまして、是非、村道城内神園線、できるところからということも含めて、将来にわたって用地交渉ができるかどうかということについて、また検討を、相談をさせていただきたいと思っております。人吉上原田台地線につきましても、実はこれは人吉との関連もありますから、この一般質問の中でも何度か答弁させてもらっている状況は変わりませんが、人吉との協議を重ねてさせていただきながら、地域の方の強い思いでありましようから、何らかの回答をさせていただければと思っております。

それから、県道堤防の整備、いわゆる防災関係の整備であります。万江川の今回架けております下段橋の上下の堤防についてのお尋ねも含んでいるんだらうと思っておりますけれども、あの部分につきましては、常日頃から国県に要望しておるところでありますし、その工事が終わった時点で次の対応をどうするかということになるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。ただ、その河川とか防災、安全とかいう面におきましては、山江村は90%が山林でありますので、レッドゾーンの地域もあります。大変今の災害のよそでの様子を見てみますと、いつどこでどのような災害が起こるか、想定外のことを想定しなくちゃいけない時代でありますから、必要に応じてさまざまな対策を打っていくということになりますけれども、この件につきましては、まず自分の命は自分で守るという、いわゆる自分で

逃げていただくということを是非お願いをしたいと思っておりますし、それに続きましていろんな役場としてすべき防災工事対策も打っていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、村営住宅と公営住宅、分譲地についてのお話で、要望でございました。要望というかお話でありました。現在、西川内の蕨野団地が11戸今年出来上がるということで、先般抽選会を行いました、6戸に対して22名の参加がありました。残り16世帯の方はもれた、要するに山江に住みたくても住めないという状況であります。分譲地も3区画整備中でありまして、もうすでに問い合わせが何件かあっているというようなことでありまして、山江村に暮らしたい、山江村に家を建てたい、まさに議員のおっしゃったとおりでありまして、そのような方々増えております。またさらに、北永シ切住宅も払い下げを行いましたら、22戸の方々が要するに永住の決断をされたというようなことでありまして、その住居に対する整備は今後ともベッドタウン化としての山江村として、ニーズが高まっているということでありまして、もちろん、今から空き家を買って取ってということでありまして、実は万江のゲストハウスを建てました、淡島のゲストハウス、あれは県の補助事業を使いまして500万円程度で整備をしたということでありまして、県の補助事業を使ったせいで売れなくなってしまったというのも実はあります。従いまして、不動産を入れまして、今マッチングをしてもらっておりますけれども、マッチングができて山江に住むという方に対しては、山江村がこうやって水回りを整備して売るというよりも、来られた方が自分で改造されると、自分の思いに沿ったというほうがいいんじゃないかと。また、それに対して100万円までの補助はするという規約もありますので、規約といいますか予算もありますので、まだこの予算を使う方おられませんけれども、是非そのような方向で見守らせていただければと思ひしているところでございます。

それと、大体最後になりました。対馬市の交流ということでありまして、これは対馬市の海と山の交流を進めながら、最初はB to Bとして、物産交流、海のものど山のものど物産交流をしながらということから始めたものでありますが、今子供たちの交流が1年おきに、物産交流とともに行われておりまして、全く別の環境で育った子どもたちが、新しい風をそれぞれ持ってくるということで非常に有効だと思ひしているところであります。

それと、私も公約の中、マニフェストの中に書いておりました国際交流につきましては、これは教育委員会のほうが本年度、来年度予算として計上してありますので、これにつきましては村長行政と違いますので、教育行政のほうから答えていただきたいと思ひます。

それから、未来塾であります。未来塾は、本当に村民の方々が何度となく、いわゆるワークショップを重ねられながら、重ねられて、山江村に提言をするのみにとどまらず、自らいろんな動きをしてもらっているということでもあります。また、そういうこともお願いをしてきていたところでもあります。先ほど観光部会の動きといいますか、観光の冊子をつくられた上に、山江村の観光を案内人として、みんなができるようにというような観光案内人の制度も、今勉強もされているということでもあります。また若手農家は、共同で土地を今たまねぎをつくっているんですかね、あとじゃがいももつくるとか言っておりますし、そういういろんなお互い協力し合いながら、山江の農業を守っていくというような動きも出てきておりますし、食の部会では、時代の駅を利用して、時代の朝市として山江の農林産物をはじめとした販売が始まってきておりますし、教育部会、今日も教育文化部会があるようでもありますけども、紙芝居あたりをしながら何か啓発を図っていこうというようなことでもあります。そういうことをやりながら、未来塾のほうは一生懸命頑張っていて、大変ありがたく思っているところでもありますし、またそういう村民の方々と行政が連携をしていくということが大事であります。地域づくり研究所、ICT研究所は、まさにその連携の行政と村民の連携をする橋渡しをするところでもありますから、そういう役割をしっかりと担っていってもらいたいということになります。ICTはインフォメーション・アンド・コミュニケーションテクノロジーですかね、要するに昔はITと言っていましたが、Cが入ったのは、連携をしていくということについてITを使いなさいでありますから、まさに名のとおりそういう方向で動いていければと思っているところでもあります。

おもてなしの心を最後に言われました。これは若手の職員の女性の部会によりまして、ワーキンググループをつくっております。そのワーキンググループで、村民の方々を敷居が高いと言われる役場において、どのようにおもてなしをしたらいいのか、またどのようなフロアの見せ方がいいのか、またこの2階について便所がないからどのようにしたらいいのか。男子便所と女子便所が一緒になっているということもあります。そういう課題について、いろんな話し合いを進めてもらっています。早速提案がありました。カウンターを低くするというについては、今、カウンターを低くしまして、お年寄り、また体が不自由な方々もしっかり面接ができるような工事もしておりますので、そういうことを含めてしっかりとおもてなしの心について、今後とも村民の方々、連携と言いましたけどもそういう、連携ということも深めながら、しっかり信頼関係を築いていければと思っているところでございますし、そういうことをこの3年半の中に取り組みせてもらったということをご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 教育課長も答弁を用意して待っておられると思うんですが、今村長の答弁で新年度予算に計上してあるということで、明日の一般会計の質疑の中でお答えいただければと思います。とにかく国際交流を始められるということは素晴らしいことだと思います。

さて、これまでの政策について、また今後の村政運営について、いろいろと答弁していただきました。平成30年度は10年に一度の山江村基本方針を策定する年でもあり、計画策定費を新年度予算（案）に計上してあります。そしてまた、今年8月1日までが村長の任期であります。村長選挙もその前に行われると思います。村長は今年実施される村長選挙に立候補される予定でおられるのか、正直な気持ちをここでお示しいただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 次期、村長選に出馬をするかというようなお尋ねでございました。先ほど申し上げましたとおり、この4年間といいますか、3年半でありますけれども、産業、それから環境の整備、そして教育、福祉等々でいろんな施策を展開してきたということでもあります。特に総合計画もそうでありますけれども、新しい動きとして、地方創生の動きがありましたので、まち・ひと・しごと創生計画を策定し、その中に沿った動きもしたということでもあります。ただ、いろんなことをやってきたということではありますけれども、担当課長はじめ、職員には随分苦労もかけたのかなということも思いますけれども、いろんな成果も出てきているということも私自身考えております。当然のことながら、引き続き手掛けた事業につきましては、さらに推し進めるという必要がございます。例えば、栗の品質向上や増産体制をどうするかというような取り組みもありますし、そういうやり残した部分について、まだまだたくさんあるかと思えます。私の胸の中には、3年半前、村民の皆様とお約束したマニフェストの実現により、村民の方々の元気と安全を守り、そして誇りと夢のある村政を引き続き担当していきたいというふうに考えているところでもあります。

昨年の12月議会におきまして、質問があったところでもありますけれども、後援会、村民の方々の意見を聞きながら、決断を、判断をしたいというふうに申し上げましたけれども、私の出馬について、村民の方に相談をいたしましたところ、「せっかくよか方向にいきよっとじゃら、頑張らんば」というような意見も、そういう応援もいただいたというところでもあります。したがって、山江村のさらなる振興発展のために、特に先ほどから課題になっております産業経済を、いかに活性化させるかという課題がありますから、そういう課題解決に向けて、身を粉にして頑

張りたいという覚悟を決めております。したがいまして、7月に執行される村長選挙に再度立候補いたしたいと思っておりますので、皆様方のご理解をよろしくお願い申し上げます、出馬の表明とさせていただきます。

大変お世話になります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 去る2月17日には、第3回山江村教育の集いが農村環境改善センターにて開催されました。また、2月20日には万江小、山田小6年生による子ども議会がこの議場において開催されております。どちらも内容は素晴らしいもので、それこそ私たち大人が考えなければならないことを、子供たちが考えてくれていたこと、私は大変嬉しかったです。このことも子供たちが山江村に誇りを持っているお陰だと思っております。ただいま村長は出馬する予定であるという表明をされました。これまであなたの取り組みは、私心をなくして山江村発展のための村政運営に全身全霊で取り組んでこられたと思っております。それは多くの村民も知っているところでしょう。今後も人が治める人治主義ではなく、法によって運営される法治主義を貫かれ、個人情報を除く情報公開に努めて、公正にして公平な村政運営に携わっていかれることを期待しています。そして、一番大切なことは、村民の心に寄り添う政治だと思います。毎日毎日が村長としての役場での仕事、山江温泉社長としての仕事、人吉下球磨消防組合管理者としての仕事、そして国県への要望活動など、多忙な日々ではあると思いますが、どうぞ時間を見つけて村内を歩き回り、村民の声にじっと耳を傾けていただきたいと思います。そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時10分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に3番、森田俊介議員より、1、山江村にあるサービスエリアについて、1、山江村長選挙についての通告が出ております。

森田俊介議員の質問を許します。3番、森田俊介議員。

森田俊介君の一般質問

○3番（森田俊介君） おはようございます。3番、森田より、議長のお許しができましたので一般質問を行いたいと思います。今回の一般質問については、行政とは直接関係がないものとは思いますが、政策や質問につきましては、誠に申し訳ないことですが、山江村の地元に関することでもありますし、これから質問する件につきましては、山江村村民の心配もあり気になるところでございます。執行部のできるだけの答弁をよろしくお願いいたします。

質問は、山江村サービスエリアの件についてお聞きいたします。九州自動車道も開通して約30年余り。当初は肥後トンネルや万江トンネルなどの村の中心を通過する大規模な工事で、南九州地域になくてはならない観光、農産物や産業の流通の道路となっております。山江村は建設当時は高速道路促進協議会などを設置し、村民一体となり協力し、建設時にはかなりの経済効果があり、上がり線、下り線などのサービスエリアも設置していただきました。山江村にとって大きな経済効果もあり、また山江村の知名度も上がったのではないのでしょうか。経済の変化と合理化とともに、日本道路公団からNEXCO西日本、西日本高速道路サービスに委託され経営されております。現在は下り線の食堂、レストランが、九州産交リーテル、店舗がローソン、上がり線が食堂が九州産交リーテル、店舗がディリーヤマザキが営業を行っております。NEXCO西日本ホールディングスは、平成30年3月末、契約が満了するというので、食堂やコンビニエンスストアが対象で、九州管内の九州自動車道では、須江パーキング、基山パーキング、下り線、玉名パーキング上下線、山江サービスエリア上下線が対象として、1カ月間休止をするとあり、また、営業停止期間、4月1日から皆さんも御存じだろーと思っておりますが、4月下旬までチェーン店の企業が営業を開始すると、予定と記載明記してありました。また、サービスエリアにも記載してありました。山江村民も誘致企業として、働く雇用として大変大事な雇用かと思っております。山江村民の方々も現在は約20人余り、上下線でレストランとコンビニエンスストアで働いておられます。また、がまだす母ちゃんのテント販売もあり、どのようになっているのか心配で気になる状況であります。山江村温泉、物産館からの栗まんじゅうの販売や、レストランでの使用のほたる米の納入はどうされるのか、お尋ねをいたします。

物産館からのNEXCO西日本に、食堂や某チェーン店企業に対して、相談、相談などがあったのかお聞きいたします。

また、今働いている雇用の確保は継続して働くことができるのか、社会保障など大丈夫なのか、随時、山江を使った会社の栗商品などの販売はできるのか気になる

ところです。代表者や社長による商談、相談になると言われればそこにつきますが、行政としては株式会社山江物産館代表として、相談、交渉はできないものかお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 森田議員お尋ねの件については、山江村が指定管理者として指定しております一般企業での情報でありますから、と言いながらも第三セクターとして山江村が株主になっておりますから、その付近を加味しながら会社のほうから事情を徴収しながら答えたいと思います。中身については、課長のほうから答えさせます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

まず、山江村にあるサービスエリア、山江サービスエリアについてですが、1989年、平成元年12月7日の八代インターから人吉インター開通に伴い開設されたサービスエリアでございます。その後、平成19年に施設改築が行われまして、上下線とも現在の食堂付きのコンビニエンスストアとして営業されているというところでございます。お名前につきましては先ほど議員が申されましたので省略させていただきます。山江サービスエリア上下線のホームページを見てみますと、一押し商品情報といたしまして、先ほど議員が心配されておられました栗まんじゅうや、また食堂のほうでも販売されております山江ラーメンなどが掲載をされておりまして、ホームページを見ましても、山江村の特産品だということが外部にも一目瞭然で知れ渡ると同時に、私たちも外部の方が来られる時に、山江村に来られた際には、「あそこに、サービスエリアにある栗まんじゅう、買って帰らねばんですね」とか、「土産で買って帰らねばんとですよ」という声をよく耳にいたします。

続いて、山江村物産館「ゆっくり」につきましては、皆さん御存じのとおりですが、山江村の指定管理者である（株）やまえが運営を行っておりまして、特産品であります栗まんじゅうやびっくり団子、出荷者協議会の方々が出品される新鮮な野菜などを販売をされておられるのをはじめ、栗加工商品の製造、卸売り販売も行っているというところでございます。サービスエリアに栗まんじゅう等が納められた経緯につきましては、山江村の特産品である栗まんじゅうをもっと多くの方に知っていただきたい、買っていただきたいという思いから、当時の物産館の関係者、また村の関係者の皆さんが、福岡にある管理会社に複数回営業に行かれたというようなことを聞いております。蒸し器などを持参されて実演販売も行われた結果、山江サービスエリアでの販売にこぎつけたという歴史がございます。山江村ですね、やは

り特産品としてサービスエリアの上下線で販売するという事は、非常に大切なことだというふうはこの観点からも思われることとございます。現在は、サービスエリア上下線に屋台を設置させていただきまして、そこで蒸したまんじゅうや団子を販売するほか、店内においては冷凍やチルドで販売も行っておりまして、多い時には、ゴールデンウィークとかお正月期間ですけれども、2,000個以上、3,000個近く売れる日もあるということで、現在、物産館ゆっくりのほうで、栗まんじゅう37万個ほど年間製造しておりますけれども、そのうちの約8割程度が山江サービスエリア上下線での販売ということになっております。また、地元の農家の方々が丹精込めてつくられた、生産されましたほたる米につきましても、隣接する食堂でご飯として提供されているというところでございます。

今般、先ほど議員からお尋ねがありました、現在取引をしている栗まんじゅうをはじめとする加工商品が今後どうなるのか、また食堂で使用されているほたる米等が継続して使用されるのか、現場で働いている地元の方の雇用がどうなるかということ、やはり私たちも心配しているところでございます。栗まんじゅうをはじめとする加工商品の今後の販売については、(株)やまへの株式会社やまへの経営戦略上のこともありまして、私の知っている範囲でお答えいたしますけれども、平成30年4月1日から営業を開始される新しいコンビニエンスストアの関係者、また高速道路の管理等をされている会社の方々と、栗まんじゅうの製造する安全面、工場視察をしたり、現在納入をしている運送面等々の協議を行いながら、意見交換をさせていただいているというところでございます。まだ正規に販売するという決定はありませんけれども、現在鋭意協議を行っているというところでございます。関係者の方々からは、栗まんじゅうをはじめとする加工商品につきましても、ホームページの一押し情報にも載っているということで、現在も売れ筋商品であるということは十分認識はされておられますので、好印象を持っておられるということでございます。築き上げたこれまでの歴史や販売実績をはじめ、物産館ゆっくりの主力商品でもありますので、引き続き販売ができるよう、村としても支援を行っていくというところでございます。

また、食堂で使用されているほたる米についてもですけど、こちらのほうも品質、味が好評であるということですから、引き続き使用をしていただくという方向で、株式会社やまへのほうも協議のほうを行っているということをお聞きしております。協議の段階で、村のほうとしての支援の要請がありましたら、担当課としても協議の場に加わりながら、ほたる米の継続的な納品もできればというふうに思っております。

また、地元の働いていらっしゃる方、20名ほどいらっしゃるということですが

れども、そちらの雇用されている方の継続雇用につきましても、働く場の確保として重要な職場だというふうに考えておりますので、村としてすべきことがあれば、こちらのほうも働きかけていきたいというふうに思っております。

しかしながら、4月1日から1カ月程度は店舗改装のため、店内を閉められるということですので、株式会社やまへの経営といたしましては、1カ月ほどは栗まんじゅうの出荷が大分落ち込むのではないかなという心配もしておりますので、これはこの質問とは関連ありませんけれども、株式会社やまえとしましても外部に販促をかけていきたいというふうに話されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） それでは、まだ今のところ交渉中ということで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、現在、継続しながら協議を行っているというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） もし使用できないとか販売できない場合の対処というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

会社の経営戦略上のことですが、継続協議中と言いつつも、もちろん納入していただけるという前提のもとでの協議をしているというふうに私は思っておりますので、解釈しておりますので、今後その納入が例えば取引が中止になったというようなことは、今のところ想定をしていらっしゃるということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 一つ村民のためですんで、山江村の物産館も大事だろうとは思いますが、従業員の方々のいろいろな意見を聞きながら、社会保障にも関心しますし、そのところをご相談いただいて、継続なら継続で大変うれしく思いますのでよろしくお聞きしたいというふうに考えております。

それと、さっき選挙のことでちょっとお聞きしたいということでありましたけれども、前に松本議員が大幅な範囲内でもう質問をされましたので、村長も出馬をするということで解釈いたしました。一応、山江村民のために頑張ってください、

方針などを一生懸命進めてもらいたいというふうに考えます。

これで一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、5番、立道徹議員より、1、福祉政策について、1、村おこし協力隊についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は福祉政策についてであります。現在、我が国は国民の4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、今後も早いスピードで高齢人口が増加し、2035年には3人に1人になることが推計されております。高齢者福祉は、長年にわたって社会の進展に寄与し、豊富な知識と経験を有している高齢者が敬愛され、生きがいを持って健康で安心した生活を送ることができるよう、社会全体で支えていくことを目的に老人福祉法に基づいて発展してきましたと。急速に高齢化が進む中で、認知症、高齢者の増加、核家族化の進行や家族の介護機能の低下などにより高齢者の介護が社会の重要な課題となってきております。

そこで当村において、高齢者世帯、単身世帯、ひきこもりの実態調査はされているのか。また訪問内容等を含めてどのように考えておられるか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

高齢者、単身世帯につきましては、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、見守りネットワークなどと、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、社会全体で支えるということから情報等を共有しながら、訪問や支援を行っているところであります。地域包括支援センターでは直接相談を受ける場合もありますが、民生委員等から情報提供があった際には訪問し、状況をその都度確認しております。平成29年度の訪問実績は、70歳以上の高齢者世帯157世帯、独居老人世帯113世帯となっております。率にしますと、高齢者世帯が約58%、独居老人世帯が約93%となっております。高齢者、独居老人世帯以外にも、278世帯の訪問を行っているところです。また、健診結果の説明や重症化予防対策として、保健師、管理栄養士、看護師が訪問をした高齢者世帯は76世帯となっております。併せまして、本年度は生活課題の実態調査アンケートということで、平成29年度10月から実施しております。公民館事業などが実施されていない地区から優先し

て、高齢者世帯等を訪問し聞き取り調査を行っております。現在のところ15区を終了し、3区を訪問しているところであります。「今の地域で暮らしていきたい」「今のところ困りごとは特にはない」という回答が多かったものの、「歩けなくなった時が心配である」など、これからの生活に不安を抱えている方もおられました。今後も各地区の実態調査を行い、結果をまとめた上で、今後の福祉サービスの充実に生かしていきたいと考えております。高齢者の引きこもりの実態調査につきましては、現在のところ実施しておりませんが、家に閉じこもりがちな高齢者等につきましては、民生委員や社会福祉協議会等からも情報の提供もあっておりますので、ご自宅を訪問して地域支援事業や公民館事業などの説明をさせていただきながら、参加を促しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） じゃあ一応、ほとんど全戸を訪問されているということでございますけど、次に高齢者の生活、暮らしの相談の充実について、どのように取り組まれているかお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、高齢者の生活暮らしの相談の充実についてということでお答えしたいと思います。先ほどの質問でもお答えいたしましたように、高齢者の生活暮らしの相談につきましては、地域包括センターや社会福祉協議会、民生委員等により随時行っております。また、役場に来ることができない方には、電話等でご依頼があればご自宅を訪問して相談を受けるという場合があります。また、必要な場合には関係課や関係機関へ情報を提供するなどして、現在のところ対応をしているところであります。何かお困りのことがあれば、地域包括支援センターや健康福祉課までご連絡をいただくか、出前福祉や公民館事業等でも職員のほうが出向きますので、そういった折にご相談をいただければ、内容によってはその場でしゃべれないこともあると思いますので、後日改めて訪問をするなど対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） どちらか言うと、やっぱり高齢者の方からの連絡を待っているということが多いと思いますけど、各地区には地域見守り協力隊というのがあろうと思うんですけど、その連携はどのようになっていますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

地域見守りネットワークとの連携についてですが、こちらは社会福祉協議会のほうに委託をしております、委託というか補助金のほうを村からは出しております。社協のほうが地域の会議に出席等をしまして、その後、社協と地域包括支援センターと週1回、情報提供交換を行っているところです。その中でいろいろ問題・課題がある方については情報を共有し、相談に行ったり、必要なサービスを紹介したりということで今対応をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 次に入ります。運転免許証自主返納後の対策についてということは、先ほど松本議員のほうから言われましたので、1点だけ。これはバイクのほうも一応運転に適用されるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 運転免許の自主返納につきましては、高齢者の方の交通事故の多発によりまして、道路交通法の改正に伴い導入された制度でございまして、やはり高齢で危険な場合には自主的に返納していただくという目的でございまして、その対応策といたしまして、村のほうではまるおか号の半額助成をいたしております。これにつきましては当然、運転免許証の返納でございますので、持っておられた免許、自動車、二輪車に限らず、全体が対象となるということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） このことと、ちょっと内容が違うんですけど、これは運転免許証自主返納の方だけが半額ということで、ある程度年代、80歳以上が半額とかなんか、そういうふうなお考えはないでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 先般、先ほど村長が答弁いたしましたように、合戦峰地区で説明会を行っております。その時にもやはりそういった声が出たということを知っております。この自主返納制度というのは、先ほど申しましたように高齢者の交通事故の多発を対策として制度されたものでございまして、元々まるおか号自体が割安の運賃で運航しております公共交通ではございます。しかし、そういった声があるということがあれば、今後検討していかなければならないというふうには思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 何とか検討していただいて、ご高齢の方が少しでも安くしていただければと思っております。

じゃあ次の質問に入りたいと思います。一応、現役を辞めてから趣味を持つこと

は大変大切なことだと思いますけど、人との会話もなくなり家に閉じこもっていたら、認知痴ほう症等になる確率も高くなると思います。そこで、村内で生き甲斐、楽しみ等、またスポーツ、地域の行事、講座の催しについてというようなことを実施されているかお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問の答えします。

健康福祉課が行っている事業につきましては、たっしゃかクラブ、骨こつ健康クラブ、出前福祉、元気が出る学校など、介護予防事業に係る運動機能の低下防止、それから健康講座を開催したり、簡単な軽スポーツ等を行っております。また、社会福祉協議会に委託し、万江地区、山田地区を二地区に分け、週1回温泉センターで入浴と食事を提供する「いきいきデイサービス」を実施しております。地域によりましては、日頃からグランドゴルフやゲートボールに取り組まれているところもあり、山江老人クラブ連合会主催による大会や村の産業祭、つつじ祭りなどの大会も開催されているところです。

また、教育委員会におきましては、わいわい公民館や文化協会によります趣味の講座等を開催されているところです。また、各地区では月1回程度、公民館事業が開催されておりまして、そちらでも健康講座や軽スポーツや茶話会などが実施されております。今、月1回程度ということで、今後はこの公民館事業を地域の通いの場とできるように支援をしていきたいと考えております。30年度の予算で住民主体の通いの場活動支援事業というのを実施しようと考えております。地域主体で開催できるように、運営経費等の一部を助成し、地元で運営をしていただくというようなものでございます。山間地などでは公民館まで遠くで自分では行くことができないなどの問題もあるため、地域で支える地域仕組みづくりやさまざまな課題解決に向けて今後も検討していきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 参加者が多分そんなに多くないんじゃないかなと思っているんですけど、ケーブルテレビとかでそういう声かけをしてですね、少しでもたくさんの方が参加されるように願っております。

現在学校において、ICT教育が、タブレットを使ったICT教育が進んでおりますけども、講座等にもタブレットあたりを使用していけば、ある程度認知、痴ほう症あたりも削減できるんじゃないかと思いますが、その辺はお考えありませんか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、質問にお答えします。

タブレットにつきましては、今、社会福祉振興基金を活用しましてタブレットの認知症予防のソフトの入ったものを10台リースしております。それを各集会、公民館事業とかに持って行きまして、あまり長くすると目が疲れたりしますので、適度な時間、高齢者に触っていただいて、今実践をしているところでございます。なかなか操作が難しいとか最初はあったんですけど、今では自分で集中してされる方もいらっしゃいますので、今後もしろんな、認知症だけではなくて、先ほど答弁もありましたように、ICTを社会全体に普及させるという意味では今後いろんな活用ができると思いますので、いろんなかたちでまた取り組んでいければと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 少し国保税あたりも削減されておりますけど、今後少しでもやはりそういう病気がなくされますようお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に入りたいと思います。当村での不妊治療の助成の状況についてお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、不妊治療の助成の現状についてお答えいたします。本村では、特定不妊治療費の助成につきましては平成24年度から、一般不妊治療助成につきましては平成28年度からそれぞれ実施しております。特定不妊治療とは、顕微授精を含む体外受精による不妊治療であり、一般不妊治療とは、体外受精及び顕微授精を除く不妊治療及び人工授精等による不妊治療であります。いずれも代理母による出産などは除くものとしております。特定不妊治療におきましては年間50万円を、一般不妊治療は年間10万円を限度に、最初の交付の年から5年間を助成期間としております。助成の実績につきましては、平成25年度が助成件数3件、助成額70万3,807円、こちらは特定不妊治療です。26年度は申請がございませんでした。27年度が助成件数3件、助成額が52万3,530円、こちらも特定不妊治療です。平成28年度が助成件数1件、助成額が45万円、こちらの特定不妊治療です。平成29年度が助成件数2件、助成額が、こちらは一般不妊治療のほうが9,600円、特定不妊治療が45万円となっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） できるところはできますけど、本当にですね、大変なやっばり思いで治療をされていると思います。今後とも引き続き、助成のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、先ほどのちょっと答弁でもありましたけど、多子世帯の現在の保育料の軽減化についてお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

現在、行われている国県の軽減措置ですが、まず国の軽減措置につきましては、基本的な多子計算による年齢制限の考え方として、第1号認定の児童については小学校3年生までを第一子、第2号・第3号認定の児童については、小学校就学前までを第一子として、以下、第二子の保育料は半額、第三子以降の保育料は無償となっております。さらに所得に対しての軽減措置がありまして、年収約360万円未満相当の世帯につきましては、第1号認定及び第2・3号認定の年齢制限を、高校3年生、満18歳未満の児童までを第一子と計算して、保育園にかかる第二子を半額、第三子の保育料を無償として計算しております。また、県の多子世帯に対する補助制度を活用して、年収約1,130万円相当以上の世帯を除いて、年収約360万円相当以上の多子世帯、三子以上の世帯に対しては、3歳未満の第三子以降を無償としております。国の多子世帯に対する制度といたしましては、先ほど村長からも答弁がありましたが、3歳未満を小学校就学前までに引き上げるという方向で動いているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 国が先ほど言われました3歳未満までが保育料、幼稚園無料ということですね。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

まず、国におきましては、まだ具体的なものは示されていないというのが現状でございますが、報道等を見ますと0から2歳児の住民税非課税世帯は無償化、3歳から5歳児は保護者の所得に関係なく利用者は無償化とするということを書いてありまして、5歳児については19年4月から無償化することを検討しているというようなことが報道されております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） じゃあ、大きな2点目の質問に入りたいと思います。

村おこし協力隊についてでございますけど、その一括して4点ほど上げたいと思います。目的、活動状況、またお辞めになったということでその理由。3点目が目的意識の欠如ではないかということ。4点目が村の地域おこしの課題に沿った人選の詳細についての4点についてお尋ねいたしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、地域おこし協力隊についてということで、目的と活動状況ということでございます。国の制度の概要といたしまして、地域おこし協力隊につきましては、平成21年度より制度が開始されまして、平成29年度、現在9年目を迎えております。人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住、定着を図ることで、意欲ある都市住民ニーズに応えながら地域力の維持、強化を図っていくことを目的としている制度です。全国的な活動事例といたしましては、地域行事やイベント支援はもちろんですけれども、伝統芸能の復活や農作業支援、耕作放棄地の再生、見守りサービスや通院、買い物サポートといった生活支援など、あらゆる分野で活動されている事例がございます。協力隊員の能力や適性及び地域の実情に応じ、自治体が自主的な判断で決定すると、活動内容については決定できるということになっております。また、地域おこし協力隊につきましては、都市部から過疎地域等に住民票を移動することが前提というふうになっております。ただ来てもらうんじゃなくて、生活の拠点を過疎地域に置いていただくということになっております。活動期間は概ね3年以下というふうになっております。任期終了後、同じ地域に定住され、起業されたりする方が約半数以上いらっしゃるという国の調査結果が出ております。また、国の財政支援といたしましては、地域おこし協力隊の活動に要する経費、隊員一人当たり400万円を上限に特別交付税措置がございます。また、この協力隊員が起業、退任後起業、会社を起こされたりする場合、それに要する経費も隊員一人当たりの特別交付税の措置もあるということを知っております。現在、国のほうでは平成28年に3,000人、平成32年に4,000人を目標として、地域おこし協力隊の積極的な活動を呼び掛けておりますが、平成28年度では全国886団体で3,978名の方が地域おこし協力隊で活動されているという状況でございます。本村ではいち早く地域おこし協力隊活動に取り組んでおりまして、平成21年度から平成23年度、年にいたしますと2年7カ月というふうになっておりますけれども、1名の方が活動されておられました。主な業務といたしましては、ケーブルテレビセンターの開局に向けた準備、平成22年4月以降の開局以降はプロデューサーとして、番組制作や取材の仕方、機器のプログラミングなどをされ、現在のケーブルテレビセンターの礎を構築された方でございます。今回の地域おこし協力隊の募集につきましては、平成28年度より村のホームページをはじめ、国の移住定住ポータルサイトへの募集登録、また外部委託を行いながら、2名の隊員を募集

するように計画をしておりました。求める人材につきましては、ツーリズム、グリーンツーリズムの推進活動、地域づくり研究所スタッフという二つの業務内容を示しておきまして、今回着任された方は、地域づくり研究所を拠点として活動をされておられたということでございます。今回の募集、問い合わせは10件以上ございましたけれども、実際に応募された方は4名いらっしゃいまして、書類選考で3名の方に絞り面接を予定しておりましたが、1名の方が会社の都合で辞退をされたということで2名を面接しております。2名を面接して、2名を合格というふうにしたわけですが、また1名の方が辞退され、1名の合格ということになっております。その方が今回12月末まで隊員として活動されていた方でございます。委嘱開始は平成29年4月1日からというふうになっております。今回活動していただきました内容といたしましては、もちろん最初の募集の目的にもありました地域づくり研究所スタッフとしての資料収集やデータの整理、開設いたしましたフットパスコースの点検。この方、総合旅行業務取扱資格を持っておられましたので、その資格を活用した山江型観光ツアーの企画実行、100人委員会未来塾の委員会部会との連携、観光分野での情報発信やリサーチなどの実践をはじめ、若干ではございましたけれども地域未来塾の中で中学生の指導も行われていたということでございます。今回、12月末でお辞めになられたということでございますけれども、辞められた理由はというご質問でございますけれども、12月初旬に突然でしたけれども、退職したいという旨の報告、相談がございました。よりお話をする中で、本当に気持ちが変わらないのであれば、退職願等を書かれて総務課長のほうに提出をしてはどうでしょうかというふうに私のほうはお伝えをいたしました。その中で、実際任期1年更新というふうになっておりますので、3月末まで、今月末まで隊員として活動してもらえればどうでしょうかということもお話はいたしましたけれども、本人の意志が固く、12月末での退職届ということになっております。理由につきましては、一身上の都合というふうに書かれておりましたので、自己都合だというふうに解釈をしております。しかしながら、お話をする中で、山江村での生活は大変楽しかったということをお話されておりました。合戦の峰の民家をお借りしての生活ということであったわけですが、家主さんをはじめ、多くの方々に親切にさせていただいて、この山江村での生活は大変楽しかったということで感謝しているということをお話されておりました。今回の雇用に際しまして、目的意識が足らなかったのではないかとご質問でございますけれども、山江村の方針といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、募集要項にはツーリズムの推進や研究所スタッフとして活動してもらい、観光交流の振興発展に協力隊として能力を発揮していただくという目的意識を持って募集採用を行ったところござい

ます。また採用につきましても、採用するにあたって本人に連絡を取り、業務内容につきましても事前に内容等をお知らせをしているところで、それに同意しますという同意書もいただいております。採用された方が来られてからどういう心境の変化でお辞めになられたかということは、なかなかご本人とお話しする中でもお話しいただけませんでしたので、こちらとしてはその気持ちをお押し量りすることがちょっとできないということがございます。

また、村おこしの課題に沿った人選に必要性があるのではないかとのご質問でございますけれども、今般、平成30年度当初予算の中でも地域づくり研究所運営費の中で、地域おこし協力隊の1名分の予算を計上しております。募集につきましては、予算承認後、承認をいただいたあとに行うように計画をしているわけでございますけれども、ホームページには山江村地域おこし協力隊というページはずっと残しております。担当に聞きますと、閲覧数、いわゆるアクセスされる数は山江村のホームページの中でも群を抜いて、この地域おこし協力隊を見られている方が多いという数字が出ておりますので、外部からこの地域おこし協力隊について、地域おこし協力隊の活動について興味を持っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるのではないかとこのように思っております。村といたしましては、今のところ募集する予定といたしまして、先ほどから話しておりますとおり、ツーリズム推進や研究所スタッフ、また来年度創設予定の観光交流促進協議会との運営に携わるスタッフということで募集をしたいというふうに思っておりますが、全国の事例を見ても、観光交流だけではなく、ほかの分野でも活用できるというふうになっておりますので、今後各課、局にご相談しながら、本当に村の課題に沿った人選を応募しながら、やる気のある方を地域おこし協力隊として、お迎えしたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 当村の地域課題、ビジョンを明確に持ち、そのことを隊員と共有し、解決に向けた活動を見出すことが本来の目的ではないかと思えます。隊員を雇用する村の受け入れ態勢の未熟さと、隊員の意識の低さが今回の任期途中での退職となったのではないかと考えますが、村長の見解をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 地域おこし協力隊は、都会で持ちえたその能力等を地域に行って発揮してもらおうというような制度であります。今回2名の方を合格としましたが、1名が辞退で1名が来られたというようなことでございます。なかなか目的に合ったとか、継続してもらおうとかいうことについては、そのやってみないと分から

ないという部分も実はありまして、前おられた杉山さんも2年と3年弱で帰られたというようなことで、やっぱり縁がなかったのかなということでもありますけれども、今回も一身上の都合でということをごさいましたので。もちろんしっかり山江村が好きになって、山江村で何かやるぞという方もおられますし、そういう通りすがりの方も当然おられるというようなことであろうかと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） じゃあ、また議会の終了後にまた募集ということで、今後すばらしい人材を面接等で採用していただいて、山江村にとってすばらしい協力隊員でありますようお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に2番、横谷巡議員より、施政方針について、1、道路安全対策について、1、公共工事のあり方について、1、一般質問の執行部の受け止め方についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2番議員、横谷巡から一般質問を行います。

質問事項の最初は、施政方針について、4点通告をしています。

まず1点目の、本村の財政健全化に向けた取り組みについてであります。人口減少、少子高齢化社会の中で農村社会の機能低下が進んでいます。国は地方が主役の地方創生を掲げ、若者の夢や希望を育て、農村新時代を切り開くことを軸に、地方での就学や就業を促すとしていますが、農山村から見れば、実情とかけ離れたものになっており、都市への人口集中は相変わらず進み、農山村は元気な農業や薫り高い文化などが荒廃の危機にさらされています。今のところ地方創生の成果は乏し

く、地方の現実から地方の課題解決には程遠い感じがしています。そのような中、本村においては、高齢者の高齢化率の高まり、社会保障費の増大、各特別会計予算、公共施設の維持管理、起債償還に係る公債費などの予算の確保、一方、地方交付税等の減少傾向、税収の落ち込みなどの動向を見ながら、住民の暮らしを守る施策、将来を見据えた事業の実現など、その財政需要に応える財政の堅持は必要不可欠なものであります。そこで、本村の財政健全化に向けた取り組みについて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 本村の財政健全化に向けた取り組みということでございます。

まず、本村の財政運営の状況について、少しご説明をさせていただきます。財政状況を示す指標といたしまして、いろいろな指数がございます。平成28年度地方財政状況調査、いわゆる決算統計と呼ばれておりますけれども、それで算出いたしました数値でございまして、平成28年度の決算審査の意見書でも報告された数値でございます。まず、実質収支比率でございますが、これは年度中の歳入総額から歳出総額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた額でございまして、それが標準財政規模に占める割合を比率で表しております。まず平成28年度は、実質収支額や約2億8,700万円で15.1%でございます。標準値は3%から5%というふうに言われておりますけれども、本村の場合は余剰金が標準よりも多い状況にあるということがこれでお分かりになると思います。

次に、経常収支比率でございますけれども、財政構造の弾力性、硬直度であるとか余裕度を示す数字でございまして、平成28年度が88.6%でございます。75%以下が望ましいとされておりますけれども、熊本県内の75%以下の自治体は今のところございません。人吉・球磨地域では、球磨村、水上村、あさぎり町、錦町に次いで、5番目に少ない数値にはなっております。

次に、財政力指数でございますが、1に近いほどよいとされておりますが

本村は0.135であります。企業の法人税や控除などの固定資産税が少ない自治体にとりましては、自主財源を少ないということで小さな数字になります。

次に、実質公債費率がありますが、経常的な一般財源に占める起債償還額等の割合を示す比率でございまして、25%以下が基準とされており、本村は9.4%で今のところ問題のない数値ではございます。

また、将来負担比率でございますけれども、将来の財政を圧迫する度合いを示す指標でございまして、350%以下が基準とされておりますけれども、本村は平成26年度からこの数字はゼロでございます。

以上申し上げましたように、財政指標においては特に財政が危機的な状態であるというような数値は示しておりません。

また、具体的な財政健全化に向けた取り組みでございますけれども、まず平成30年度、当初予算編成に際しましては、実質財源が少なく交付金や補助金などに頼っております本村につきましては、査定を經常経費につきましては、昨年度同額か以下ということで編成を行っております。一例を挙げますと電気料であります、昨年4月から9月まで毎月値上げがなされておりました、電気料の増加がっております。役場庁舎や小学校等におきましても、かなり電気料が増加いたしております、補正をお願いしたこともございます。このことから供給電力を新電力に変更いたしまして、役場庁舎におきましては冬の間寒い日が続く、暖房使用料の増加によりまして、電気使用量が増加したわけですが、電気料金は1月分が約4万5,000円、2月分についても約4万6,000円、昨年度に比べて減少しております、新電力の効果が表れております。小中学校におきましても新電力に切り替えておりますので、年間を通じてかなり減額になるものと思っております。今後定圧の電灯なども、安価な変更内容に契約を変更しようということで、現在調査を進めておるところでございます。

また、各種の事業の実施についてでございますけれども、住民の方々からいろいろな要望があがっておりまして、事業実施にあたりましては、緊急性があり、かつ補助金や交付金、さらには有利な起債が適用できるものを優先して実施しております。平成30年度の事業につきましては、道路橋梁費などに社会資本整備事業の補助金を活用し、補助残には過疎債の対象となるものから実施をいたしておるところでございます。今まで単独事業として一般財源で対応しておりました各種のイベントや、ケーブルテレビへの特別会計の繰り出し金につきましても、過疎債のソフト事業が活用できるものは活用いたしております、充当率が100%で今年度の基準財政需要額算入が70%ということでございますので、7割の補助事業を導入したことと同じ扱いに計算上はなります。

また、消防や防災対策など緊急を要する事業につきましては、球磨川水系防災減災ソフト事業を活用いたしまして、やはり補助残は有利な起債でございます緊急防災減災事業債を活用いたしております。こちらも充当率が100%でございます、交付税措置率は70%でございます。

またこのほか、臨時財政対策債を平成30年度6,900万円予定しておりますけれども、こちらは全額が交付税で措置されるようになっております。

このように起債を活用しておりますが、平成30年度におきましては起債の償還額が、元利合計で約3億7,500万円を超える予定でございます。交付税措置が

ある有利な起債を活用はしておりますけれども、理論数値で計算いたしますと約2億6,800万円が交付税で算入されるというふうな状況になっております。残りの30%を村が負担することにはなりません。

次に、基金でございますけれども、近年、防災行政無線のデジタル化や、下段の架け替え工事など、大規模な公共事業を実施しておりますので、財政調整基金などを活用して財源に充てております。財政調整基金におきましては、平成28年度末残高が約10億700万円ございましたけれども、平成29年度は財源不足から1億4,200万円を取り崩しております。しかし、本年度1億2,300万円はどうか積み戻すことができましたので、1億9,000万円は減少した状況になっております。失礼しました、1,900万が減少した状況になっております。

また平成30年度の当初予算におきましては、1億6,000万円の取り崩しを予定しておりますけれども、本年度は当初予算におきまして、普通交付税を少し厳しく見積もっておりますし、特別交付税も一切計上いたしておりません。不透明な財源は見込めないということでございます。特別交付税につきましては、大規模な災害とか全国的な天候の悪化による特別な財政需要がない限り、毎年1億円程度は交付されておりますので、こういったものを当初見込んでおりませんので、積み戻すことが基金についてはできるんじゃないかなというふうに考えております。

また、今後におきましては、行政改革委員会等におきまして、単独で行っております補助金などの見直しであるとか、行政経費のさらなる削減についてご協議をいただきながら、健全な財政を維持してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 財政指数等、標準並みにいっているということでございます。

暮らしを守る、あるいは活性化策をするという財源が伴います。有利な過疎債を使って運用されておりますけれども、やはりここ数年、少し起債も多くなって各種事業の展開によって多くなっているようにも感じます。財政の要諦に配慮を図って「入るを量りて出ざるを制す」という言葉がありますので、将来にわたっての財政健全化の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、2点目の農業振興についてであります。5年、10年先を考えた農地の有効活用や担い手、後継者の育成など、営農環境の整えの展望についてであります。基幹産業である農業は、従事者の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷等の農業情勢により、先行きが不透明、深刻な状況にあります。このような中、明るい希望が持てる元気な営農、農業振興を図るため担い手後継者の育成、農業経営者への助成支援、農地の維持と有効活用、栗の生産現場対策、集落営農組織への推進など

の、新たな営農計画の創出が求められ、今できることの対策、実践によって現状からの脱皮を図り、これから先の農業経営につなげていかねばなりません。特に本村における農業従事者の高齢化と、農業経営者の収入の低さ対策が優先課題と考えています。

そこで、5年、10年先を考えた農業振興と営農環境の整えをどのように展開されているか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農業振興についてでございます。本村の農業につきましては、2015年に行われました農林業政策というのがあります。そこで、本村の農家数は約250戸ということでありまして、これを農業の経営者を年齢別で見ますと、70歳以上が全体の約6割を現在占めております。これが10年後先になりますと、このままでは70歳以上の経営者が約全体の8割を占めるという状況になると推測をされます。その結果、このままでは農業離れが進み、遊休農地が増加し、本村の基幹産業であります農業が廃れていく可能性があります。こうならないためにも、担い手、後継者の育成が大変重要な施策であるというふうには認識しております。農地の所有につきましても、経営面積で1ヘクタール未満の所有者が全体の約7割を占めているという状況でありまして、大変小規模な農家数が多いということでありまして、今後、担い手や後継者の大幅な増加はあまり、大幅には見込めないと思われまので、高齢化によりまして耕作できなくなった農地をいかにして守るかが、大変重要な課題であります。現在、まだそれぞれ個人で耕作をしていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、その土地が、これが5年後、10年後になりますと、耕作が困難になりまして、遊休農地が増加すると思われま。そのためにも、今現在からこういう農地を守るために、守るための受け皿をつくっておかなければなりません。このような状況を踏まえまして、農業につきましては今後の農地を守るため、昨年万江地区のほうに、ご承知のとおり農業の法人が立ち上がったというところであります。今現在、個人で耕作が困難な方、農地に対しまして、利用権を設定をして、さまざまな補助事業を活用しながら事業をすすめているところでございます。万江地区はこの会社を中心に農業の経営が始まりまして、農地を守りますとともに、働く場が生まれる可能性が今後あります。今後は山田地区にも法人の設立に向けて、一生懸命推進していきたいと思っておりますし、支援もしていきたいと考えております。将来的な山田地区には3カ所ぐらいの法人ができるような方向で進めていきたいというふうにも思っております。将来の農地の有効活用や担い手の育成を図る上で、今後、集落営農組織の設立は大変重要なことというふうにも考えますので、これからも法人の設立を推進し、これによって担い手、後継者の育成

が図られ、営農体系の改善と雇用の創出を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 川辺川利水事業についてであります。この事業については、紆余曲折がありました。その結果、事業の廃止と変更計画が確定したところでありますが、この造成地に対する新たな水の手当とか、新たな営農計画が求められるというふうに思います。これについてどのような対策を考えておられるか、これについても伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 国営川辺川総合土地改良事業についてということでございます。この土地改良事業は、昭和58年に当初の計画から農業用排水事業は廃止、そしてそれと農地造成、区画整理事業は面積を縮小とする変更計画についてでございます。関係の農家数は延べで7,800人ということでありました。この3つの事業とも必要な3分の2以上の同意が得られたことに対しまして、2月27日付けで計画変更が確定をしたところであります。関係農家の方、皆様には大変この事業に対しましてご理解とご協力をいただき、大変感謝をしているところということでございます。計画変更は確定しましたけども、今後はいかにこの造成団地に対しまして、その団地を活かした営農の仕組みづくりが非常に重要となってきます。営農の支援につきましては、今現在、国と県、それと市町村、JAが一体となって組織されます営農支援プロジェクトチームという組織を結成をしております。その中で、月1ぐらいのペースでいろいろ協議を行っているというところであります。

また、平成28年に設立されました川辺川造成団地の受益者で構成されます営農改善組合というのも立ち上がっておりますので、その中でも今後しっかり営農については検討していきたいというふうに思っております。

また、この造成団地の農業の生産活動を継続しまして、耕作放棄地を出さないように、来年度、平成30年度にその造成団地を中山間地域直接支払い制度の指定に向けて進めてもいきたいというふうに思っております。いずれにしましても、今後の営農に対する支援はしっかりした対策ですので、現場の受益者の意見などを聞きながら協議していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 農業が衰退すると、自ずから村の衰退につながります。我が村の地方創生の柱は、長い間先人が歴史を刻んできたこの農業にあると思います。こ

の農業の基盤整備と振興を図ることが村が活性化する、地方創生にとって大事なことだと言っても過言ではないのではないのでしょうか。農業振興への一層の取り組みをお願いいたします。

3点目、福祉施策についてであります。高齢者がいつまでも元気に暮らせる健康寿命の延伸など、健康増進への取り組みについてであります。

私も先般、おふくろを亡くしました。98歳という天寿を全うしたわけですが、健康で天寿を全うするというは大変人として素晴らしいことでもあります。厚生労働省は介護を受けたり寝たきりになったりせずに、日々生活を送れる期間を示す健康寿命が、2016年には男性が72.14歳、女性が74.79歳だったと発表しました。平均寿命と健康寿命の差は、男性で9年、女性で13年であるという調査結果も出ています。今、国においては65歳以上の高齢者の定義を見直し、元気である人、元気でない人の役割に合った生き方の実現を図ろうとしています。健康で元気に長生きすることは、大変喜ばしいことでもあります。本村においても、年々高齢化率が高くなってきており、医療費、介護費などの社会保障費の増大を抑え、健康寿命の延伸を図る健康増進は、大変重要なことだと思います。そこで、どのような取り組みを考えておられるか、伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

高齢者の健康増進への取り組みにつきましては、各種健診等の実施と、要介護状態にならないような運動機能の維持向上を図るため、各事業、介護予防事業を実施しております。また、各地域におきまして、月1回程度行われております公民館事業や出前福祉にも作業療法士を招いて、転倒予防のための運動などを取り入れたりしております。先ほども答弁いたしましたが、30年度は新たな取り組みとしまして、公民館事業の頻度を増やし、地域主体で介護予防の拠点、地域のサロンのような場所となるよう支援していくため、当初予算において住民主体の通いの場活動支援事業助成金を計上させていただいております。年間を通じて高齢者が介護予防や健康づくりの取り組みをすることができる通いの場を運営していくための助成になります。また、こういった公民館事業の中で専門の方がいなくて、地域の方々でできるような参加者が楽しみながら通い、体操ができる映像入りの音楽療養コンテンツといいます、そういったものをリースすることにしております。是非、通いの場で活用していただければと考えております。引き続き作業療法士等によります指導もできますので、是非要望があれば対応していきたいと考えております。

また、高齢者を限定としたものではありませんが、健康寿命の延伸の実現を目指し、村民一人ひとりが目標を持つことによって、健康づくりへの習慣と関心を高

め、健康的な生活習慣の定着を推進することを目的として、本年度から健康づくりポイント事業にも取り組むこととしております。村などが行う健診受診や、健康づくり事業、健康講座等に参加した場合にポイントを付与し、貯まったポイントを村内の商店で利用できる商品券に交換できるというようなものです。健康的な生活習慣の定着と、医療費や介護給付費の削減につながるよう、村民の方々の積極的な参加をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 高齢化社会が急速に加速をしています。この健康寿命の延伸は喫緊の課題とも言えます。関係機関の連携はもとより、保健師、管理栄養士の役割は大きいものがあります。本村には4名の専門職である保健師がおり、人口の割には充実し、保健師の活動、活躍は欠かせません。今、課長のほうから新たな公民館での事業とか健康ポイントなどをして健康寿命の延伸を図りたいと言われましたけれども、議会のほうにおいても、この今の状況を見て、保健師の頑張りを機会あるごとにお願いをしている状況でもあります。やはり健康、食事、運動と連携した新たな取り組みに取り掛かる時に、住民主体といってもそこにおける専門職である保健師と管理栄養士等の役割というものは、大変重要であると思います。まあ、人ですから、やはり動かすのも苦労されている。人事も絡みますから、ここは村長に今の保健師の活動状況と今後の健康増進に向かった保健師の役割と頑張りを私たちは期待したいと思いますが、そここのところをちょっと村長の考えをお聞かせください。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 議員おっしゃるとおり4人の保健師を有しておりますので、できるだけ、本来の業務は保健師は現場に出て、住民に寄り添いながらいろんな指導をしていくというのが本来の業務で、事務は基本的には役場の職員がとるというようなことでありますから、本来の業務に戻るように、そういう指導をしておりまして随分と出向くようになっていくというふうに感じております。さらに先ほどから言われておりますとおり、高齢者、多くなりますと、多種多様なやっぱり悩みがあるわけありますから、その悩みにしっかり寄り添えるような、また的確な指導ができるように健康福祉課長を通じながら、しっかり指導をしていきたいと思っています。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） よろしくお願いをさせていただきます。

4点目、教育施策についてであります。将来を見据えた山江の教育の創造についてであります。基本的な学習と生活習慣の形成、そして本村の特徴であるICT教

育との学習融合によって、本村の教育向上は著しいものがあります。特にグローバル化、デジタル化、社会を見据えた情報通信技術、ICT教育の実践効果は確かなものとして学力向上に表れています。他の市町村では学習成果につながらず、大変ご苦労されているところもあります。ICT教育は10年計画ですが、ICT教育を受けて巣立った子供たちの成長過程の検証や、新たなICT教育への取り組み、また学力向上、身心ともに豊かな教育の展開、人格や大人の背中を学ぶ徳の教育、地域とともに歩む学校づくりなど、学校教育にしぼった将来の山江の教育の創造について、教育長の見解を伺います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

これからの子供たちというのは、グローバル化の進展、それから情報通信技術の進歩、かつてないスピードでの少子高齢化の進行など、社会の急激な変化の中でたくましく生き抜いていかなければなりません。そのため教育委員会といたしましては、山江村教育大綱というのがございますが、それに基づきまして、未来を開き輝く人材を育むために、子供たちが主体的、創造的に生きるために、恵まれたこの山江村の自然や歴史文化の元で、知・徳・体の調和の取れた子どもの育成を目指して、教育の振興をただいま図っているところでございます。特に、先ほど申されましたようにICT教育におきましては、ご承知のように今年1月に全国ICT教育首長協議会主催の日本ICT教育部会におきまして、最高賞の総務大臣賞を受賞し、これまでの取り組みの成果が全国的に評価されたというところでございます。来年度は10年計画の8年目にあたりますけれども、いろいろ政策等も考えておりますけれども、何しろ今年以上の成果が上がりますように、いろいろICT教育の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、来年度からは平成32年度から始まります小学校英語教育の教科化に向けた移行措置期間となります。この山江村では、小学校英語教育の教科化を先行実施いたしたいと考えているところでございます。小学校5・6年生におきましては、70時間の授業を行います。授業は小学校の担任の教師がするわけでございますけれども、小学校の英語教育においても、より専門性を重視した英語教育を行いたいと考えておりまして、山江中学校の英語の先生を大体週1回程度、小学校のほうに派遣いたしまして、小学校の教師と中学校の英語教師が合同で行う授業形態、こういうのをとりながら、英語教育の授業をより充実させたいと考えているところでございます。さらには生きた英語を身に付けさせたいということもございまして、山江村ならではの、このICT教育の強みを生かしまして、外国とのWEB会議を行いながら、また外国の子供たちとの交流も深めてまいりたいと考えております。さら

には、現地に出向いて実際の現場で語学研修を行ったり、あるいは県内の大学と連携をいたしました留学生との交流事業、こういうのを計画をして、外国語によるコミュニケーション能力の育成をさらに図っていければなど考えているところでございます。

また、来年度から教科化されます特別な教科道德の指導にも力を注ぎまして、子供たちがよりよく生きていくための基盤となります道德性の育成にも取り組んでいきたいと考えております。

さらに、平成32年度から始まりますプログラミング教育、これも新しい教科の一つでございますけども、これにつきましても情報活用能力の基盤となります論理的思考力を身につける学習活動でございますけども、これにも先行的に取り組んでいきたいと考えております。

いろいろ以上申し上げましたように、今後山江村の子供たちの将来をしっかりと見据えて、成長を見守りながら、従来の教育活動の充実とともに先進的な教育にも取り組みながら、これからの社会をたくましく生き抜いていく山江村の子供たちの育成に、積極的に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 昨年的一般質問で、本村の特徴であるICT教育と並んで、英語教育も力を入れてくださいとお願いしました。まさしくそのことも先行して英語の授業をやるという取り組みの実践計画もされ、またICT、それから英語、人として一番大事な道德教育こういうこともちゃんと見据えておられますから、やはり教育は百年の計、教育は人なりと言いますけれども、やはり山江の子供が将来の日本、山江村を担う礎をつくる大切な教育ですので、より一層の取り組みをお願いしたいというふうに思います。

道路の安全対策について通告しております。国道445号と村道山江錦線が交差する蓑原交差点、ここに横断歩道がありません、国道部分に。この横断歩道の設置についてであります。国道445号と村道山江錦線が交差する蓑原交差点は、交通量の多い交差点であります。信号機はあるものの、蓑原村営住宅団地から穴見自動車整備工場を往来する国道445号に横断歩道がありません。地区住民の行事や仕事、回覧、配付など、道路を横断する時、危険な目に遭うこともあるようです。この交差点の横断歩道の設置計画、おそらくここは国道ですから県になると思いますが、この計画について伺います。また、村道部分にかかる横断歩道のラインも薄くなっているようであります。この対応についても伺います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

まずは、村内の交通安全施設の設置状況についてでございますけれども、道路におきます交通安全施設の設置につきましては、毎年本村は、100万円ほど予算化をしまして整備を行っているところでございます。また、道路の危険箇所などにつきましては、駐在所、球磨地域振興局、建設課、教育委員会、各学校の関係者で毎年通学路の合同点検を行っておりまして、危険箇所の把握や施設の要望箇所の確認を行い、村道におきましては要望箇所については、予算の範囲内で整備を行っているところでございます。

議員ご質問の国道445号線の蓑原交差点の横断歩道の設置でございますけれども、この箇所におきましても、昨年の通学路の合同点検におきまして、横断歩道の白線の引き直しの要望がっておりますので、整備につきましてはする方向で計画をしているところでございます。30年度におきましても村道山江錦線、これにつきましては舗装の整備計画を行っているところでございまして、国道の交差点から引き続き車道部の舗装補修工事を行いまして、併せまして交差点の村道部の横断歩道の区画線の引き直しをを行うこととしております。なお、国道445号線の横断歩道の引き直しにつきましては県が管理しておりますので、引き続き、本村としましては地域振興局及び警察のほうへ要望を行っていきたいと思っております。

議員ご指摘の国道の人吉側への横断歩道でございますけれども、この国道につきましましては、現在歩道がなく、また交差点の人吉側はカーブになっておりますので、道路交通安全上から危険であるということで、横断歩道の設置については検討が必要かと思われまます。歩道の新設と併せまして、横断歩道の要望も併せて、振興局並びに警察のほうへ要望を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 地域住民の道路通行安全のため、この横断歩道は県が担当と思っておりますので要望していただき、できれば実現できる方向でお願いしたいというふうに思います。

次に、公共工事のあり方についてであります。合戦峰地区物産販売所事業の一連の経緯についてであります。まず、陳情要望書と事業採択についてであります。提出された陳情要望書が、区長からあがってきたこと。事業が地方創生交付金にかかわること。観音堂駐車場用地購入と駐車場整備が他の地区の文化財と公平性の面から、関りがあることなどから、議会におきましても慎重に検討、協議し、承認可決したところであります。しかし、実際には一部の人の陳情要望で、地区住民の事業に対する共通認識と理解が不十分で、周知徹底がないままに事業採択され、事業が進んだことに地区住民の期待感と盛り上がりには欠ける要因にもなっております。そこ

で、陳情要望と村の公共工事として、事業が採択された経緯について伺います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。

合戦峰物産販売所の工事一連の経緯についてでございます。陳情要望と事業採択についてというご質問ですので、陳情要望等につきましては、平成29年6月議会でも答弁をしておりますが、平成27年4月に文化庁によって相良三十三観音巡りをはじめとする人吉・球磨地域の有形無形文化財が日本遺産に認定されたことを受けまして、合戦峰観音堂にも春と秋の彼岸に、今まで以上にお客さんが来られているということでございます。以前より駐車場等がなく、参拝されるお客様の交通事情が非常に悪いということで、駐車場等があればいいなというような声をいただいております。平成27年11月30日付けで村議会議長宛に、駐車場公衆トイレの整備についての要望書が、区長様、区長代理者様から提出をされているというふうに聞いております。その間、議会のほうでも慎重に審議をされまして、当時の総務常任委員会のほうに付託をされております。その後、平成28年3月の定例会において、当時の総務常任委員長が委員長報告の中で、審査の結果、要望は採択するという記載されておられます。付帯意見の中では、用地については現在建設をしておりますけれども、そこを含めて、含めてですけど、他の候補地も緩和しながら慎重に検討されることを望むというふうに記載をされておまして、村のほうといたしましても、常任委員会の付託意見を尊重し、近隣自治体を含めた用地の検討を行いました。条件が整わずに要望書に記載されていた用地を購入するようということで、平成28年11月に開催をされました臨時議会に、用地購入費、また駐車場の整備の工事請負費、駐車場の測量設計の委託料などを補正予算として計上させていただいたということでございます。当初、用地を取得し、駐車場等の整備を行うようにしておりましたけれども、先ほどから出ております地方創生関連の交付金、これは地方創生の拠点整備交付金といいますけれども、こちらを活用して、日本遺産に認定されている史跡等の周辺をハード整備を行いながら、交流人口の拡大や収益性のある施設を建設しようという動きが、山江村のみでなく、人吉市球磨郡をはじめとする管内10市町村の連携で進めていこうという協議が進められたため、駐車場整備と併せて観音堂へ参拝される方のおもてなしをするスペースや清潔なトイレ、特産品等を販売できる物産販売所を建設する計画書の提出を行ったところ、先駆性があるということで認められまして、交付決定が29年の2月になされているというところでございます。平成29年3月議会へ補正予算を計上し、繰り越し事業として今年度駐車場の造成工事、物産販売所の建設工事等を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 確かに行政単独力とすれば、今の事業の趣旨と交付金等でそれが当たり前と言いますが、私が心配しているのは、地元住民にそのことは徹底されていなかったと。そこに私は地区住民の施設であるのに、なぜ共通認識とこの施設に対する共有、理解がないのかというのも思いました。私も直に何人かの方に、いろんな人に意見を聞きましたけれども、「常会もないし何も説明がなか」っていうことを言われます。このことは失礼ですけどもこの事業ですが、このように地区住民の事業に対する共通認識と理解が薄いという現状から見ると、一部の人からの付度があったのではないかというふうにも考えられます。そのところはどうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） あの、お答えいたします。

地区住民への説明会は何度か行っておりますので、のちほど企画調整課長から説明させます。

この事業についての事の起こりは、もちろん合戦峰の観音さん、要するに三十三観音の札所に駐車場、トイレがないというので何とかお願いしたい。いわゆる観光上の問題としてあがってきたのを覚えておりますが、ただ、早々には村としては対応できない、というのは、何も財源の裏付けがなかった。単独でやるわけにはいかなかったということでもあります。したがって、この事業は何かの事業に併せて完成しなくちゃいけないというようなことを思っておりました。当然、そういう要望書もあがってきておりましたし、先ほど課長が説明した経緯の通りであります。議会のほうにもお願いをしながら予算を通してもらったというようなことでもあります。ただ、途中、この駐車場整備する折に、駐車場整備工事をする折に、反対の意見が私の耳に届いたわけです、反対の意見が。したがって、その時、もう一回じゃあ地域に返せと言いました、私、返せと。地域が本当に望まない事業であれば、この事業はもうやめると言っております。地域に返して区長を中心として、話し合いが行われて、総意としてこの事業をやってくれということを区長から聞いております。したがって、この事業をじゃあ予定通り実行しようというふうに決断をしたわけであります。先ほどから申し上げてますとおり、用地交渉もそうですけれども、地域が望まないという事業は、やっても全く意味をなさない。またそういう事業をやっても、地域から求められない事業ということであれば意味を成しませんので、その折に反対があって、それが総意であるとすればこの事業はやりません、引くぞというようなことを申して、もう一回地域に返した。再度地域からやっ

てくれという要望があつて着手したということでもありますので、誤解なきようお願いしたいと思います。その説明会が何らされてないというような話でもありましたが、その説明会は何度かやっておりますので、その付近につきましては課長のほうから説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、このことをなぜお聞かせするかというと、やはり地区の人々の心のよりどころとして、大切に守っているこの観音堂が、ここに変わることが、今村長が言われましたように地元住民の総意ともいべき共通認識に欠けているからであります。このことから、やはり私は一部の人による陳情要望が先行したと、ちゃんと常会等開いて、このような事業のことを説明しておけば、私はスムーズにいったと思うんですけれども、そこを懸念したから今村長にお尋ねをいたしました。やはり地元からの要望ならば、主役は地元住民であります。そのための公共工事であります。やはり事業の当初に、地元からの陳情要望を受け、事業計画や構想を練り上げ、次に実施計画として設計をして、予算を計上し、説明会を行い、計画に基づき具体化して建設をするというのが、本来の公共工事の流れではなかろうかと私は考えます。今回の事業は、建設ありきで進めた結果、地元住民との共通認識や情報の共有化が欠如し、行政対応が後手になったと考えられます。昨年6月議会でそういうことがあったものですから、地元住民にその状況を鑑み、是非地元へしっかりと説明をしてくださいといった一般質問をいたしました。実際に地元説明会をされ、住民の事業に対する意見、思いを聞かれたと思いますが、そのところは担当課長しか分かりませんので、担当課長から説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

まず、住民説明会ですけれども、計3回開催させていただいております。そのほか近隣住民の方と、公式というか公の公民館とかじゃなく、現場等の立ち合いでは複数回行っているというところでございます。

まず、用地取得後、地区役員の方々へ事業概要の説明を行ったというところでございます。その後、村政懇談会、5月に開催を第1区のほうではいたしましたけれども、説明会をやってくれというようなことをいただきました。当然やる予定でございましたので実施をしますということでお答えをしております。その後、6月議会でも横谷議員のほうから地元の説明をしとったほうがいいんじゃないかというご提言もいただいております。その前に、日程のほうを決めておりましたので、議会終了後に第1回目の説明会を行ったというところでございます。すべての

地域住民の方が事業の概要を知ってらっしゃたわけでは確かにございませんでしたので、そのような方から、「どのような工事をするのか」とか、「説明がなく事前に造成工事のほうが始まっているけど」と、「騒音対策とか安全対策はなされていないんじゃないだろうか」というような厳しいご意見もいただきましたけれども、一つひとつお答えをしながら、当時造成工事を行ってございました施工業者に対しては、安全徹底を図ったというところで、その後苦情はなかったというところでございます。

また、2回目の説明会では、またあとの質問にも出てくるかもしれませんが、設計を行う事業者のほうとも一緒に出向きまして、模型を使った完成図などを見せながら、ビジョンについてご説明をしたというところでございます。また8月には日本遺産シンポジウムを開催いたしまして、今回、設計管理を行っている世界的にも有名なデザイナーの方による講演会等も行いながら、意見交換会を行いまして、地区住民の方の参加も多数ありましたので、物産販売所の設置の意義について理解が深まったのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） せっかくの地元の活性化、地元の発展するよりどころの観音堂でありますので、本当に日本遺産でもありますし、住民の皆さんが本当に気持ちよくこの施設ができて、喜ばればよいなというふうには思っています。

次に完成予想図が、地元も説明会があったと思いますけれども、議会にも配付されました。マスコミ等へも配付されました。その完成予想図はこれですね、皆さんに完成予想図の展望写真付きのこれが配られました。このとおりでできるのかなと思っていましたけれども、予算の都合上、変更しなければならないということがございました。やはりこのことについては、いっぺん公表したあと、基本的にはよっぽどの事由がない限り、このような変更があるということは基本的に軽率なことでもございます。このいっぺん住民に説明しておいて、また設計変更がなきゃできませんといった説明会をされたと聞いておりますが、その時の状況も聞かせてください。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

地区住民の方への説明会やシンポジウムでの未来完成予想図（模型図付）につきましては、いろいろなコンセプトがあつて説明をされたと思いますけれども、時間の都合上割愛させていただきます。

いよいよ工事を発注しなければならない時期にきたというところで、設計会社の

ほうと随時打ち合わせを行っておりました。私たちも当然、展望所付きの物産販売所ができるものだというふうに期待しておりましたが、なかなか本設計が上がってこないということで協議のほうをさせていただいておりましたところ、どうしても資材の高騰等によって積算額が膨れ上がって、工事費用を増額しないと展望所付きの物産販売所ができないというようなご意見をいただいたところです。私たちといましては、ある程度の概算の建設費用のほうを申し上げたところでの設計をお願いしていたところですので、そういうことはできないということを再三申し入れましたけれども、どうしてもできないということでございました。この間、村長とも協議をいたしまして、やはり地元の意見が大事であるというところで3回目の説明会をさせていただきました。地元の方からは、やはりもう秋のお彼岸の時に、「次来られる時には展望所付きの立派な販売所ができてから、また来て下さいね」ということを言われた方もいらっしゃいますし、「せっかく期待していたのに、話が違うんじゃないだろうか」というような厳しいご意見もいただきましたが、最終的にはおもてなしができる施設や駐車場、トイレの整備が優先であるといったご意見が多数を占めましたので、概ね、全体的なということではないかもしれませんが、展望所がない物産販売所の建設を地元としても了承していただいたというふうに理解をしているところでございます。

今回のような公表後の計画変更は、地域住民をはじめ、多くの関係者の方々にご迷惑と不信感を与えたと感じておりますので、担当課の責任者といたしましても深くお詫びを申し上げる次第でございます。

現在、物産販売所等の建設を行っておりますが、今回の件を糧にいたしまして、地域住民の方々との連携をとり、よりよい施設の運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） いよいよ、間もなくですね、今工事中でございますから、完成をいたします。要は今後であります。完成後の施設活用によるコミュニティと地域活性化づくりであります。今議会へ施設の管理に関する条例が提案されています。また、管理委託料も計上されています。完成後の施設活用など、地区住民のコミュニティ、活性化づくりについては、どのように考えておられるのか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が申されましたとおり、今定例会において、物産販売所の設置及び管理に関する条例、及び平成30年度の当初予算におきまして、管理委託料並びに施設の光

熱費等を計上させていただいております。予算条例承認後は、本格的な運営等についての協議を行っていくわけですが、管理のほうは設置条例等にも謳ってありますとおり、地元のほうにお願いしてからというふうを考えております。施設開始後の運用は、施設運営や特産品等の販売を通じて、地域におけるきずなを深めていただくとともに、春秋のお彼岸をはじめ、合戦峰観音堂への参拝客をもてなす施設、いただく拠点として有効活用していただければと思います。

また、村で計画を進めている観光交流促進事業の拠点都市、観光コースの設定やフットパスでの活用はじめ、日本遺産を活用した広域的な観光推進事業を郡市一体で進めていくという計画もございますので、そちらのほうでも集客できるとして、外部から人を呼び込める施設というふうにご利用していただければと思います。地域のコミュニティの形成の拠点の場として活用していただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 合戦峰観音堂は、日本遺産の後世施設として、この歴史は何年、何十年も変わりません。人吉・球磨の歴史文化遺産である相良三十三観音巡りの重要な休憩所拠点として、この物産販売所が生かされること。また一般住民の日頃の利用により、合戦峰地区住民に元気を与え、地域が発展、活性化する施設になることを期待したいというふうに思います。

また、各行政、各課局におかれては、いろいろな施設建設の公共工事に係わり担当される場合があります。今回の合戦峰地区物産販売所工事の一連の経緯をよく顧みて、今後の公共工事のあり方としての研鑽の一助としていただくよう、お願いをいたします。

最後の質問であります。年4回の定例議会の、一般質問の執行部での受け止め方についてであります。個々の議員から受けた一般質問について、その場で執行部から答弁で解決できるもの、課題や検討を要するもの、予算を要するものなどがあります。その場の答弁で解決しない質問事項は、先送りになって、どうなっているか状況を今のところつかめないような状況になっています。この一般質問事項の検討状況や進捗をどのように整理されているか。また今後、この検討状況や進捗を明確に整理する考えはないか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 一般質問についての対応でございます。各議員からいただいております一般質問につきましては、住民を代表してのご質問だろうということで、大変重く受け止めているところでございます。この質問につきましては、議事録にも残っております。また、担当課におきまして、日頃業務の中で継続して検討

いたしております。すべての事業が要望通り実施できるわけではございませんけれども、先ほど申されましたように予算が伴うもの、こういうものにつきましては補助金とか交付金に該当するものがないか、常に財源の確保を含めて検討いたしますし、また国の補正予算、また新たな制度に該当するものがないか、そういったものを日頃から研究しております、そういったものがあつた場合には、すぐ申請できるようにということで、村長から指示を受けているところでございます。また条例や規則等、指摘のあつた点などにつきましては、他の法律等と整合性を図りながら、条例改正、制定などを行つておりました、今議会におきましても、過去の一般質問でいただきましたご意見を基に条例の改正や、新しい条例の策定を提案いたしておるところでございます。

今後につきましても、そういったことで継続してご質問のあつたものにつきましては、役場全体で検討してまいりたいと思つております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） これで、一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思つますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、再開時刻を2時30分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に8番、中竹耕一郎議員より、1、事業の成果と今後期待されることについて、高齢者対策について、基金の運用について、地域づくり研究所の今後についてほか、通告がでております。

中竹耕一郎議員の質問を許します。8番、中竹耕一郎議員。

中竹耕一郎君の一般質問

○8番（中竹耕一郎君） 8番議員、中竹です。本日の一般質問の最後になりました。議長のお許しを得ましたので、通告に従ひまして質問を行わせていただきます。質問事項につきましては、主に住民の声から拾つた事柄にポイントを当てて、所見を伺いたいと思つます。

質問の趣旨を、事業の成果と今後期待されることとしておりますが、先ほどからも多岐にわたって答弁されておられますので、言わば2番煎じ、3番煎じになりますので、かいつまんで簡潔にお答えいただければなというふうに思います。途中省く面もありますので、大変申し訳ありませんが、執行部において張り切って資料を収集等準備されたと思うんですが、重複する場面もありますので、その辺についてはあしからず、省略をさせていただきたいと思います。

今日まで各種事業に取り組まれた事業の成果については、各種の報道とかチラシなどで理解をしているところでもあります。しかしながら一方、さまざまな課題も出てきてるのではなかろうかというふうに思っております。答弁にあたっては、平成30年度取り組みを間近にしまして、今後、持続社会可能な社会に向けて、行政施策をどのように実現していくのか。そしてまたどのような村の青写真を描くのか、そのような観点を含めてご答弁いただきたいというふうに思います。

今、国のほうも国会の時期騒がしい時であります。国の予算も平成30年度では9兆7,128億円というような数字が出ております。中身については、もう皆さん御存じだと思うんですが、地方交付税、我々地方にとりまして一番重要な地方交付税については、3%の減額というようなことで見込んであります。本村の単独税収につきましては6%、6.7%ですから、概算しますと2億円そこそこあります。この地方交付税交付金については、地方が生き延びるためにはなくてはならない財源でありまして、産業基盤の弱い地方にとって命の綱でもあります。これを削減されると、それこそ安心な生活の保障は吹っ飛んでしまうわけでありまして、度重なる自然災害も多いわけですが、国も地方も大変厳しい状況になることはまず間違いはないわけでありまして、今まで事業をですね、今まではあれもこれもというふうなことで対処をされていたんですが、今後はあれかこれかというふうな選択をせざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。限られた財源の中で、いわゆる一番タイムリーな事業の採用というか、優先度を考慮したバランスの取れた仕事が大変より重要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことを含めて、早速質問に入りたいと思いますが、もうお答えいただいた分も相当、4人の議員の方がお尋ねになりましたので、答えも、特別に補足するところは簡潔にお願いをしたいと思います。

まず最初に、地域おこし協力隊について質問がありましたが、どうのこうのじゃなくて、村として地域おこし協力隊にはどの分野で期待をしていくのか。そして、どのへんが効果的なのか、まずミスマッチも多分あると思うんですが、その辺、何か特にこれを期待したということがあれば、お考えを簡潔にお答えいただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、中竹議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊はどうするのかということでございますけれども、先ほど立道議員のご質問でも、制度の概要等について答弁させていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っておりますけれども、村として期待するという場面でございます。村といたしましては、やはり都市部からの移住定住が期待をできるとともに、外から見た山江村をどう活性化させていくかといった斬新な発想が期待できるという点もあろうかと思っております。先ほども答弁で申し上げましたけれども、もちろん観光交流分野で活躍されている隊員の方が、全国的にも多いわけでございますけれども、村の課題に沿った医療でありますとか福祉、教育、農林業の振興、そういったところでもやる気のある隊員の方は、活躍をされておられる自治体等もありますので、今議会で予算等を提案させてもらっておりますので、承認いただいたあとは、各課局横断的に募集について協議を行いながら、積極的な隊の採用に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 確かによそからの風を入れるということは、非常に大事なことでだろうと思っております。そこらの風を入れることによって、地域がより元気が出てくるということもあるわけですので、是非、考えている人がうまく採用できればいいなということで期待をするものであります。

次に、法人設立と農林業研修生の受け入れについてお尋ねをしたいと思います。昨年、関係者の努力によりまして農業法人万江の里がめでたく設立をされたところであります。今後の農地農業を守っていくための、非常にこう、約束手形みたいなものでありまして、しっかりした歩みで、万江地区の田園風景が輝く、豊かに輝くように、啓発支援を望むものであります。昨年6月に発足したばかりでありまして、順次進められておりますが、一人歩きできるまでにはどうしても時間が必要です。今後の農業農村のスタイルを確立させるための大事な一つの試みでもあるわけですので、ですから、失敗は許されないわけでありまして。是非、物心両面ですね、指導助言、支援を願いたいというふうに考えています。

一方、先ほどの答弁の中で、山田地区にも近いうちに計画されるというふうなことでありますが、一つ気になることは、やっぱり高齢化によって農業法人を設立しなければならないというような状況です。耕作放棄地を解消するわけですので、今後、後継者、働き手が不足するのではないかとというような懸念があるわけです。であれば、この際、外部からの研修生、その地域おこし協力隊でなくてもいいのですの

で、その辺を、研修生を受け入れて新しい展開を図る、このような制度、適切な制度があるのかまずお尋ねしたいと思います。外国人の研修生の受け入れもあるんですが、これはさまざま多くの問題も今まで発生しておりますので、なかなか難しい面もありますが、さしあたって、当面は国内からの研修生の受け入れをして、活性化を図っていくような意向はないのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農業の農林業に対します研修生の受け入れについてということでございます。いい制度がないかということでもありますけど、農業に対しましては、企業が研修生を受け入れるということに対しまして国の支援はあるということもございますが、自治体自体が受け入れるための国の支援は今のところないということでもあります。ただし、ほかの市町村でも、先ほど言われました地域おこし協力隊として、農林業の研修生を受け入れているという市町村もあるというふう聞いております。ですから、これによりまして熱意のある研修生を長期間、農家や林家の方々の元で研修を受けることによりまして、農林業の知識や技術、そして経営のノウハウを学びながら働き、地域との交流によりまして、定住及び就農に結び付く可能性もあるということでもあります。これに対しましては、受け入れてくださる企業や、農業林業の方々の理解と協力が必要ですので、この農業の農林業の研修生の受け入れにつきましては、今後の課題として検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今の一極集中で東京のほうに向かっている若者もおるんですが、一方、地方に顔を向けている若者も相当いるらしいですので、是非そういう機会があればチャレンジをしていただきたいなということを考えます。

次に、これは後あと基金のことでまたお話をしたいというふうに思っておりますが、今、万江の里では、管理センター近くにハウスを建設してございます。伺いますと、法人もかなり負担をしなければならないと、相当金もかかるというような話を聞きました。農家にとって農業を再建、維持するということは、非常に大変なことだろうというふうに思います。球磨郡内でもですね、どこということは言えませんが、受益者が負担1割で各種制度事業を採択して支援しているところもあるようです。農林業の基盤を整備するという観点から、今後のその辺の方針は、もちろん自立ということが基本にあるわけですが、今後の村としての方針をお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 今後、農業を維持するために必要な基盤の整備という

ことでございます。先ほど議員申されましたハウス建設に対しまして、ほかの町村では1割負担でいいというふうなことがあるというふうに質問されましたけれども、この1割負担といいますのは、本村も農林業の振興及び所得の向上たるに、なるべく生産者の負担がないようにさまざまな支援をしているところではございますけれども、この1割負担というのは、多分、国県の補助事業を利用して、それに市町村がかさ上げしているのではないかなというふうにも思っております。ハウスの施設の栽培に対します整備補助に対します補助金は、新規作物は補助をするというふうな制度を設けておりますけれども、この件につきましては、国県の補助事業を利用したほうが有効活用ですので、いろいろな採択、要件もあるとは思いますが、近隣市町村の補助事業をちょっと調査しまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 冒頭申し上げましたとおり大事な試みです、この農業法人設立というのはですね。ですから、是非、手厚い支援をしていただければなということをお願いしたいと思います。

次に、働く場、働く機関の確保ということで質問しておりますが、この点についてはもう既にお答えがありましたので、省略をさせていただきます。

次に、高齢者対策関係ですが、これはある高齢者の話からなんです、先般から便利になりましたまるおか号の話なんです。本人たちも活用をされているんですが、いまいち運行時間の設定等、何かいい方法はないかなという要望もありました。これはいろいろそれぞれ個人的に足で行くということはなかなか難しいわけですが、主に買い物しに出かけて行っても、なかなか運行時間の設定の関係で待ち時間が多いか、寒い時には大変だなというような、そういうご意見もあるわけです。ですから、先ほど答弁がありましたように、逐一見直しをしていくということでもありますので、是非、この辺の見直しをされる場合をお願いしたいと思います。併せて、ドアツードア方式で当初からかなり便利になってきていると思うんですが、これは山江村独自で進めるわけにはいきません。公共交通活性化協議会という組織もありますので、その協議をしなければならない難しい面もあるわけですが、場所を、駐車場所を増やしてもらったんですが、今、人吉スターレーンまで行きますが、その向こうまでは行けないので、ちょっと不便だなという要望もあるわけです。その辺の今後見直される計画はありますでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まるおか号につきましては、先ほどから福祉政策でも説明

をしたところでありますけれども、今回取り組みました改正によりまして、人吉市内での停留所も増やしましたし、運行時間帯についても午後の便に空白の時間がございましたので、そのあたり便数を増やしております。一応、平成29年度にかけましてアンケート調査と地元の説明会等をやっております。10月1日から新しい運行体系で運行したわけでございます。私たちも実際夕方の方で人吉市内まで出かけてみました。その時は利用者がかなり多くて、市内を大きく回ったということで、予定の時間より少し遅れたようなことがございました。こういったこともございますので、運行時間帯等も少しやはり利用される方の立場に立って考えるということが非常に大切じゃないかなということを痛感したところでございます。

また、路線の延長ですけれども、本年度大幅なダイヤの改正とか停留所の増設を行っております。公共交通会議とか運輸局の許可を受けなければなりません。一応、改正後すぐに路線の延長というのが可能かといいますと、やはり一年、二年ぐらいかけてこの改正をやっておりますので、今後延長が必要であるというふうな認識もございますので、そこのところは時間をかけてでも検討を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） すぐすぐに解決できるということではないでしょうから、徐々に検討を重ねられてダイヤの改正、それから運行体制をつくり上げていただければというふうに思います。

それから、いつでしたか、ICTを活用したそういった情報ツールを使って、アプリを開発して、買い物支援の手助けをすると、支援をするというような話もちょっと聞いたような、覚えておりますが、その辺はその後どういふふうになったんでしょうかね。いかがですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

イメージとしてはスマホやPC、タブレット等、ICT機器を使って自宅から商品を注文して、発注されて、それが自宅に届くというようなシステムというか仕組みをつくっていかうということで考えておりますが、なかなかどのようなツールで、またどんな媒体を使うのかとか、どこがそれを実施していくのか、事業実施に伴う予算の確保はどれぐらい必要なのかということで、今まだ課題がたくさん残っている状況であります。今、研究所と一緒に情報戦略の計画とすり合わせながら検討をしている段階ですが、そういった課題の一つひとつつぶしながら、今後検討を進めて、何か方向性を見つけられればということで今考えているところでございま

す。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 今の件でありますけれども、先ほど説明が足りなかったかもしれませんが、現在、万江地区の15区と16区をモデル的に買い物支援をやっているところです。ただ、それは実証事業としてペーパーベースでやっています、紙ベースです。どれぐらいの方がどういう物を必要とされて、どれぐらいの活用があるかというようなことをやっているところですけれども、また、あと14区、13区等々に広げていながら、本当にニーズが高いということであればアプリ等を開発して、アプリ等で将来はですね、これもモデル的にやる必要もあると思いますけれども、高齢者でも分かりやすく注文できるような仕組みを考えていきたいという、その前段の部分で、ペーパーベースでやっているということですので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） そういうふうにはいろいろな資料、積み重ね、資料を収集したりして、積み重ねられて、これが実現すれば、しばらくの間、要するに高齢社会になるわけですので、公共交通の整備、それからこういった買い物支援等が順調にできれば、非常に素晴らしい高齢化社会の対応じゃないかなというふうに思います。是非ご努力をお願いしたいと思います。

次に、学童保育と病児・病後児保育についてお尋ねをいたします。まず、この現状、簡単に教えていただければと思います、利用状況等は。お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、学童保育事業につきましてですが、学童保育につきましては、章鹿倉学童クラブが26名、それから山江保育園学童クラブが40名、それから万江学童クラブが19名となっております。こちらにつきましては、登録の人数でございますので、常時この方々が利用されているというわけではございません。

それから、病児・病後児保育につきましては、すみません。28年度の数値しかございませんが、28年度は山江村では延べ人数で26名、実人数は4名となっております。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 学童が村内、登録を含めて85名ということですが、この学童保育は小学校3年生まで利用できるというふうに聞いておりますが、期限は決まっているのでしょうか。もしも決まっているのであれば、4年生になればも

ちろん自由です。帰る子供、それから部活動がなくなるということで、総合型地域スポーツクラブに入るとか自由であるわけですが、そこで、わいわいクリスポ山江ですかね、この総合型スポーツクラブ自体どのようなものなのか、概略、簡潔にご答弁をいただきたいというふうに思います。まず、3年まで利用できるかどうかの期限。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、学童保育の年齢制限についてですが、お答えいたします。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業につきましては、児童福祉法第3条の3第2項に規定されておまして、平成24年の法改正によりまして、概ね10歳未満から小学校に就学している児童、小学校6年生までに引き上げてられております。本村の学童保育事業におきましても、小学校6年生まで受け入れを行っておりますが、定員の関係もありますので、低学年を優先にして受け入れを行っている状況です。また、小学校高学年になりますと、部活や習い事などで利用者数が減っていくという現象にあります。4年生以上の登録数につきましては、山江保育園学童クラブが16人、万江学童クラブが9人となっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

わいわいクリスポ山江についてのご質問でございます。これにつきましては、小学校運動部活動の社会体育移行の内容も含めて答弁させていただきます。県の基本方針に基づきまして、小学校の運動部活動は社会体育に移行するという一方で、平成30年度までに移行しなければならないという方針ですが、それを受けまして、本村は準備委員会を設置しまして、各クラブを立ち上げ、そして移行後の受け皿としてこの総合型地域スポーツクラブわいわいクリスポ山江が運営するという一方で準備を進め、30年度から行うということになっております。クラブにつきましては、現在行っておりますバドミントン、サッカー、剣道、空手などに加えまして、野球、バレーボール、女子ソフトボール、陸上競技、そして総合運動クラブという9つのクラブで組織することとしております。この時間帯につきましても、8つのクラブは夜間の練習、午後6時、または午後7時からの夜間の練習。それから総合運動クラブにつきましては、これは競技力向上よりも、どちらかと言いますと運動の楽しさや喜びを味わうようなスポーツ活動ということでございまして、放課後の時間帯を活用しまして、山田地区、万江地区、それぞれ毎週2回、大体1時間30分程度活動を行うこととしております。現在、入会を募集中でございまして、基

本、この総合運動クラブを除きまして原則一人1クラブに入らせていただくというようにございまして、この対象年齢につきましては、原則4年生以上を対象としているクラブがありますが、中には小学校1年生から入部できるクラブもございまして、詳しいことにつきましては、このパンフレットがございまして、これに記載してございまして、是非ご覧いただければというふうに思っております。このわいわいクリスポ山江は、地域の子供から高齢者まで、幅広くスポーツを行うことを目的といたしますクラブでございまして、小学生に限らず中学生、高校生、一般の方も是非入会していただきまして、スポーツを楽しんでいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） ありがとうございます。学童については低学年ということで、概ね実際今のようなことでありますが、受け入れ態勢のこともありますので現況では小学3年生までというふうなことだろうという確認をしたところです。

次に、その社会体育については、移行がもう平成30年度ということですから、学童に行かない子どもが運動クラブに入って、総合運動クラブに入ってくるというふうな仕組みになるんだろうと思います。今回発足して、今年度で移行を終えるわけですね。ですから、学童クラブというよりも総合運動クラブのほうに入って、こちらのほうが規模として大きくなればいいなというふうに考えているところであります。

それから、先ほど健康福祉課長はですね、病児保育は26名ですか、延べ人数26名、利用者が4名ということですが、本年は非常に昨年の末から、非常にインフルエンザが流行しましたですね。過去最高の受診患者数283万人であったとかいうふうに聞いておりますが、幸い本村では臨時休校というのは免れたわけですが、保育園それから小中学校、一般含めてですね、インフルエンザに罹られた全体の状況って分かりますか。概略で結構ですが。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

インフルエンザの感染状況ですが、村内保育園につきましては、章鹿倉保育園が22名、山江保育園が2名、万江保育園が3名の計27名で、いずれもインフルエンザに罹患した実人数となります。全体の約14.5%です。次に小中学校ですが、山田小学校が50名、万江小学校が20名、山江中学校が18名の計88名で、小学校が28.5%、中学校が14.6%となっております。一般の方につきましては、保健所から公表されておる資料のほうは1週間ごとの、1定点当たり患者

数ということで、山江村の数字は出ておりませんので、一般の方の罹患者数につきましては把握はできておりません。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 学校、保育園が14.5%、小中学校、大体平均しますと17、8%、インフルエンザに罹っている子どもが出たわけですが、学校とか公共施設、庁舎とか公共施設含めて、何か予防策を取られたんでしょうか。空気感染を防ぐというために次亜塩素酸の噴霧とか予防キットの活用などもされたところもありますが、学校の教育法では、インフルエンザに罹ると保育園もそうですが、それに準じてやるわけですが、登校禁止、登園禁止ということになるんですが、その辺の止められた子供たちの病児保育、病後児保育の活用はできるものなんですか。その2点をお尋ねをしたいと思います。予防策とあとの対応は。

○村長（内山慶治君） 学校ですか。

○8番（中竹耕一郎君） はい。学校ではいかがでしょうか。保育園でも。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、公共施設での感染防止対策についてですが、役場庁舎におきましては室内空間用ウイルス除菌除去剤とアルコールスプレーを各課のカウンターに設置し、職員に対しましては手洗いや消毒、マスクの装着、受話器等の消毒の徹底を呼び掛けております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

小中学校の予防対策ということでございますけれども、手洗いの励行、それから各学級へのアルコール消毒薬の設置、マスクの常時着用、それから毎時間ごとの教室の換気。中学校につきましては、教室での加湿器の使用、それから保健だよりでの家庭への周知などを行ったところでございます。

○村長（内山慶治君） 学校教育法で登園、登校が止められるが。止められて、病児保育は。じゃあ、健康福祉課長。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、病児・病後児保育の利用についてですが、インフルエンザによります利用につきましては、実施機関のほうに確認をしたところ、感染予防ができる病気に限り受け入れられるということでありました。予防感染の拡大を防ぐことができるA型につきましては受け入れ可能であります。B型につきましては利用ができないということでありました。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） なかなか難しいことだと思うんですね。病児保育、インフルエンザの場合は、病気にかかった子ども達を保育するというのは非常に難しいわけですが、この病児保育制度、それから病後児の保育の制度、この辺についてもう少し、なんかこう、子ども支援という立場からうまくできないかなということを考えるんですが、今後の検討材料としていただきたいなというふうに思います。

次に、通告しておりますが、あえて、ほとんど答えをいただいているので非常に聞きにくいんですが、通告しております関係で基金の運用について所見を伺いたいと思います。なかなか数値を申し上げても分かりにくいので、全体の基金の、山江村の基金の状況をあげているんです。これは国保財政とか国保の基金とか、介護制度、こういうのは入っておりませんが、一応これは28年度の状況です。29年度末で増減があるわけですが、平成28年度末でいきますと、ちょうど23億ですかね、23億。23億1,941万5,000円ということになっておるわけです。よく分かるようにパネルを準備したんですが、今議会ですね、条例改正で土地開発基金の廃止、それから国保財政調整基金の条例の一部改正とか提案されておりますが、現在のところは会計管理者のほうで健全な、適切な管理がなされているところでありますが、この基金の、今国の方では、ここでは関係ないんですが、財政調整基金10億ぐらい山江に残っているわけですが、貯めすぎたら交付税としてそれを吐き出させようというような国の議論があるわけですが、その辺の情報についてお尋ねをしたいと思います。どういうふうになっていくのかですね。おそらく貯めすぎた実際の財政調整基金を狙い撃ちして吐き出せる予定なんですけど、その辺分かっていたら教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 基金についてでございます。基金につきましては、先ほどから議員申されておりますとおりでございます。28年度末で約23億円ほどございます。国の財政、非常に厳しいということでございました。そのとおりでございます。国のほうは借金をしていると、一方で地方のほうは基金をため込んでいると。こういったところが国のほうが基金に目を付けておりまして、全ての基金について調査がなされております。財政調整基金というのは、字のごとく財政を調整するためのものがございます。ほかの基金につきましては目的金といいまして、何をするからこのために使うがために基金を積み立てておるといったような目的がございます。こういったものにはあまり言わないわけですが、この自由になるお金がいっぱいあるのに、国は借金をしているという状況で、交付税が先

ほど申されましたように3%以上減らされてきておるといような状況でございます。やはり地方にとっては地方交付税というのは非常に重要な財源でございます。自主財源の乏しい私どものような村にとっては、非常に減らされるというのは大変困る状況でございます。こういったところで、ため込んでいる基金を地方交付税を減らすことによって吐き出させようと。その分、国の負担を軽減しようといふような考えじゃないかなというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） その辺については、中央にしょっちゅう行かれる村長のほうから詳しいので、村長の所見を伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 財務省内で、実は麻生大臣もその気でおられるようでありますけれども、要するに本当に国の財政、借金もどんどん膨らんでいく、社会保障費も膨らんでいくといような中において、市町村の財政の状況を見た場合、基金がまだまだ十分残っているじゃないかといような議論があっているようであります。その分は当然、吐き出させようというか、それは当然その当初予算に充当していかれる。その多額な基金というのはどれぐらいか分かりませんが、いような傾向になるというのはそうです。いわゆる財政調整基金、何にでも使われるような基金について、ターゲットが絞られている。といのと同時に、先ほど総務課長が申しましたとおり、ほかの基金の残高についても財務省は調査をしてきたといことでありました。ただ、私たち、地方から言いますと、お金が余ったからどんどん基金をしてきたんだといことではなくて、今年の予算もそうですけれども、そうですし、先ほど財政についての一般質問もありましたとおり、絞りに絞ってやっぱり知恵を出して、その事業も、やりたい事業もやらずに頑張って、できるだけ残していく。残した分は、一時万事の時に、どこで今の時代、想定外の災害がこの山江村に降りかかるか分かりませんが、そうなった場合のお金として、基金をしっかり取っておく、臨時的なものとして取っておくといことは必要なことあります。したがって、安易に財政調整基金が各自治体に残っているから、交付税を引き落とすといことは、それぞれの自治体の苦労を無にすることになるんだといような議論を我々しております。実は先般、道路の関係で要望活動に行きました折に、財務省に木原稔熊本出身の衆議院議員は、財務副大臣をされておりますから、副大臣にもお会いしながらその付近の要望はしたところであります。ただ、その副大臣の答えといのがですね、やはり財務省よりの答えでございます。ただ、これは我々人吉・球磨の関係10市町村のみならず、地方が持っております1,741の自治体に係わることでありますから、当然その付近の議論とい

ますか、要望活動を全体で起こしていく必要があるかと思っておりますし、熊本県町村会、また全国町村会あたりの要望案件として、その件をしっかりと動いていく必要があるということを考えております。同じように、全国の議員のほうの会も動きをされると思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思うところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 確かにですね、この財政調基金というのは、いわば我々にすれば、キャッシュカードみたいなもので、いつでも自由に不足したときに使えるというように、使い勝手がいい資金でもあるわけです。確かに、臨時財政特例債を借りて貯めたという経緯はあるんですけども、やっぱり地方にとってやっぱりそれは残しとかなないと、もし何かあったときに金がないんだというふうなことに陥りますので、あとあと事業に支障を来すわけですので、是非この辺は死守して、残して使い勝手がいいように活用したいなというふうに、お願いしたいというふうに思います。

次になんですが、この赤の線を入れておりますが、村有施設の整備基金、これは2,500万、28年度集計なんですが、これは村有施設の利用、修理、いろんなことで整備をしていこうというような基金なんですが、この2,500万円というのは、どの施設をいつまでに、どのように改修するというような計画が積み上げてこういう2,500万円になつとるわけですかね。答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 村有施設整備基金でございますけれども、これにつきましては、村が持っております施設に対しては少し少ないような金額ではあると思えます。温泉センター等も抱えておりまして、そちらのほうにも基金を積んでおりまして、そちらはそちらで対応をいたしております。山江村の公共施設の管理につきましては、公共施設等総合管理計画というのを策定いたしております。この中で管理をいたしております、建築物、箱物と呼ばれるものですね、こういう施設が役場庁舎、社会教育施設、学校施設等、139施設あります。これは大小ありますけれども、小さなものまで含めますと139施設ございます。インフラとして、施設として道路、約181本、それに橋梁83、このほか簡易水道施設であるとか農業集落施設などがございます。橋梁につきましては、山江村橋梁長寿命化修繕計画というのを策定いたしております、計画的な管理を行っております。建物等の公共施設の総合管理計画書におきましては、各施設の健全度調査と緊急度調査というのを行っております。まず、健全度につきましては、AランクからDランクで分類しております。Aランクは健全な施設であると。Cランク、Dランクになりますと劣化が

進行しており、使用するには部分的な改修が必要であるとか、Dランクにおいては全面的に劣化が顕著であり、緊急な修繕、若しくは更新が必要というふうに分類いたしておきまして、緊急度は高・中・低というふうな分類をいたしております。このような計画に基づきまして、実施に施設を調査いたしまして、更新等をやっているような状況でございます。何年度にどの施設をやるというのもですね、いろいろ財政の面がございますので、過疎地域自立促進計画、この年度計画に基づきまして計画を立てております。やはり起債に頼っておるところが多くございますので、こういった過疎計画等で財政等の絡みを見ながら改修、また更新をしていくというふうに行っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 財政に余裕があれば、何年後にどの施設をどういうふうな改修をするというような積算に基づいて基金を積み立てていくことができると思うんですが、なかなかその辺はまだ実現はできないのではないかなというふうに思います。

次に、今回条例を廃止する提案がなされています土地開発基金、これでいきますと約4億300万円ですか、があるんですが、これは廃止をされたら、あとのこの基金の運用はどういうふうになりますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 今回の議会に提案いたしております土地開発基金の廃止でございます。先ほど申されましたように、約4億300万円ほどあります。これにつきましては、目的が公共事業をスムーズに進めるための用地の先行取得等に充てるために積み立てております。しかし、ほかの基金に比べまして非常に多額の基金になっております。なかなか使えないというような状況でございました。先ほど議員からご質問ありましたように、これから予想されるであろう各種の村有施設の老朽化に伴います財政需要に対応するために、そういった必要な施設の改修であるとか更新、またはほかの事業に振り替えて有効に活用したいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） この土地開発基金の運用については工夫をされて、ほかに有意義な使い方をされればよいと思います。

ここですね、ちょっと気になるんですが、ふるさと応援基金。これ非常に毎年毎年1,200万円程度、29年度も1,200万円ほど収入が見込んであるわけですが、大体4,000万円ぐらいになるのではないかと思います。もちろん使われてはいるんですが、せっかく応援をしていただいた、寄付をしていただいた応援資金

ですので、何かこうもっと有意義な活用をしたいなというふうな気持ちがあるんですが、その辺の使い方を、何か予定はありますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ふるさと応援寄付金につきましては、一昨年からサイトを設けましてから、飛躍的に寄付金が増額しております。28年度末では1,845万5,000円ほどございます。これにつきましては、ふるさと寄附条例ということで、使途が指定できるようになっておりまして、その寄付される方の使途の希望によって使えるというふうになっております。これにつきましては、徐々に活用しておりまして、平成30年度につきましては、ゆるキャラの制作、ピンバッジの制作ですね、こういったものに活用したいということで、一部取り崩しを計画いたしておるところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） せっかくふるさとを応援しようというふうに、そういう思いで基金をいただいておりますので、有効な活用を、もっと、言い方はいけません塩漬け状態になるのはいけないので、できるだけ利用していただきたいなというふうに考えます。

そのほかいろいろありますが、ほかについてはもうあまりお尋ねをしませんけど、時間の都合で。

今回、森林環境税等の交付金をされるということもありますので、そのようなことを財源として農林業の基金としてもくろむ必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その辺のお考えがあればお尋ねをしたいと思います。例えば、先ほど来申し上げております農業法人とか農業スタイルの確立、制度確立に基金を創立して使う、そういうふうな方法です。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 先ほど言われました森林環境税という言葉でございます。これも新聞報道でもこの言葉はもう多く出てくるようになりましたけども、これは平成36年度から個人課税が始まるというふうなことであります。それまでの間は、平成31年度から、来年度から、再来年度ですね。31年度から36年度までは森林環境贈与税として、市町村に交付されるということでもあります。使途しましては限られておりまして、私有林、公有林じゃなくて私有林の間伐や人材育成、そして担い手の確保、木材利用の促進に充てられるということとなっております。じゃあ来年度から交付されますこの譲与税をいかに利用するかという協議はですね、平成30年度に林業振興対策検討委員会というものを設置を計画しておりますので、その中で十分議論していきたいというふうに思っております。それから、基

金の農林業に対します振興の基金につきましては、まだ今後そういうふうな状況も踏まえて、検討していかなければならないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 限られた財源で大変厳しい時でありますので、基金の運用、それから創設、その辺については十分検討する必要があるというふうに思いますので、その辺のご配慮、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間が限られておりますので最後になりますが、地域づくりの今後と、これは観光推進協議会についてお尋ねしようと思っておりますが、関連がありますので同時にお尋ねをしたいと思ひますが、本年は4月から総務省が音頭をとりまして、人口減に悩む自治体の活性化を狙って、出身者及びふるさと納税寄附者が協力する仕組みを整える、そのような事業があるようであります。移住者を含む定住人口、観光交流人口であります、いわゆるそれに次ぐ関係人口というふうに位置づけまして、新たなやり方で地域の担い手づくりのモデル事業を始めるというような状況であります。いわゆる村づくりのエディターというか、そういうのをやる地域づくりだと思ひます。具体的には各町村が参加者を募集して交流会に参加をしたり、意見を求めたりするわけですが、その辺のことを地域づくり研究所の業務の一体になるかというふうに思ひます。今後、その地域づくり研究所の業務の一端としてどのように取り上げていくか。また、構想の段階でしょうけれども、観光促進協議会についてどのような組織なのか、規模はどのようなものかお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず地域づくり研究所の今後はということございまして、地域づくり研究所につきましては、平成28年1月に開設いたしまして、村内の情報をくまなく集め、データ化することで、誰にでも現状の見える化を図りながら地域の課題を解決する調査研究や政策の提言を行う研究所でございます。テーマとして3つのテーマを掲げております。1つ目は調査研究分野であります。主なものといたしましては、東京大学大学院情報学環工藤研究室との共同研究がございまして、地方創生の進捗をより具現化するために、情報化戦略の策定を行ったり、主に栗に関することですが、いろいろな書物等を調査分析しながら発行しているところでございます。

続きまして、2つ目はICTの分野でございます。主なものといたしましては、ドローンの活用を行って、村内の空撮を行ったりはしておりますし、行政活動にも活用をいたしております。また、やまえ栗の生産履歴を管理するバーコードの作成や、情報通信技術を活用し、村民の暮らしの向上と便宜を図り、輝く村づくりを実

践するため、各地域に情報化推進委員の配置を行いながら、村で把握できない四季折々の風景や出来事、地域課題などをSNSを活用し、画像付きで送信をいただいているというところがございます。

3つ目は人材育成分野でございます。村長の冒頭の答弁でもありましたとおり、村民誰もが元気で楽しく暮らしやすい村づくりを目的とした、住民参画による村づくり組織、山江村未来塾、100人委員会、9つの部会がありますけれども、その部会の活動支援をはじめ、学習支援の一環として、小中高校生の長期休暇中でありますけれども、タブレット等を貸し出して、そういうのを行って学習支援の一環も行っておりますし、フットパス事業の活動なども行っているというところがございます。

今後といたしましては、東京大学との共同研究が平成30年度で3年目を迎えようとしております。これまでの研究段階から実証をする事業もありますでしょうし、健康福祉課長も申しておりましたけれども、新たな調査研究を行う分野も出てくるかと思えます。また、栗のみに関わらず、生産管理品目を増やししながら、安心安全な食の提供を素材として活用しながら、持続可能な農業の実践につなげていきたいというふうにも思っております。

人材育成につきましては、さらなる100人委員会の継続的な支援を行ってきたいというふうに思っております。また、進捗が遅れている分野もございますので、調査研究等も積極的に進めていきたいというふうに思っております。

また、研究所関連、先ほど議員が申されました関係人口、移住には至らないけれども、ただ山江村をお訪れて帰るだけじゃなくて、地域と継続的に関わりを持ちたいという方を指すような言葉だというふうに理解をしております。例えば、先ほど申されましたふるさと納税をされる方でもそうでしょうし、本村の特徴的なもので言えば、丸岡会に参加されている方もこの関係人口というところに含まれるのではないかと思っております。以前は山江村を応援する会みたいなのもございましたので、今後、そのような方を増やししながら、山江村の観光交流事業を進めていけば、移住定住対策とか観光交流人口の拡大へつなげられるのではないかとというふうに期待をしておりますので、研究所のほうでも調査研究を進めていきたいというふうに思っております。

また、観光促進協議会ということでございますけれども、まだ仮称の段階でございますが、山江村観光交流促進協議会という名称にしたいというふうに考えております。現状といたしまして、村内の観光関係者、団体等が情報を共有する場所がなく、山江村に観光される方をうまく村内に滞在させることができないほか、一体となった企画が生まれにくく、集約を行いにくい。せつかくの村の観光資源を上手に

活用できないといった課題があります。また、データ収集や分析ができなくて、観光客のターゲットの設定や、P D C Aサイクルが確立されていない状況でもございます。これは各自治体に組織されている観光協会のような類が本村にはないということも要因にあげられるかというふうに推察されますけれども、そこで村内に数多くある観光資源、例えば、観光商業施設で言えば、温泉ほたるや時代の駅むらやぐば宿泊キャンプ場など、自然で言えば、丸岡公園、万江川、仰鳥帽子山など、歴史文化で言えば先ほどから出ております合戦峰観音堂や大王神社高寺院、淡島神社など、イベントで言えば、栗まつりや産業祭、フットパス、トキの朝市など、村内の観光関係者が一同に会しながら、観光交流人口の拡大、収益性のある事業の展開など、戦略的な観光地域づくりを実践する上での組織を立ち上げるというふうに思っています。今月下旬に関係団体との意見交換会を予定しておりますので、実質的な活動は次年度からになると思われまけれども、まずは統一した目的意識をもってスタートできるように準備を進めているところでございます。

事務局は当面、地域づくり研究所内に設置するようしておりますけれども、将来的にはこの観光推進協議会が独立して、企業化し、採算性の取れる組織へと発展させていければというふうに考えております。幅広い分野を巻き込んだ組織活動を想定しておりますので、議員の皆さんはじめ、村民の皆様のご協力をお願いするとともに、地方創生の模範となるような事業展開を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今までのいろいろ聞いてまいりましたけれども、いずれにしても課題は山ほどあるわけですね。創意工夫をされまして、村民の幸福の実現に向けて行政執行されることを願いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会したいと思います。本日はありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時31分

第 3 号

3 月 1 6 日 (金)

平成30年第1回山江村議会3月定例会（第3号）

平成30年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 事件の訂正請求について |
| 日程第 2 | 議案第 7号 | 山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 8号 | 合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 9号 | 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第10号 | 山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第11号 | 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第12号 | 山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第13号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第14号 | 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第15号 | 山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第16号 | 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第17号 | 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第18号 | 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第19号 | 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 15 議案第 20 号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 21 号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 22 号 山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 23 号 平成 30 年度山江村一般会計予算
- 日程第 19 議案第 24 号 平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 20 議案第 25 号 平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業予算
- 日程第 21 議案第 26 号 平成 30 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 22 議案第 27 号 平成 30 年度山江村特別会計介護保険事業予算
- 日程第 23 議案第 28 号 平成 30 年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算
- 日程第 24 議案第 29 号 平成 30 年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算
- 日程第 25 陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書
- 日程第 26 議員派遣の件
- 日程第 27 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）
- 追加日程第 1 発委第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君 | 2 番 横 谷 巡 君 |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君 |
| 5 番 立 道 徹 君 | 6 番 谷 口 予志之 君 |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君 |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 10 番 松 本 佳 久 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	内山慶治君	教育長	藤本誠一君
総務課長	北田愛介君	税務課長	山口明君
企画調整課長	松尾充章君	産業振興課長	平山辰也君
健康福祉課長	一二三信幸君	建設課長	白川俊博君
教育課長	蕨野昭憲君	会計管理者	迫田教文君
農業委員会 事務局長	柳瀬真奈美君	代表監査委員	木下久人君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第10の本会議で、質疑、討論、表決となっております。それでは、議事日程順に、質疑、討論、表決をいたします。

発言については、会議規則第53条の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑は回数3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定をお守りいただきますようお願い申し上げます。なお、3回を超える場合は、第54条の但し書を適用いたします。

-----○-----

日程第1 事件の訂正請求について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、事件の訂正請求についてを議題といたします。村長から、議案第8号及び議案第15号、並びに議案第23号の事件の訂正請求書の提出がありました。提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議長のお許しを得ましたけれども、事件の訂正請求書を出させてもらっております。お手元にあるかと思いますが。

平成30年3月8日、山江村議会議長、秋丸安弘様。

山江村長、内山慶治でございます。

事件の訂正請求書でございます。

3月7日に提出した事件は、次の理由により訂正したいので、山江村議会会議規則第19条第2項の規定により請求をさせていただくというものでございます。

記といたしまして、1、件名でございます。まず、議案第8号、合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

次に、議案第15号、山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

最後に、議案第23号、平成30年度山江村一般会計予算でございます。

訂正の理由でございますが、本文中及び提案理由の誤り、並びに歳出予算額の訂正により請求をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、訂正の内容がそれぞれ8号、15号、23号の議案載せております。どうぞ度々大変恐縮に思うところではありますが、お詫びを申し上げ訂正いたしますので、よろしくご了承方、お願いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ただいま議題となっております事件の訂正請求については、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、事件の訂正請求については許可することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第7号 山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第2、議案第7号、山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第7号、山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定について質疑をいたします。

提案理由説明の中で、これは平成27年施行の空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて制定するというものであります。そこで、その空き家等対策の推進に関する特別措置法から3点だけ質疑をいたします。

まず、第1点は、その第6条に空き家等対策計画という項目がありまして、これは法律ですが、市町村は土地を略して空き家等に関する対策等について、計画を定めることができるとあります。山江村ではこの空き家等対策計画については、どのように考えておられますか。

次に、第7条に市町村は空き家等対策計画の作成及び変更、並びに云々とありまして、協議会を組織することができるとあります。この協議会の設置についてはどのように考えておられますか。

また、これは国のことではあります。第15条には財政上の措置及び税制上の措置等について、国は適切な措置を講ずるものとするとして書いてあります。このような点について、どのように把握しておられるか、3点の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ただいまのご質問の1点目でございます。対策計画でございますけれども、こちらにつきましては、過去に空き家の調査を行っております。それから年数が経っておりますので、これにつきましても詳しく今後空き家の状況を調査しながら、対策計画を立てていこうということで考えております。

2点目、協議会でございます。協議会につきましては、空き家の活用のほうの協議会、活用促進協議会というものを持っておりますので、こういったものを活用していくか、新たにつくるか、その点はこれから詰めていきたいと思っております。

それから財政措置です。これは国のほうで空き家の対策に対する措置をするとい

うことで、財政措置ですね。を法律でうたっておりますけれども、具体的に村が講じた対策についての財政措置というのがどういうものかっていうのが、具体的に私どものほうもある程度調査しておりますけれども、十分ではございませんので、今後、そういった点も調査しながら、財政措置が受けられるものであれば、そういうものを活用していきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） その第15条の財政上の措置及び税制上の措置等の第2項には税制上の措置を講ずるともありますが、この点については何か分かっておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 固定資産税等も絡んできますし、いろいろそういった面で、村のほうが得られるそういった固定資産とか、そういったものの徴収ができないとか、そういった場合には国のほうもそういったことを考慮してくれるというふうなことで感じておりますけれども、その点も少し勉強させていただきたいと思っております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、議案第7号、山江村空き家等の適正管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第8号 合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、議案第8号、合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第8号、合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条

例の制定について、1点だけ。この施設に対して、指定管理者を設けるということが第8条にうたってあります。村として、どのような管理を、指定管理を考えておられるか質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質疑にお答えいたします。

本条例につきましては、第8条から指定管理による管理をすることができるというふうにうたっております。また、同じく次のページ4ページになりますけれども、先ほど事件の訂正をいただきました14条に、管理の委託ができるということで、こちらのほうにつきましては村長が認める適当な団体に、公共的団体に委託することができるというふうになっております。村といたしましては、管理の委託につきまして、この第14条を活用いたしまして、村長が適当と認める他の公共的団体に委託を考えているところでございますので、第1区の地域住民の方々にできればお願いしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今の課長の答弁のように、できれば地元で代わる大切なより所、観音堂周辺にできる施設でありますので、できれば地区住民のこれから先の地域の発展と活性化とコミュニティがうまくいくようなことで、地域の方で管理できればいいなということを思います。よろしくをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、議案第8号につきまして2点だけお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目は5ページですね、販売所の使用料が記載をされておりますが、この使用料については、この設定の基準はどこから参考にされた使用料なのか、まず1点お尋ねします。あわせて、例えば1日借りた場合は3,000円、大体7時間ぐらい借りたとすれば三千二、三百円かかるわけですね。スペースとキッチン。高いか安いかわかりませんが、果たして3,300円ぐらい、1日利用料が適切なのかどうかまずお尋ねしたい。

それから、いずれはこの自治法に基づく設置条例に載せられるわけですが、規則についてその辺の使用の細かい規則は定められる予定がありますか。

その点について、お尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、中竹議員のご質疑にお答えいたします。

まず、施設の使用料についてでございますが、こちらのほうは他の団体の類似施設を参考にいたしております。なお、この使用料を徴す場合には、やはり営利を目的とした団体がお借りになられた場合を想定しておりますので、議員が申されました1日の金額が高いか安いかにについては、私の課としての考えは高い金額ではないというふうには思っております。

規則につきましては、本条例の15条にも定めてありますとおり、条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるというふうに書いてありますので、規則も定めるように今、詳細を煮詰めているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 規則で定められる場合、お考えは合戦峰地区に委託をされるというお考えなんです、ほかの業者さんが一緒に入ってきた場合の、合同でやるとか、その辺の細かい取り決めがあると思いますので、その辺に注意して規則を定めていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第8号、合戦峰地区物産販売所の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第9号 山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、議案第9号、山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第9号、山江村報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第10号 山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、議案第10号、山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第10号、山江村情報公開条例及び山江村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第11号 山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、議案第11号、山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第11号、山江村移動通信用鉄塔施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第12号 山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（秋丸安弘君） 日程第7、議案第12号、山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第12号、山江村社会福祉振興基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第13号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（秋丸安弘君） 日程第8、議案第13号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） それでは、議案第13号について、1点だけ質問をさせていただきます。

ページは2ページですが、第5条に第1号中の、これは医療分の平等割だと思っておりますが、同条第2号中、1万6,000円を1万3,000円に改める。それから、同3号中の2万4,000円を1万9,500円に改める、と併せて、介護保険割の、介護保険の支援のほうの平等割等が出てきていますが、この平等割の分の特定世帯と、特定継続世帯のことだと思っておりますが、具体的に特定世帯、そして特定

継続世帯とはどういうことを言うんですか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

まず、特定世帯についてでございます。例えば、二人の世帯がありまして、一人が国民健康保険の被保険者、もう一人の方が後期に移られた場合、国民健康保険から後期に移られた場合に、本来二人から一人に減るところが、負担が大きいということで、それがまず5年間分については2分の1の金額で行っております。それから、特定継続世帯ですが、その継続が例えば5年までが2分の1で、5年から8年までの継続については1万9,500円ということになっております。

以上でございます。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第13号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について質疑をいたします。

3の2と読むんでしょうか、2ページにそれぞれ改正項目が書いてあります。全体としては保険税の値下げになるようではありますが、この中で第6条、第7条、それから第7条の2第1号、この付近は値上げになっております。これは何の分がどの程度値上げになるんですか。

それから、あわせて、現在の見込みとして、全体ではどれくらい下がるのか答弁をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

まず、1点目の税率が上がっている分でございますが、これにつきましては後期高齢者支援金等分の税率でございます。こちらにつきましては、近年不足している分ではなくて、大分前から不足している部分でございましたので、今回納付金額の金額が示されましたので、それに併せて税率を上げております。

それから、どのぐらいの減税になるのかということでございますが、各ご家庭の状況等がそれぞれ違うことや、本年の所得がまだ確定しておりませんのではっきりしたことはお答えできませんが、例えば平成28年中と全く同じ家庭状況及び所得額と仮定いたしまして試算いたしますと、年税額約1万円前後から約5万円前後の減税になるのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 見込みで。

○税務課長（山口 明君） 見込みですね。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 審議の時に山口税務課長が説明してくださった案では、これまでどおり計算したら6,800万円程度で、今度の納付額は6,500万円程度で、合わせて260万円程度の減税になるのではなかろうかということでしたが、これに間違いありませんか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

納付金との比較の話ではございますが、主の予定額から納付金額の差額といたしましては259万9,664円というところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） その納付金額というのが、4月からは熊本県全体での国保になるわけですから、それを納めれば山江村としてはそれで終わりというか、そういう感じに受け取ってよろしいですか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それではお答えいたします。

ただいまの金額の差額分ですが、実際、この分が余裕がある部分ということでございます。この分につきましては、基金等に積み立てて、今後税率がもし若干上がってきた場合に備えての基金の積み立てに持っていければと考えております。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第13号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 議案第 14 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 9、議案第 14 号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 9、議案第 14 号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 議案第 15 号 山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 10、議案第 15 号、山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 10、議案第 15 号、山江村国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 11 議案第 16 号 山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 11、議案第 16 号、山江村後期高齢者医療に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、議案第16号、山江村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第17号 山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第17号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第17号、山江村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第18号 山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第13、議案第18号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第18号、山江村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第19号 山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第19号、山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第19号、山江村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第20号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第20号、山江村指定地域密着型サービスの

事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第15、議案第20号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第21号 山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第21号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第21号、山江村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 議案第 22 号 山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第 17、議案第 22 号、山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 17、議案第 22 号、山江村土地開発基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 議案第 23 号 平成 30 年度山江村一般会計予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第 18、議案第 23 号、平成 30 年度山江村一般会計予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

5 番、立道徹議員。

○5 番（立道 徹君） それでは、議案第 23 号、平成 30 年度山江村一般会計予算書について、2 点ほど質疑いたします。

ページは 64 ページと 75 ページですけども、64 ページのほうが、農業振興費の一番上ですね。中山間農業モデル地区支援事業補助金についてと、内容ですね。それと 75 ページが、9 番、丸岡公園整備費の委託料、丸岡公園管理委託料について、これは昨年の 350 万円から 2 倍の 700 万円の予算になったことの内容について質疑いたします。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。

中山間農業モデル地区支援事業補助金 1,137 万 5,000 円ということでありまして。この事業に対しましては、県が農業支援プロジェクトチームを設置いたしまして、中山間地域における農業の支援を強化するという事業であります。人吉・球磨管内では、山江村の万江地区だけが指定され、3 年間支援されるということでありまして、この補助金は万江地区の農家で構成されます万江地区農業活性化協議会に交付される補助金でありまして、全額県費であります。補助金の内容としましては、地区の農業振興のための計画書の作成や、農業用機械倉庫の整備、それと水稻

用播種機、防除用のドローン、そして移植機、そしてトラクター、振動サブトレーラーの購入に対します県からの補助金でございます。県から補助金を村が受け入れてまして、丸々この協議会に交付するという事業補助金でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質疑にお答えいたします。

丸岡公園整備費の丸岡公園管理委託料700万円でございます。平成29年度当初予算より350万円増ということで倍増というふうになっておりますが、丸岡公園管理委託につきましても、丸岡公園の景観向上のため、年間を通じて樹木等、農村広場を含む等の維持の管理を行っております。樹木等の伐採、それから剪定業務、それを行っております。剪定業務につきましても、専門性を要するため、造園施工管理技士の2級以上の資格を有している者がその事業者にいるというふうにしております。現在は村内の雇用、業者育成も目的としているため、村内業者の方を中心に見積書による入札のほうを執行しております。しかしながら、類似、同規模の公園の維持管理費用と比べてみますと、丸岡公園の委託料は大分低いということで、なかなか事業者のほうからも、この金額ではなかなかやっていけないと。資材等の高騰もあるのでやっていけないというような声もいただいておりますし、本村といたしましてもおもてなしをする山江村のシンボルである丸岡公園の維持管理を、さらに進めていこうということで、今回350万円の増額をさせていただき700万円を計上するというふうにしてしております。もちろん、金額を増額するだけで維持管理の回数や樹木等の伐採等の回数も例年同様じゃなく、回数のほうも増やしながら、さらなるおもてなしのできる公園整備に努めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） これは産業振興課、課長ですけど、中山間補助事業があるんですけど、実際万江地区にもある集落営農法人万江の里があります。その辺のいろいろな機械等を買うときに、その絡み、区分けはどのようにされますか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この補助金に対しましては、先ほども申し上げましたとおり万江地区の活性化協議会という協議会に奉する補助金でありまして、万江の法人の万江の里に交付するお金ではありません。万江の里は40名前後で構成されます組織ですけども、この万江地区の農業活性化協議会は、万江地区全体の農業振興のためを検討する協議会というふうなことです。万江地区全体のための補助

金ということであります。

○5番（立道 徹君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 議案第23号、平成30年度山江村一般会計予算に対して、3点ほどお伺いをいたします。

まず1点目でございますけれども、ページは7ページでございます。地方債、第3表の中のプレミアム商品券発行事業債470万円について、事業債の種類、償還期間についてお伺いいたします。

2点目、ページ数が21ページになりますけれども、款19、諸収入、項10、雑入、目1、雑入、節2、雑入の中の、栗技術指導員派遣受益者負担金20万円、29年度当初予算から70万円の減額となっておりますが、その内容についてお伺いをいたします。

3点目でございますけれども、ページ数が33ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、企画総務費、節25、積立金、山江村ふるさと応援寄付金1,200万円となっておりますが、29年度当初予算から比べまして1,560万円の減額となっておりますので、内容について。

以上、3点について質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） プレミアム商品券発行事業でございますけれども、これにつきましては過疎事業債のソフト分を充てることとしております。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 失礼しました。過疎債につきましては、3年据え置き9年償還で12年というふうになっております。失礼しました。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 雑入の栗技術指導員派遣受益者負担金ということで20万円を計上させていただいておりますが、昨年度の予算では70万円ということで50万円の減額をさせていただいております。これは、剪定の面積が減るというふうな考え方ではなくて、やっぱり栗の生産向上推進員の方で現場を回っていただきまして、やっぱり剪定不足と肥料不足が一番の収量の増加につながるというふうな判断をいただきましたので、今年度、肥料の補助金の拡充は行いましたけれども、剪定のほうも推進していかなくちゃいけないという考えで、今までは受益者一人当たり作業員一人当たりの賃金を一日5,000円としておりました。それを来年度、30年度から3カ年限定で5分の1の1,000円としたいということであり

まして、それに伴います50万円の減額ということでもあります。

今年度は大体10丁ぐらいの剪定が行われておりますけれども、これに伴いまして、20丁の剪定の申込があるというふうなことを想定をいたしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、赤坂議員のご質疑にお答えしたいと思います。

33ページのふるさと応援基金積立金、平成29年度当初予算よりも360万円を減額し、1,200万円を計上させていただいております。これにつきましては、平成29年度のふるさと応援寄付額を当初予算1,560万円ほど見込んでおったわけですが、28年度実績よりは29年度、寄付額は増えておりますけれども、予算額にはちょっと達しなかったということで、平成30年度当初予算は、29年度の実績を見合ったところでの1,200万円の計上となっております。しかしながら、多くの皆さんに寄付をいただきたいということでございますので、記念品の内容の見直しとか広報等に重ねながら、寄付金の額の増収にほうに努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 1番、赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） まず1点目のプレミアム商品券発行事業債についてでございますけれども、交付税措置がある地方債を活用されるということで、償還期間については10年償還のうち3年据え置きということでございますけれども、プレミアム商品券、山江やりくり商品ですが、27年度から実施されており、27年度は国の交付金事業で実施され、28年度からは村単独の補助金によって発行されておりますが、2月の人吉新聞に山江やりくり商品券の販売、換金状況が載っております。商品券の購入者については、山江村民の方が63%、人吉市民の方が16%、相良村6%、郡市以外の方が3%とありました。商品についてはほとんどが山江村で利用されており、村内の消費拡大、地域商工業の活性化、また20%のプレミアムがあるということで、消費者の生活性にも有効な制度だと考えますが、効果というものは、私はある程度一過性のものだと考えております。また村外の方が25%利用されているということを考えて、地方債を活用して、10年長期にわたって償還していくということに対して、どのように考えておられるのか。そのところをお伺いいたします。

2点目の栗技術指導員派遣受益者負担金、一日当たり5,000円を1,000円に下げて、20ヘクタールの剪定を推進していくということでございますけれども

も、どのような広報、周知について考えておられるのか、2点お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、1点目は私のほうから申し上げたいと思います。

プレミアム商品券でありますけれども、その商工業のもちろん活性化をしっかり目指すということと、それから村内の消費者、村民の方々の消費活動についての何かの支援をしていくという2点の目標があるということでございます。もちろん真水をそのままやるというよりも、過疎債という起債を使ったほうが7割は基準財政需要額に入り込み、交付税で返ってくるというメリットがありますので、その過疎債を使わせてもらうというようなことであります。

ただ、このことについては、非常に政策的要素もあるんですけど、今何もしないでおいてしまうと、人吉市の大型店舗に消費者が流れてしまう。山江村内の商工業が非常に苦勞されるというようなことであります。これを営々と続けた方がいいのかどうかということについては、いろんな議論があるところでもありますけれども、とにかく村内における消費活動が定着したということであれば、このプレミアム商品券の役割は終わったんであろうというふうに考えているところであります。その付近を見極めながら、このプレミアム商品券事業は引き上げるというようなことになろうかと思えます。ただ、この手の事業は、一応、時限立法的に3年若しくは5年間という目安があろうかと思えます。今4年目でありますので、5年をめどに一応実施しながら、その効果を見極めながらいろんなまた次の政策、新たな政策といえますか、商工業の振興発展のため、活性化のために売っていかなくちゃいけないんだろうということを考えております。

過疎債につきましては、先ほど申しましたとおり、当初は国の交付金で全額国がお金をやったということでありましたけれども、有利な起債を利用するという意味で、過疎債70%は基準財政需要額、交付税で返ってくるお金でありますので、試算120万円を山江村が負担するというような計算になるわけでありますから、無理な起債を活用させてもらうということでもありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 栗技術指導員の受益者負担金の軽減の周知ということでございます。もちろん、この周知につきましてはケーブルテレビ、広報はもちろんですけれども、年に2、3回ほど開かれます栗の生産者を対象とした、例えば剪定とか植え付けの現場の研修会があります。その時でももちろん周知しますし、栗技術指導員の方が約20名ぐらいおられる、各地区の担当をお願いしているという

ところもありますし、その方にも直接生産者の農家を、家を回って、この剪定の推進にして一生懸命周知していただくというふうな方向も考えております。

○1番（赤坂 修君） 以上、質疑終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） それでは質疑をいたします。平成30年度山江村一般会計補正予算書について質疑をいたします。

1点目は、2点でございますけれども1点目は、ページは68ページでございます。農林水産業費の節の19、負担金及び補助金、交付金についてでございますけれども、ほかの果樹振興費とか林業振興費の中には鳥獣害被害防止施設に対する補助金が予算化されております。今回この予算書を見ますと、農業費の中ではこの施設の補助が削除されているか、ちょっと予算化されていないようでございます。昨年度までにはやっぱりあったわけです。この農業についてもまだ鳥獣被害が収まったわけではないというふうには思っておりますけれども、それで廃止されたのかお尋ねをしたいと思います。

それと2点目が、ページは83ページになります。水防費のほうで、備品購入費、水防団備品購入等で451万5,000円を計上されておりますけれども、これはどういうものを購入されるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

鳥獣害防止施設補助金についてということでございますけれども、去年は当初予算には計上しておりましたけれども、平成30年度のこの予算書には計上はいたしておりません。事業自体を廃止したということではありませんで、村の単独のかさ上げの部分で廃止したというところでありまして、この事業につきましては、受益者の3戸以上で電気柵設置に対します助成でありまして、国庫補助事業であります。今までは資材費と設置費に対しまして、受益者負担が10割となりますように栗の補助金が、10割、10%ですね。10%となりますように、国庫補助金が50%でございまして、それに村が40%かさ上げして、その40%部分をこの予算書に計上させていただいたというところでありまして、資材代と設置費に対し助成しています市町村は、人吉・球磨管内では山江村だけということでありまして、県からも指摘といたしますか、県からも山江村だけですよということも言われてましたし、この資材代と設置費に対します国庫補助金は、先ほど50%と言いましたけれども、これが変動で約束された補助率ではないということでありまして、それで、資材費のみに対しましては優遇されて、全額国が補助を出してあるということも言

われてますし、したがいまして、平成30年度から資材費のみに対し、100%の補助をします。するというふうな方向で今考えております。そして、今まで負担していただいた10%の個人負担の部分はなくなるということでございますけれども、設置につきましては受益者の方々、個人でお願いしたいというところでありませぬ。補助金は直接村を通さずに、山江村有害鳥獣対策協議会というのがありますけれども、そこに直接交付されるということでもありますので、村のかさ上げはしないことから、今回の予算の計上はいたしておりませぬ。設置に対しましては、受益者で行っていただくことによりまして、責任感を持って適正に管理をしていただけるものというふうにも思っておりますし、村民の皆さんと、皆さんのご理解とご協力をお願いしたいというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 水防費の備品購入費でございます。これにつきましては、ボイスパケットトランシーバーというものを購入する計画でございます。大規模災害の際に携帯電話等が使えなくなるとか、そういった状況がございまして、水防団、消防団のほう現場におきましてこのトランシーバーを使うと。これは携帯電話の周波数帯を使用いたしまして、独自の周波数帯を使いますので、ほかの電話と混線しないと。それと、あと消防組合、下球磨消防組合のほうもこれと同じものを導入する計画でございまして、消防署と消防団、山江村消防本部の連絡を密にしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 鳥獣害防止施設補助についてでございますけれども、これはやり方が変わったというようなことでございますけれども、これは村民の方にはどのような方法で説明というか、あれをされるのかちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） この事業の変更点の周知ということでございます。もちろん、広報、ケーブルテレビももちろん行いますけれども、村政懇談会、5月頃計画をされておりますけれども、その中でも詳しく説明したいし、今まで利用された方にも周知をしていきたいというふうにも思っております。

○6番（谷口予志之君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） すみません、1点だけ。

33ページ、企画振興費で、委託料でゆるキャラぬいぐるみ、それからピンバッジ作成委託費であっておりますけれども、内容を説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、森田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

33ページの委託料、ゆるキャラ着ぐるみ・ピンバッジの制作の委託ということで100万円を計上させていただいております。ゆるキャラにつきましては、今年度、公募を行いまして1体つくっております。お披露目を通して、現在イベント等でも出て活躍しておりますけれども、見られた方が、ちょっとゆるキャラ自体が動きにくいだろうということで、団体の方ですけど、自分たちが寄付をするので動きやすい、固有名詞を出したらどうかと思いますけども、くまモンの、ような動きやすいゆるキャラのデザインにしたらどうだろうかということで、昨年11月に100万円の寄付をいただいたということで、そちらのほうを活用させていただきながら、ゆるキャラのほうをつくっていきたいというふうに思っております。ピンバッジにつきましては、補正予算のほうで予算のほうを削除しておりますけれども、こちらのほうも新たなですね、現在、地方創生関連の補助金の計画書を提出しておりますので、そちらのほうが採択されて予算化ができるようであれば作成をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） そのぬいぐるみの中に入る人ですね。そのあたりの人件費なんかは考えていらっしゃいませんか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

多くの自治体ですね、現在市区町村のPRをしたいということで、ゆるキャラをつくって活動されておられます。例を例えると、先ほど申しましたくまモンは外部の業者に委託されて、専門的な体を動かせるような方とアナウンスのできる方が常日頃の訓練といいますか、そういうのをされて、誰が見ても普通に動けるようなキャラクターになっていると思います。市町村ではただ歩くだけとか、しゃべることもしないゆるキャラがほとんどでございます。村といたしましても、例えばそういった動けるようなゆるキャラにしたいということであれば、もしかすれば外部委託ということも検討しなければならないと思いますけれども、今のところは職員が入って村のイベント、また要請があれば外部のイベント等に出張しながら、また担当者のほうがアナウンス的に説明をしているということで、今後もそのようなこと

で活動をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） 大変なんか体力がいるみたいな感じがしますので、そのところは憂慮して考えてやっていただきたいというふうに思います。

また、ピンバッジですね。これば助成してもらおうということになれば、商品価値になると思いますけれども、その配分はどのようにして販売するのはできないだろうとは思いますが、どういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えしたいと思います。

このピンバッジ以外にもいろんな販促材料を作成することはできると思います。近隣の自治体でも、マスコットキャラクターの、例えばマグカップとかタオルとかをつかって、物産館等で販売をされている状況もございます。その辺のところを調査させていただきながら、もちろん補助金を受けての販売はできないと思いますので、またその際は財源等を確保しながら議会議員の皆様、村民のご理解を得て、作成できるようであれば作成し、販売を行っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（森田俊介君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

7番、秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 1点だけ質問をいたします。

ページは79ページです。4番の社会資本整備事業費でございます。村道新設改良工事とございます。いつも聞いておりますが、詳しく説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

社会資本整備事業のうちの工事請負費の内訳かと思っておりますけれども、内容につきましては、道路新設改良工事ということで説明をしてありますけれども、これにつきましては国の交付金を受けました事業でございます。内容につきましては継続をします橋の取り替え、架け替え工事、それからもう1件、橋梁の補修、補強補修の工事と、それから道路改良整備に係る工事ということで、改良につきましては3件計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 7番、秋丸光明議員。

○7番（秋丸光明君） 値段が非常に張りますので、結局これを舗装するにしても、前の続きと思いますけど、そういうことは早めにどこの工事をするとかいうのが分かれば教えてもらいたいと思います。橋もつくるということで、どこの橋かなと思って私は思いましたので質問しました。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 一般会計予算書の中から、3点ほど質疑いたします。

ページは72ページ、商工費の区分は商工費、区分2、給料、一般職給のところであります。

それから次は2点目、ページは87ページ、ここは教育費、区分の18、備品購入費のところであります。1点だけ質問をいたします。

それから3点目、ページは96ページ、これは図書館費であります。これはこの中で特に区分、11、需用費と15、工事請負費であります。

そのところで、一応、3点お願いしたいと思いますが、まず1点目、72ページの、ここは一応、一般職給で526万5,000円あげてあります。この点については、これちょっと補正からあがっているかもしれませんが、今回変わった部分について、人数とかありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 商工費の給料でございますけれども、これにつきましては人事異動によりまして、人員が配置されております。これは一応2名分の給料となっております。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

2点目の質問については、87ページの備品購入費についてであります。まず、備品購入費という説明がございますが、これにつきましては、プロジェクターですね。この購入のための予算でございます。現在使用しておりますものが、ちょっとなかなか修理しないと使えないということで入れ替えを考えております。

それから、小中学校教科書指導書の購入ということでございますけれども、これにつきましてはご承知のとおり、道徳の教科化によりまして、小学校のほうが行うということで指導書の、2校分ですね、山田小、万江小の2校分。それに伴います教師用の教科書ですね。その分の購入費でございます。

それから、次に96ページ、図書館費の需用費ということでございますが、まず消耗品につきましては、まず絵本ですね、ハードタッチ絵本の分の60名分、それ

から図書館の消耗品として15万円ほどあげております。それから、図書を毎年度購入を行っておりますが、その図書の購入分を120万円ということで、それを合わせまして139万円計上させていただいております。

それから、修繕費につきましては、図書館のドアとか照明とか、いろいろ毎年度修理をする部分が出てきておりまして、なかなか当初で組んでおかないと早急に修繕ができないこともございます。たくさんの村民の方に使っていただく観点から、修繕費を10万円だけ当初であげさせていただきました。

次に、備品購入だったですかね。失礼しました。工事請負ですかね。これは図書館の分でございます、まず図書館でいろいろ村民の方へ連絡とか周知とかする場合の掲示板ですね、これを取り付けたいということで、その掲示板の分の工事。それから、ちょっと場所的に暗い部分がございますので、LED照明、これを取り付けたいということでその工事の分。それから、男子用小便器が1基もうちょっと使えないものがございますので、その取り換え工事の分ということで、その3つを合わせまして29万円の計上ということで当初であげさせていただいたところがございます。

以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 図書館費については、ほかにも共済費、賃金、あがっておりますので、充実が図られると思います。

それから、2点目についてはですね、小中学校教科書指導書購入については、これまでもなかったかなと思うんですけども、新しいようでもあります。教科内容とかこれによって何か変わることがあるのでしょうか。ちょっとありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） 新たに、お答えいたします。

新たに道徳として教科に入ってくるということで、他の教科がかわるということではございません。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第23号、平成30年度山江村一般会計予算書についてお尋ねをいたします。

ページは13ページ。商工使用料の中の観光施設使用料、ほたるの荘利用料、移

住定住促進施設使用料、現在の利用状況について質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質疑にお答えしたいと思います。

商工使用料の観光施設の使用料ということで、まずほたるの荘の利用料144万円を計上させていただいております。この施設、万江川のほとり15区に3棟設置しております、二地域共有型施設といたしまして設置をしております。当初予算計上いたしておりますけれども、現在のところ3棟ありますけれども、3棟とも未入居ということになっております。一番早い施設では、平成27年6月末をもって退去されておりますので、もう2年半近く未入居の状態が続いているということになっております。今年度も今のところ、広報とSNS等での発信、各種移住相談会や観光PR等の際にチラシ等をつくって募集を行っておりますけれども、問い合わせはあるんですけれども、なかなか入居にいたらないというようなところでございます。

続きまして、移住定住促進施設の使用料でございます。こちら、昨年度整備いたしました淡島ゲストハウスについてでございます。7月より運用を開始しておりますけれども、今年度は3件の利用があったということでございます。こちらのほうも問い合わせがありまして、来年度につきましては予約がすでに数件入っているというところで、移住定住につなげていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、利用状況についてお答えいただきましたが、やはりせっかく山江が持つ万江川地域の清流万江川、そして豊かな緑、また農山村の暮らしの佇まいといいますか、そういうのを特徴として山江が特色ある施設を15区、屋形、向鶴地区につくったわけですね。それが時代の背景といいますか、時代のあれといいますか、そういう思考が社会的にちょっと薄れているのか、またほかにも何か原因があるのか分かりませんが、今山江村は非常に移住定住の希望が多いということならば、勇気をもって用途変更もすべしと私は思います。補助金でできてますから、あそこはなかなか条例等でしぼりがあって、用途変更ができないという難しさもありますけれども、3戸、今のまま続くと維持管理料と、家賃収入がありませんからもったいないですよ。ですから、地域の活性化のためにもあそこに移住定住してもらって住んでもらったならば非常に活性化されるし、補助金等はどれだけあるか分かりませんが、山江の財政事情等はお聞きしておりますから、十分対応できるのではないかと。そういったことから、用途変更でもして地域の活性

化につなげるようなことも考えていったほうがいいのではないかなと私は思います。

そういった点については、どうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

議員が申されますとおり、条例等で大変制限がございまして、二地域居住、もちろん移住定住目的ではございませんので、住所を山江村に移して、ほたるの荘に移して居住するということできません。移住定住の相談等も多く入っておりますので、もちろん補助金等で建てた施設ですので、またお金を使って補助金を返すとか、いろんな整備をしなければならないという困難はあるかと思っておりますけれども、議会議員の皆さんにお諮りし、また地域住民の方が、やはり地域住民の方からもあそこが空いているのは寂しいという声もいただいておりますので、座談会等で意見をお聞きしながら、地域住民の方もあそこをどうにか活用してくれという声が多分出てくると思っておりますので、その声を大事にしながら用途変更等を進めていければというふうに調査をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） これはみんなで知恵を出し合って考えるべき問題かとも思いますので、検討方をお願いしたいと思えます。

いわゆるゲストハウスです。淡島地区にありますけれども、山江村全体を見たときに、特に若い人の移住定住を受け入れるならば、やはり利便性、交通条件、学校が近いとか、あるいは買い物、銀行等を考えると、山江の特色で一番山江が対価に対して配信できるようなところに、ゲストハウスをつくってするならば増えると思えます。ただ、万江地区のこと全体を考えると、自然と暮らしの佇まいとか考えると、ある程度年齢層の上の人はあそこで経験することによって、先ほど言いましたようにほたるの荘あたりの移住定住にもつながってきますから、万江地区全体のことを考えるとあれが生きてくると、そういうことを考えると、やっぱりそういった本格的に空き家対策も必要ですけれども、移住定住を促進することならば、そういった利便性、交通の便、学校、役場とか買い物とか、山江はすばらしいところだということがしてくると、大変多くの方がまた希望して来るんじゃないかなという思いで、これは提案ですけれども、そういったことを申し上げて質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております平成30年度山江村一般会計

当初予算について、3点質疑をいたします。

1点目は先ほど赤坂議員からも出ておりましたが、商工費のプレミアム商品券です。これ、72ページの歳出があります。また、2点目は教育費についてで、これは83ページから教育費がありますが、その中でも87ページの中学校英語研修補助金について。3点目は、103ページに地方債の調査一覧表があります。この点について質疑をいたします。

まず、72ページの商工費についてですが、先ほど来、赤坂議員も過疎債とはいえ、起債を使ったプレミアム商品券の発行について質疑が出ております。その中で、これまでの取り組みを見ますと、村内の消費を喚起しようということで村内の方が使われます。そして村内の業者の方にいろいろな仕事を頼まれます。しかし、商品券の購入は、これまでは村外の方もよかったというふうに聞いておりますが、今後それはどのようにされるのか。あるいは上限があると思います。上限、それがどれぐらいが適当かは分かりませんが、できるだけ多くの人が使えようようにすべきではないか。これは役場が実施されるのではなくて、どこかの団体が実施されるんだと思います。そのような内容について、どのようなことを考えておられるか答弁を求めたいと思います。

教育費、87ページの英語研修補助金、中学校英語研修補助金についてであります。11月でしたか、万江小の発表会がありました。その時に6年生が全員、流ちょうな英語で冗談も交えて、私はどこそこへ行きたい。例えば、私は韓国へ行って、冗談の部分は、イケメン男性に会いたいんだとか、あるいはシンガポールへ行って、私は行ったことはありませんけど、高いビルの屋上にあるプールで泳ぎたいんだとか、なかなかユニークなことを話しておりました。もちろん、教育の集いの日にもお出でいただいた方はそれらをご存じだと思います。それで今回、一般会計予算の中で、中学校英語研修補助金が出されておるわけですが、これはどのようなものをされるのか、あわせて、もういずれ小学校からの英語も始まります。山江村としてはこの英語教育に対してどのような教育方針を持っておられるのかを、答弁を求めます。

103ページの地方債の前々年度末における現在高並びに年度末における現在高の見込みに関する調書については、非常に起債を起こしておられるようですが、総額は変わっておりませんし、特に30年度を見ますと起債の見込み額よりも償還額のほうが多くて、最終的には減るようになっております。また、この起債総額は、当該年度末、つまり30年度末、来年度の31年3月末の見込みで34億6,600万円ほどと見てあります。これは28年度の決算における監査委員の意見書ですが、それらを見ますと、この時は33億円の一般会計地方財現在高合計でした。そ

のうちの約23億円については、地方交付税措置があるものであり、実際のといえますか、実際の起債は9億8,000万円であるというふうになっております。それで、この現在は当該年度末現在高見込みは34億円ちょっとであります。これらの交付税措置に係る部分と実際の起債額といえますか、それらのついてはどのように把握しておられますか。そして、どのように償還されていくか答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、松本議員のご質疑にお答えしたいと思います。

73ページの商工費、プレミアム商品券の発行補助金470万円でございます。こちらにつきましては、平成30年度もし予算がご承認いただければ4年目ということになるかと思えます。議員ご質疑の村外の方の購入をどうするのかということでございますけれども、山江村はこの補助金は村内の商工業の団体の方に補助するというので、事業の主体はその商工団体の方がされるということですが、先ほど来、財政のほうもソフト事業である過疎債ということで、有利な財源を使っての事業となりますけれども、村のお金も一部使ってということもございまして、村外の方の購入についてどのように制限を設けるのかということをお考えられるのかということ、こちらのほうからも申し入れをしたいというふうに思っております。

また、多くの方が利用できるための上限ということで、現在、1世帯20セットということになっているかと思えます。多く買われる方もいらっしゃる、1セット買われる方もいらっしゃるということで、こちらの上限についても団体のほうと協議をさせていただきたいと思えますし、これは私個人ごとでございますけれども、今1,000円券の12枚つづりというふうになっております。多くの方、例えばちっちゃなお子さんが使えるような、例えば500円券とか100円券というのも交えながらの券の発行もしながら、より多くの方が多くの場所で利用できるような商品券のあり方を研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

中学校英語研修の補助金ということでございますが、この予算につきましては、外国との語学研修のための予算として計上しておるものでございまして、やはり現地へ出向いて語学の研修を行ったり、また文化交流などを行う国際交流ですけれども、平成30年度につきましては、この国際交流もやっぱり学習活動を行う上で必

要であるというふうなことであげております。現在考えておりますのは、ALTが語学指導として来ておりますが、日本人学校にですね、山江におられました先生が赴任されているということで、シンガポールとの交流を考えております。ICTを活用したWeb会議のことも交流で行いたいとは思っておりますが、実際現地に行きまして交流を深めるということも必要だということで、この予算につきましては、中学生を4名分、中学生4名を募集等行い、選考を行いまして、現地へ研修に行ってくださいというための予算を計上しております。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、補足並びに今後の英語教育の方針ということで御質問がございましたのでお答えしたいと思います。今後の英語教育の山江村の方針ということでございますけれども、昨日も一般質問の中でも述べさせていただきましたけれども、来年度から小学校におきまして英語活動から、それから教科化に向けての移行期間ということで来年から始まるわけでございますけれども、山江村としましては英語化に特化して、小学校からやっっていこうということで考えております。小学校のほうで英語化に特化して教育を行うということでございます。もう教科化ということでございますので、それをした上で中学校につながるようなところで、やっぱり小中連携をしっかりと図っていく必要があるかと考えております。

それで、今回予算を組ませていただきましたけれども、やはり国際交流というのは今からは非常に大切なものだろうと考えております。しっかりと国際感覚を身に付けるということも必要でしょうし、今グローバルという言葉がありますけれども、やはりグローバル、いわゆる世界へ目を向けると同時に、やはり郷土山江村を大切にすること大切じゃないかなと思っておりますので、世界に目を向けるとともに、実際そこへ行って、初めて山江村の良さに気づくのではないかとことも考えておりますので、中学生になったところでしっかりそういうのを経験させて、さらに上のほうに目指していければ、さらにグローバル、あるいはグローバルな人材が育つのではないかなということで、小中の連携を図りながら英語教育については進めていきたいということで考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 103ページ、地方債の件でございます。この表によりますと、起債見込み額、30年度が3億3,610万円を起債をおこすと、元金の償還が3億4,964万6,000円を返済するというふうな計画でございます。これにつきましては、本年度、30年度予算に計上しております。その中で交付税で措置されるものというのをまず申し上げたいと思います。義務教育費債、これは本年

度元利合わせて2,678万8,000円の償還予定でございますけれども、のうち交付されるものが1,575万4,000円、災害復旧事業費、これにつきましては元利償還額の95%が措置されますので、322万4,000円。それから臨時財政対策債、これにつきましては100%交付税で措置されるということで、1億1,041万7,000円、それから減税補てん債、これにつきましては元利償還額の75%で145万2,000円、一般公共事業債、これにつきましては元利償還金の70%で1億663万2,000円、これは過疎債でございます、ただいま申し上げましたのは1億5,233万2,000円の元利償還金に対しまして70%の1億663万2,000円が措置されるということになっております。このほか、一般公共事業債292万9,000円、それから一般公共事業債の緊防債、これにつきましては70%が措置されるということで、2,445万6,000円、それから一般単独債の自然災害分が289万7,000円、一般単独事業が33万4,000円ということで、今年度償還額の1、交付税措置を見込んでおりますが2億6,809万5,000円で、大体全体の71.35%になるものとみております。それから実際の交付額でございますけれども、これは平成29年度の市町村の地方交付税の算定されたその算定台帳から申しますと、全体で2億7,720万8,000円が基準財政需要額に算入されております。これは29年度の方でございます。

以上のような状況になっております。

えっとですね、28年度分ですので、30年度分につきましては、見込みとして2億6,809万5,000円を見込んでおると。それと29年度の実績といたしましては2億7,720万8,000円が実際にきておるということを申し上げております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 2点目の英語教育については、中学生は110名ぐらいおりますが、4名で足りませんか。

それから、先ほどの起債の見込みでは、34億円も多分70%ぐらいは地方交付税の措置があるというこのような意味で言うのか、それをもう一度あとで答弁してください。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

中学生が110名ほどいる中で4名でということでございますけれども、今考えておりますのは、どの中学生というのもあんまりですので、基準を一つ決めたいなというのがですね、現在、英検のほうも積極的に受験していただくように推進していく方向で考えておりますが、その中でもまずは3級の資格者の方をまず募集し

まして、4級ということで。英検の資格を持っている中学生をまずは対象としたいということで4名をあげております。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 今年度末、当該年度末の34億6,664万円に対する基準財政需要額の見込みでございます。先ほど申しましたように、30年度で見込んでおります基準財政需要額の見込みがやはり71.35%ということで、70%ぐらいは基準財政需要額に算入されるものと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 本年度の当初予算は、前年度比1億200万円減です。しかし、総額は減っている中でも各課におかれては、創意工夫を重ねられて、新しい事業などにも取り組んでおられることは評価したいと思います。

終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、議案第23号について、質疑ですから簡単にお尋ねしたいと思います。

職員の研修が費用を組んであるんですが、今年は自治大学の派遣の計画はあるのか。

それからもう1点は、まるおか号の人吉駅乗り入れにお金を払わなくちゃならないと。これはどこに払うのか。また何のために払うのかちょっと分かりませんので、そこをお尋ねです。

それともう1点は、その元役場庁舎の擁壁工事ですが、えらい遠慮してあげてありますが、これで十分対応できるのか、そこをお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 職員研修費とあります。昨年度、自治大学校、1名派遣しておりますけれども、今年も予算では1名を計画いたしております。

それから、人吉駅への乗り入れですけれども、これにつきましては施設使用料ということで支払っております。これはタクシー等も入っております、乗り入れておりますので、そういったものもみんな支払っているような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、中竹議員のご質疑にお答えいたします。

おっしゃられていることは、時代の駅むらやくばの現在崩れたままになっている擁壁工事のことだというふうに思っております。一応、村内の事業者の方等も調査をいたしまして、工事請負費のある程度の請求をいたしたところ、今回計上してい

る32万7,000円で大丈夫だということで、そういう積算になりましたので計上させていただいているというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 職員の派遣につきましては、やっぱり職員の資質の向上ということは非常に大事であると思います。これからの戦力になるわけですので、是非続けていただければと思います。

それから、先ほどちょっとお尋ねしましたまるおか号の乗り入れですね。これは人吉、JRに払うわけですね。JRさんも私は失礼だと思うんですが、観光の誘致を各町村一生懸命やるのにですね、俺の敷地だからお前らが払えと、どうもこれは勝手な言い分のような気がしますので、その辺できればですね、JRさんも球磨郡も、非常に両方ともウィンウィンでいきたいというふうに思いますので、是非その辺は要望されてもいいんじゃないかなと思います。

それから、工事費についてはこれでできるということですので、これで頑張ってくださいますが、できれば大きな杉の木も取り除いてやったほうが、何べんも工事しなくてもいいかなという気がします。

以上です。終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第23号、平成30年度山江村一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時45分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

日程第 19 議案第 24 号 平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第 19、議案第 24 号、平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 19、議案第 24 号、平成 30 年度山江村特別会計国民健康保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 20 議案第 25 号 平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第 20、議案第 25 号、平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第 20、議案第 25 号、平成 30 年度山江村特別会計簡易水道事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第 21 議案第 26 号 平成 30 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第 21、議案第 26 号、平成 30 年度山江村特別会計農業集落排水事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第21、議案第26号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第22 議案第27号 平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第22、議案第27号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第22、議案第27号、平成30年度山江村特別会計介護保険事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第23 議案第28号 平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第23、議案第28号、平成30年度山江村特別会計後期高齢者医療事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第23、議案第28号、平成30年度山

江村特別会計後期高齢者医療事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第24 議案第29号 平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算

○議長（秋丸安弘君） 日程第24、議案第29号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第24、議案第29号、平成30年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業予算は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第25 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（秋丸安弘君） 日程第25、陳情第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書を議題とします。

まずここで、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

4番、西孝恒議員。

○総務文教常任委員会委員長（西 孝恒君） それでは、陳情第1号について報告します。

平成30年3月16日

山江村議会議長 秋丸安弘様

山江村議会総務文教常任委員会委員長 西孝恒

委員会審査報告書

平成30年第1回議会定例会で、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、山江村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記

事件の番号 陳情第1号

件名 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書

当委員会は、3月9日午後1時30分より委員会会議を開催し、陳情書について審査協議いたしました。委員会審査の結果は、委員全会一致で採択するものとする
と決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（秋丸安弘君） 委員長の報告が終わりました。それでは質疑を許します。質疑
はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。この陳情書に対する委員長報告は採択です。この陳情書を委員長
報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第25、陳情第1号、「協同労働の協同
組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書については、委
員長報告のとおり採決することに決定しました。

-----○-----

日程第26 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付
しております議案のとおり、議員を派遣するものです。

お諮りいたします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員を派遣
したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、議案のとおり議員を派遣するこ
とに決定しました。

お諮りいたします。ただいま、議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派
遣期間等に変更があった場合は、その決定については、議長に委任されたいと思
いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

-----○-----

日程第 27 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

- 議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 27、閉会中の継続調査申出書を議題とします。
議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第 74 条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたいとの旨の申し出があります。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。
よって、委員長申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査をすることに決定しました。

西孝恒議員。

- 4 番（西 孝恒君） 暫時休憩をお願いします。
○議長（秋丸安弘君） ただいま、暫時休憩の動議がありました。暫時休憩することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、しばらくの間暫時休憩をしたいと思えます。

-----○-----

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午後 0 時 00 分

-----○-----

- 議長（秋丸安弘君） それでは、再開いたします。
ただいま、総務文教常任委員会委員長から、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書の動議が提出されました。本案を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第 1 とし、議題とすることに決定しました。

それでは、ただいまから資料配付をいたしますので、しばらくお待ちください。

-----○-----

追加日程第 1 発意第 1 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書

○議長（秋丸安弘君） それでは、追加日程第1、発意第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西孝恒議員。

○総務文教常任委員会委員長（西 孝恒君） それでは、発委第1号について説明いたします。

平成30年3月16日

山江村議会議長 秋丸安弘様

山江村議会総務文教常任委員会委員長 西孝恒

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書について、別案のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由としまして、誰もが希望と誇りを持って働く。仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる。人とのつながりや社会とのつながりを感じる。こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、住民主導による住民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものであります。このような社会を実現するためには、持続可能な地域づくりに貢献する「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を国に対し要望する意見書の提出を提案するものであります。

以上、説明終わります。

○議長（秋丸安弘君） それでは、提案者の説明が終わりました。

議案審議のため、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。しばらくの間暫時休憩をしたいと思います。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後0時07分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、議案審議が終わりましたので、再開いたします。

議題となっております追加日程第1、発委第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、追加日程第1、発委第1号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ここでお諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会において、議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） これで、本日の日程は終了いたしました。本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。平成30年第1回山江村議会定例会をこれで閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後0時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員